

国際連合の政治過程に関する一考察(一)

——朝鮮議題(一九四七—四八)を中心に——

郷田正萬

目次

- 序 ——問題の所在——
- 第一章 戦後国際政治と朝鮮問題
  - 第一節 戦後米・ソ関係の基本構造と新興諸国のナショナルリズム
  - 第二節 朝鮮問題をめぐる米・ソ両国間の相剋
    - 国際信託統治案と国連審議案を中心に——
- 第二章 国連総会審議過程における米・ソ両国間の相剋と新興諸国の対応
  - 朝鮮問題を中心に——
  - 第一節 朝鮮問題の国連審議をめぐる米・ソ両国間の相剋と国連加盟諸国の対応
  - 第二節 朝鮮民衆代表の国連総会への招請案
    - ソ連決議案を中心に——
  - 第三節 米・ソ占領軍の撤退案
    - ソ連決議案を中心に——

## 論文要旨

本稿の主な目的は次の二つである。その第一は、この分析を通じて、国際連合の政治過程が国際連合の内的要因と環境的要因とによって、どのように展開され、変容されていたか、を解明することである。

その第二は、朝鮮問題をめぐる国際的、国内的対立が展開されていた政治状況のなかで、朝鮮の統一・独立という課題を平和的な変革を通じて成し遂げるために、国際的、または後述するような国内的梃子として、国際連合がどのような役割を果たしたか、という点を究明しようとするものである。

そのために、本稿では分析の直接対象になっている一九四七—四八年の時期を二期に区分し、一九四八年二月以前の時期を「前期」に、それ以降を「後期」とした。また、分析は以下のような側面に即して行う。

その一つは、朝鮮問題をめぐる国際連合の政治過程の分析である。この点との関連では、「国連総会」、「国連中間委員会」、および「国連臨時朝鮮委員会」という二つのレヴェルから分析考察する。

第二の分析のレヴェルは環境的側面である。この点との関連では「国際政治」の側面と朝鮮の「国内政治」の側面を考察する。

まず第一に、国際政治のレヴェルで、前期における米・ソ関係は「協調的側面」と「対立的側面」が併存していた。そして、朝鮮問題のように、米・ソ両国間の利害が相反する所では、その解決方法をめぐる見解の対立があった。したがって、朝鮮問題はモスクワ三国外相会議の決定に基づく「米・ソ合同委員会」で解決できず、米国によって国連による解決方式が要請された。

他方、こうした米・ソ関係とならんで、ヨーロッパ諸国と新興諸国とは米・ソの対立に直接巻き込まれることを回

避けつつ、それぞれ独自の立場を採った。それは第二次大戦直後の国際政治に以下のような特徴があったからであると言つてよい。その一つは、従来から国際政治の主体であったヨーロッパ諸国がヨーロッパ中心の国際政治像を持ち、対ドイツ政策をいかに展開するかに関心を集中していた。もう一つの特徴は、戦後の新興諸国において強烈なナショナリズムが抬頭すると共に、これら新興諸国が国際政治の主体の一つになったという点であった。

しかし、「後期」における米・ソ両国の関係は、チェコスロヴァキア政変、ドイツ問題の処理をめぐる対立、中国内戦の局面の推移および極東委員会における米・ソ両国対立の激化、といった一連の過程を経ることによって両者の敵対関係が前面に表出され、前期と異なつた様相を呈した。

こうした米・ソ関係の発展に対応して、ヨーロッパ諸国、および新興諸国は米・ソを軸とした「固い」両極構造 (Right bipolar system) に組み込まれることによつて、朝鮮問題に関するその選択の幅は縮小されることとなつた。(第一章および第三章第一節)

それでは、前述のような国際政治状況のなかで、朝鮮問題をめぐる国際連合の政治過程は、前後期を通じてそれぞれどのように展開されたのであろうか。

前期における「国連総会」においては、三つの問題が争点になつていた。そして、これらについては、米・ソ両国の見解と異なる立場が国連総会の多数派を形成していた。

第一の争点は、朝鮮問題を議題として審議するか否かについてであった。それに対する国連加盟諸国の反応は二つに分れた。一つは、イギリス、フランスなどを中心としたヨーロッパ諸国の反応であった。これらの国々は米・ソ対立に巻き込まれないために、国連の枠の外で、朝鮮問題を審議することを求めた。と同時に、「アジア・太平洋連合国会議」を開催し、同会議で多数派を形成して、その中で、米・ソ両国に政治的圧力を加えようとした。もう一つは、

新興諸国の反応であった。これらの国々は、朝鮮問題を国連の枠内で審議することによって、多数派を構成し、米・ソに圧力を加えようとした。

第二の争点は、朝鮮民衆代表の国連招請に関する問題であった。これについては、米・ソ両国が「南・北朝鮮」民衆の代表をそれぞれ招請するという立場を採ったのに対し、国連加盟国の多数派は「全朝鮮」民衆の単一代表を国連に招請することを求めた。

第三の争点は、占領軍撤退に関する問題であった。これについて、ソ連は「即時、同時撤退」を主張したのに対して、米国は「中央政府樹立後」の撤退を求めた。このような米・ソの主張と異なつて、国連加盟国の多数派は中央政府樹立後、「九〇日以内」に撤退することを求めた。(第二章)

これに比して、後期の朝鮮問題をめぐる国連政治過程は前期と異なつた様相を示した。それについては、つぎのような理由が考えられる。(第五章)

第一に、一九四八年二月のチェコスロヴァキア政変、ドイツ問題、中国の国共内戦の推移、および日本との戦後処理問題等によつて、米・ソ間の対立が、グローバルな規模で展開されたからであった。

第二に、多数の国連加盟国が米・ソを軸とした「固い」両極構造に組み込まれたからであった。つまり、チェコスロヴァキア政変以降、一方で、イギリス、フランスを中心としたヨーロッパ諸国は従来の「ドイツの脅威」から「ソ連の脅威」へ、とその対象を移行していた。他方、アジア地域では、共産党勢力の拡大によつて、オーストラリア、ニュージーランドは、従来の「日本の脅威」より「ソ連の脅威」を重視するようになった。さらに、中南米諸国でも米国を中心とした米州機構が形成された。

第三に、国連の内在的要因が考えられる。つまり、一九四七年一一月の「国連総会」の決議と、それによつて設置

された「国連臨時朝鮮委員会」の報告が提出されたことである。

これらの要因が三重映しになって、国連加盟諸国の行動を制約した。その影響は朝鮮民衆代表の招請問題や「国連朝鮮委員会」の廃止問題の審議過程においてよく現われている。

以上述べてきた国連総会レヴェルでの問題同様に、国連の環境的要因と内的要因は、「国連中間委員会」と「国連臨時朝鮮委員会」の審議過程においても、インパクトを与えている。

両委員会での審議の焦点は、「接近可能な地域における選挙実施」という問題に、いかに対応するかという点であった。この問題は、ソ連占領軍が「国連臨時朝鮮委員会」の北朝鮮立入りを、拒否したために生じている。それは、チェコスロヴァキア政変を境とする前期から後期への転換期において争点化された。

前期の「国連臨時朝鮮委員会」での審議において、同委員会の多数派は、「接近可能な地域における選挙実施」が、朝鮮の分断につながるという立場を採った。

それに対し、後期の「国連中間委員会」での審議で、同委員会の多数派は、「接近可能な地域における選挙実施」の勧告決議を行い、「国連臨時朝鮮委員会」がこれに追従した。(第三章、第二、三節)

それでは、このような国際政治・国連政治状況のなかで、朝鮮の国内政治主体は、どのような対応を示したのであるろうか。

朝鮮の政治主体の対応は、第二次大戦後の朝鮮ナショナリズムの基本課題の認識と、それを達成しようとする方法とに密接な係わりを持っていた。すなわち、戦後の朝鮮ナショナリズムの基本課題は、第一に、「外圧」、具体的には、米・ソ両国から独立し、南・北朝鮮を統一することであった。また第二に、朝鮮の封建的な秩序を清算し、日本統治の残滓を一掃することであった。

こうした基本的課題を達成するための政治主体としては、朝鮮半島においては、右派、中間派、左派の三つの勢力があった。これらの政治勢力を米・ソ両国との関係から考察すると、右派は「反ソ」独立を主張しており、中間派は「反ソ・反米」独立を強調した。そして、左派は「反米」独立を主張した。このような立場の相違から、これらの三つの政治勢力は、当時の政治的争点であった朝鮮問題の国連審議と「国連臨時朝鮮委員会」の「接近可能な地域における選挙実施」についても、それぞれ相異なつた対応を示していた。

まず第一に、「前期」における主な政治的争点であった朝鮮問題に関する国連審議について、右派と中間派はこれに賛成した。これに対して、左派は反対であった。右派の態度は、米国の影響力の大きい国連の支持の下で、「反ソ」的な朝鮮の独立を達成するという志向に由来した。これに対し、中間派は朝鮮問題の解決に国連を介入させることによつて、米・ソ占領軍の影響力を朝鮮から排除し、「反米・反ソ」的独立を達成しようとした。また、左派が国連審議に反対したのは、ソ連の朝鮮問題に関する国連審議反対論に同調したからであった。

第二に、「後期」における主な政治的争点であった「国連臨時朝鮮委員会」の「接近可能な地域における選挙実施」については、右派が賛成したが、中間派と左派は反対した。

右派が賛成したのは、米国の支援の下で南朝鮮での選挙実施を自派に有利に展開できると考えたからであった。

それに反して、中間派は全朝鮮で、米・ソ占領軍の影響力を排除しようとしたため、米・ソ占領軍の即時撤退と全朝鮮を通じた総選挙の実施を主張した。また、米・ソ占領軍の撤退は中間派と左派にとって共通の利益があったため、これらの政治勢力は、「国連臨時朝鮮委員会」の「接近可能な地域における選挙実施」に対抗し、「南・北政治指導者会議」の開催という新たな政治的争点を提示して、右派と対立した。(第四章)

前述したように、一方では、国連内に、米・ソ両国と相異なつた立場を採つていた多数の国連加盟国があり、他方で朝鮮内においても、米・ソ両国の政治的影響力を排除し、全朝鮮の統一・独立を求めた中間派政治勢力があった。それにも拘らず、米・ソ両国のグローバルな規模での対立の激化と「固い」両極構造の形成は、米・ソ両国から独立した独自の立場を追求しようとした多数の国連加盟国の選択幅を縮小させた。そのため、米・ソ両国の政治的影響力を全朝鮮から排除して、統一・独立を企図した朝鮮の国内政治勢力を、これらの国々が国際的に補強することは妨げられたと言つてよい。

本稿は全体が五章に分れ、以上の内容をそれぞれ分析、叙述したものである。

## 序 —— 問題の所在 ——

本稿の主な目的は二つである。

第一は、国際政治的要因と朝鮮<sup>(1)</sup>の国内政治的要因によって、国連の政治過程がどのように展開し変容されていったかを説明することである。

第二は、朝鮮問題をめぐつて国際的、国内的な対立が展開されていく政治状況のなかで、平和を掲げる国際連合が、朝鮮の独立、統一という課題を平和的な変革を通じて成し遂げるために、国際的、国内的梃子としてどのような役割を果したのか、という問題を究明しようと試みたものである。

周知のように、国連は一九四七年第二回国連総会の決議によつて、朝鮮問題の解決のために介入した。

この国連の介入に関して、米・ソの見解の対立は言うまでもなく、朝鮮側においても二つの反応があった。

その一つは、国連の介入に賛成した見解を採っていた立場であり、これは右派と中間派政治勢力であった。それに反して、もう一つの政治勢力であった左派は、朝鮮問題の主體的解決を理由に国連の介入に反対した。

それにも拘らず、当時の政治状況から考えると、朝鮮問題の平和的解決のためには、当時、国連の介入は必要であり、しかも、それを有効なものとする条件が存在していたと言つてよい。

まずその第一として、国連の介入が必要であったのはつぎのような理由からであった。

その一つは、朝鮮国内で米・ソ両国が朝鮮問題の解決方法について真向から対立していたからである。

その二は、米・ソ合同委員会が決裂することによって、朝鮮問題の解決のためのコミュニケーション通路が米・ソ両国間において遮断されたからであった。

こうした政治状況のなかで、国連が介入するということは、一方では、米・ソ両国に対し、朝鮮問題に関する対話の場<sup>(2)</sup>(Forum)を与えることによって、米・ソ両国の直接的な対決を回避すると共に、他方では、国連が米・ソ両国間の仲裁者<sup>(3)</sup>(Mediator)の役割を果たすことにもなり得るからである。

第二に、国連の介入が朝鮮問題の解決を可能にするような条件が、国際的にも、朝鮮の国内においても存在していた。

まず、第一に、国際的レヴェルで三つの要因が考えられる。

その一つは、一九四五年八月第二次大戦終結から一九五〇年六月朝鮮戦争勃発までの期間を考察する場合、チェコスロヴァキア政変までの間には米・ソ両国間には「協調的側面」<sup>(4)</sup>が残されていたからである。

第二は、西ヨーロッパ諸国と米・ソとの関係を考察すれば、西ヨーロッパ諸国は外交政策のレヴェルでは、必ずしも「親米・反ソ」ではなかったものであり、また、「反ソ・反共」の姿勢を中核とした西欧ブロックと言つても、国際的

レヴェルで組織化されておらず、その後の冷戦期における両極体制がまだ定着していなかった。

と同時に、第三は、第二次大戦の直後から、「民族国家」のシンボルを中核とする新興ナショナリズムが強烈に噴出し、第二次大戦後の国際政治に、新たな要因として加わるようになったからである。

第二に、朝鮮の国内政治のレヴェルにおいても、国際連合の介入が朝鮮問題の解決のために有効であり得たということ窺うことができる。

つまり、第二次大戦の終結とともに、朝鮮は日本統治から解放されたが、なお戦後においても、解放朝鮮は二つの基本的な民族的課題を解決しなければならない政治状況に直面していた。

その一つは、民族主義的課題の実現であった。すなわち、朝鮮は日本の長期的支配から解放されたものの、米・ソ両国が新たな支配者として君臨することによって、「解放」朝鮮は再び「米・ソ」両国への隷属の道を辿る可能性が少なくなかった。このことは、「統一・独立」のシンボルを中核とした朝鮮の「反占領」ナショナリズムを生む原因となった。

他方、戦後の朝鮮が直面したもう一つの課題は朝鮮国内における社会改革であった。これは、一方において、李氏朝鮮五百年という長期間にわたる封建的な統治と秩序を清算し、他方において、三六年に亘る日本の植民統治の遺産を一掃し、国民的統一秩序を確立して、一つの民族国家として、国際政治の主体になるために必須不可欠なものであった。

この両者の契機は、いうまでもなく密接に絡み合っており、したがって、これらの問題をめぐって朝鮮の諸政治勢力間には、矛盾と緊張が絶えなかった。ここに、当時の朝鮮の国内政治状況に流動性が存在していたゆえんであった。

ところが、以上の二つの要因に対する国連の協力の他に、国連介入が有効なものになり得た第三の条件は、国連政

治の特殊性にも存在していた。つまり、国連、特に「国連総会」においては、一国一票を原則にし、公開性に基づく多角的（多国家間）外交であるため、国際・国内政治の論理がそのまま反映されない特殊な側面があるからである。

それにも拘らず、国連は一九四五年から一九五〇年までの国際・国内冷戦が激化しつつあった政治状況のなかで、朝鮮問題に介入し、「接近可能な地域における選挙」を実施することによって、朝鮮分断の固定化の道を選択した。

しかし、当時の国際・国内政治状況が流動的であったことを考え合せれば、調停的機能を果す国連にとって、そのような選択が唯一の残された選択肢ではなかったことが分るであろう。

国連が行ったそのような選択は、むしろ、米・ソが国際的に対立していた政治状況のなかで、その対立をさらに昂進させる契機になったのであり、朝鮮の国内政治においても、「統一・独立」のシンボルを先取りしようとする諸政治勢力間の対立を激化させた。

では、こうした流動的な政治状況のなかで、介入した国連が朝鮮問題の解決に失敗した要因は何であったのだろうか。

ここでわれわれは、朝鮮が分断され、南・北朝鮮の対立が決定的な段階に入った一九四七年から一九四八年までの期間に立ち返って、調停機能を果すべき国連の選択の可能性とその失敗の要因を究明することは、国連の研究のために、重要な意味があると考えられる。

こうした研究対象の重要性に比べて、この時期における研究状況は極めて遅れているのが実情である。その理由としては三つ考えられる。

まず第一は、朝鮮の国内の政治状況に関わるものである。すなわち、朝鮮は解放から一九五〇年までの混乱状態を経て朝鮮戦争を体験し、それ以後は米・ソ両国を軸として展開された冷戦と平行して、南・北朝鮮も冷戦体制に組み

込まれてしまった。それゆえに、一九五〇年以前の期間の政治状況の分析は、冷戦観に根ざした分析であった。

また、研究者自らが両極構造の下に置かれていたため、この期間に関わっていた行為が主体である米・ソおよび国内諸政治勢力のいずれについても二値的価値判断を下しているのが実情であった。

第二は、国際的なレヴェルで朝鮮戦争の勃発以降、朝鮮問題に関する関心が高められたとは言え、その関心が主に朝鮮戦争そのものに限定されたゆえに、どちら側が「先制攻撃」を行ったかについてはふれても、なぜ戦争勃発の状況までに至ったか、あるいは戦争が勃発した主要因は何であったか、という問題関心は欠落していた。

第三は、前述の第一、第二点とも深く関わっている点である。すなわち、国内・国際冷戦の激化や、朝鮮戦争そのものへの関心によって、朝鮮問題の分析に考慮しなければならない要因である「国連」と「戦後新興諸国のナショナリズム」の果たした政治的機能との関連で分析した研究が全く見られないという点である。

以上すべて来た観点を考慮し、本稿の構成はつぎのようなものになろう。

つまり、第一章においては、戦後米・ソ両国関係の基本構造を考察し、かつ米・ソ両国関係における戦後新興諸国のナショナリズムの位置付けを行う。

さらに、朝鮮の国際信託統治案をめぐる米・ソ両国がどのように対応していたかを考察する。

第二章においては、視点を国連に移し、朝鮮民衆代表の国連招請案および占領軍撤退をめぐる米・ソ間の立場の相異とそれに対する国連加盟諸国の対応について考察する。

第三章では、朝鮮問題に関する「国連中間委員会」と「国連臨時朝鮮委員会」との見解の相異を国際・国内冷戦の激化という文脈のなかで考察する。

第四章では、朝鮮問題に関する朝鮮ナショナリズムの対応が国際・国内政治状況の変化にしたがって、どのように

展開され変容していったかを分析する。

最後に、第五章では、再び国連に視点を移し、国連政治過程が既存の国連の内的・外在的要因によっていかなる形で制約されていたかについて分析する。

以上述べて来たように、われわれは、朝鮮議題をめぐる国連の政治過程を国連の内外の側面から分析し、多少なりとも国連政治過程の全体像を描く手がかりにしようとして試みたのである。

## 第一章 戦後国際政治と朝鮮問題

この章は二つの節から構成されている。第一節においては、朝鮮問題をめぐる国連政治過程の環境的要因として国際政治的側面、特に第二次大戦直後の米・ソ関係の基本構造を考察すると共に、そのなかで新興諸国のナシヨナリズムの位置づけを試みる。つまり、第二次大戦直後の国際政治は米・ソ間の「協調的側面」と「敵対的側面」が共存する「緩慢な両極構造」(Loose bipolar system)であったと言つてよい。

こうした「緩慢な両極構造」のなかで、国連加盟諸国は米・ソ間の対立に巻き込まれることを回避しようとしていた。それには二つの類型があった。第一は、イギリス、フランスを中心とした西欧諸国とオーストラリア、ニュージーランドとであつて、これらはドイツ、日本からの侵略を恐れていた。

第二に、新興諸国では国内的側面で強烈なナシヨナリズムが勃興するとともに、さらに、経済建設や政治的安定を維持するためにも、米・ソ対立に巻き込まれることを回避しようとした。

第二節では、朝鮮問題の信託統治案から国連審議案への移行過程に焦点を合わせ、米・ソ関係を考察する。

後述するように、米・ソ両国は米・ソ両国関係の「協調的側面」によって五年を期限とした朝鮮の信託統治実施という構想において見解の一致をみていた。それにも拘わらず、米・ソ両国はそれぞれ自国に有利な形で朝鮮問題を解決しようとすることによって対立した。その結果、「米・ソ合同委員会」は決裂し、米国は朝鮮問題の国連審議を求めようになった。以下、これらの点について詳説したい。

### 第一節 戦後米・ソ関係の基本構造と新興諸国のナシヨナリズム

第二次世界大戦後の国際政治は、一方では、米・ソを軸とした「緩慢な両極構造」のなかで展開されたと考えてよい。と同時に他方においては、西欧の帝国主義からの従属関係を断ち切った新興諸国に強烈なナシヨナリズムが勃興し始めた。ここでは、朝鮮問題をめぐる米・ソ間の相剋および国際連合の政治過程における相剋に立ち入る前に、その背景として、朝鮮問題に関する国際連合の政治過程に影響を及ぼした政治的環境要因として、第一に、グローバルな規模で展開された米・ソ両国間の関係を一九四五年から一九四七年までの期間に限定して、第二には、第二次大戦以降に勃興し始めた新興諸国のナシヨナリズムについて触れておきたい。

まず第一に、米・ソ関係に限定してみると、もともと米・ソ関係はロシア革命以来、それぞれの時期によってさまざまな変化を示して来た。一九四五年から一九四七年までの期間における米・ソ両国関係は、一面においては敵対的な対立や相剋の側面を持ちながら、他面では協調的側面を持つ、という両面性を特質としている。このような両面性をおびるようになった経過について、われわれはまず戦前における米・ソ両国間の歴史的な経緯に戻り、その延長線上において理解しなければならぬ。

ロシア革命以降、米・ソ両国はそのイデオロギーの異質性の故に、それぞれ恐怖を抱いてきた。しかし、反ファシ

ズム戦争を共に戦う過程において、米国の共産主義に対する固定観念は流動化し、さまざまな分野において協力がみられることになった。

前述の如く、第二次大戦中、米・ソ両国は反ファシズム戦争を共に戦う同盟関係から、直接的な国家利益の対立がない限り協調関係を維持していた。それにも拘わらず、米・ソ間には不信に根ざした政策が存続していた。たとえば、ヨーロッパ戦線におけるドイツの攻撃の矛先をソ連に向けようとしたことや、第二戦線展開の約束を履行しなかったことなどがそのよい例である。しかし、戦後の国際政治における米・ソ関係を決定的に悪化させたのは、第一に、ヨーロッパを中心とした米・ソ関係、特に第二次大戦中のソ連軍のポーランド占領をめぐる米・ソ両国間の対立であった。<sup>(1)</sup>

第二に、西ヨーロッパ全域における共産党勢力の拡大があげられる。

第三に、アジアにおいて米・ソ関係を悪化させたものとしては、中国における国共内戦の推移と、日本との戦後処理のために設置された「極東委員会」における米・ソ対立があげられる。

まず第一の点との関連で考察すると、ソ連軍によるポーランド占領は、自国の安全保障の観点から行われたと言ってもよい。つまり、ソ連はロシア革命以降伝統的に西欧の侵略とナチ・ドイツからの脅威を感じていたのであり、そのような脅威と侵略を阻止する防壁として戦争遂行過程でポーランドを衛星国化しようとして企図した。したがって、ソ連のポーランド占領の第一の目的はポーランドや東欧を怖るべきドイツの報復と再侵略に対する防壁に仕立てることにあった。<sup>(2)</sup>

このように、ソ連はドイツに対する安全保障の一環としてポーランドを共産化した。そして、こうした西欧やドイツに対するソ連の政策は西欧やナチ・ドイツに対する歴史的な体験に根ざしているものとして考えられても、それは全く失当とは言えない。

つまり、第一に、ソ連はロシア革命後、イギリス、ドイツ、アメリカを中心とした欧米諸国と日本によるシベリア出兵という反革命的干渉政策を体験した。ソ連の政策はこうした歴史的体験に根ざした東欧やポーランド政策であったにも拘らず、その政策の結果が西側の眼にはソ連が常に、また至るところで西側に対して革命を輸出する意図を持っていることの証左だと解釈され、第二次大戦後においても米国や西側はソ連に対して不信に基づく政策をとることとなったのである。

米国の戦後共産主義観についてインパクトを与えた第二の契機は、第二次大戦後の西欧諸国内において拡大しつつあった共産党の勢力の強化であった。そのような著しい例として、フランスやイタリアで共産党が大量に議会に進出し、イギリスの選挙においても労働党が勝利するなど、形こそさまざまであるにしても、米国に対する共産主義イデオロギーのインパクトは大きかった。ポーランドにおけるソ連軍の占領と共産化は、米国にとって共産主義の原型の意味を持つことになり、東側で「人民民主主義」と呼ばれるものが米国にとっては「間接侵略」の原型と見られることになった。こうして、ポーランドを素材にして形成された共産主義観は、アメリカの側における「アメリカ的生活様式」についての元来普遍主義的なモラリズムに裏打ちされることによって、一つの普遍主義的反共イデオロギーへ結晶した。

こうしたポーランドの共産化と西欧内での共産党勢力の強化によって作られたイメージを中核とした反共イデオロギーは、ヨーロッパから津波のように拡大して全世界に普遍化する過程を辿ることになった。

その結果、米・ソ両国は第二次大戦後においては、イラン、ギリシャ、トルコなどにおいて対立するようになり、一九四七年三月にはトルーマン宣言として具体化され、諸国に援助を与えることになった。

つまり、第二次大戦後の米・ソ関係史に即してみると、第一にあげられるのは、イラン、トルコとギリシャにおけ

る相剋である。ソ連と英国は一九四二年の三国 (Tripartite) 条約によって一九四六年三月二日までに両国軍がイランから撤退することになっていた。しかし、イラン政府は、イギリス軍が撤退したにも拘らず、ソ連軍が撤退しないばかりでなく、北部のアゼルバイジャン (Azerbaijan) 州にソ連が介入していると非難し、イランは米国の支持を得て国連事務総長の国連外での解決勧告を無視し国連に提訴した。<sup>(3)</sup>このようにして、一九四六年イラン問題をめぐって顕在化した米・ソ間の対立は、一九四七年の安全保障理事会におけるギリシャ問題の審議においては一層明白に現われていた。

第二は、ギリシャをめぐる東西間の対立であった。もともとギリシャ問題は、一九四六年八月にウクライナ社会主義共和国代表マヌイルスキー (Dmitri Z. Manuilsky) によって提起され、安全保障理事会のロンドン会議において審議されていた。ギリシャ問題はイギリス軍のギリシャ駐屯をめぐるソ連とイギリス間の紛争事件であったが、イギリス労働党政府は当時インド、ビルマ、英領マレーシア、パレスチナなどの地域においても苦境に直面していたため、ギリシャに対する持続的な軍事経済援助はもはや不可能になった。

イギリス軍のイランからの撤退について通知を受けた米国は、ギリシャに介入することになった。すなわち、イギリス軍のイラン撤退は近東地域が「力の空白」の地域になり、経済的に危機状態におかれていたトルコを含めてソ連圏化することを恐れたからである。このような状況において、トルーマン (Harry S. Truman) は、一九四七年三月に議会に対しギリシャとトルコに対する軍事・経済援助として、四億ドルの支出を求めると共に、トルーマン宣言を行い、同地域において初めてソ連と対決することになった。<sup>(4)</sup>

このように米国の対外政策が強化されるに当たって、ソ連も対米政策を更に硬直化させることになった。こうした米・ソ関係の悪循環の例は、その後の米・ソ関係史においても繰り返されることになった。

これまで、われわれは、主としてヨーロッパを中心とした米・ソ関係を大雑把に概観した。しかし、視点をポーランドの共産化以降の米国のアジア政策に移してみると、米国の反共イデオロギーに基づく軍事援助は、一九四五年対日戦争終結後、国共内戦が展開されていた中国において、すでに始められていた。では、米国は国共内戦が展開されていた中国の状況をどのように認識していたのであろうか。

第二次大戦終結から一九四七年までの米・ソ関係をアジア、特に中国に限定してみる場合に、ヨーロッパにおける米・ソ関係と同じように、二つの側面がみられる。周知のように、第二次大戦中米・ソ両国はそれぞれその目的は異なったにしても、アジア地域において日本の大陸膨張政策を阻止するために抗日戦線を強化するという点においては一致していた。そして米・ソいずれも公式の中国政府である国民党政権を支持し援助を続けた。

たとえば、一方において、アメリカは大西洋戦争に対して第二次戦線の意味をもつ大陸戦線の崩壊を防ぐためにあらゆる努力を傾けた。それは単に国民党政権に対する膨大な物的技術的援助の供与、軍事顧問団の派遣に止まらず、解体の恐れのある蒋介石政権の改革のためにも圧力を加え、抗日戦争の末期には国共調停の政治的活動を行うという所にもまで及んでいた。と同時に、ソ連もまた日本の大陸政策の防壁たる抗日戦線の強化を利益としたが故に、米国と協調して少くとも公式的には戦線の統一を妨げるようなことは極力避けていた。又、ソ連は中国における社会主義革命に否定的立場を採っていたため、国民党政権との間に不可侵条約を結ぶところまで至り、軍事顧問団を送り武器まで供与したが、中共側には物質的な援助を与えなかった。こうして米・ソ両国は一致して抗日統一戦線を強化する方向で協調していた。

にも拘わらず、第二次大戦が日本の敗北をもって終結するとともに、米・ソ間の対立的側面が顕在化してきた。それにはつぎのような契機が作用したとみてよい。つまり、第二次大戦によって日本が敗北したアジアにおいて、第一

に、西欧帝国主義が戦争によって弱体化され、アジア地域に「力の空白」が生じていると意識されていたのであり、第二には、中国では終戦と同時に国共間の内戦が開始された状況の下で、ソ連からの影響の強化が予想されたのである。そのような危機状況における「力の空白」を埋めるものとしては、第二次大戦中から米・ソを軸に分極化していた状況の中で米国に代わり得る国家がなかったからである。しかし、米国のこのような対中国政策が反共の立場に根ざして展開されたのは、決して第二次大戦以降のことではなく、第二次大戦末期の中国に駐在した外交官によってもその必要性が充分認識されていた。<sup>(5)</sup>

このような戦後の米国の対中政策を要約すれば、次のようにいってよい。

第一に、内戦は中共の勝利を不可避にするから極力回避させる。

第二に、中共に対して国民党政権の優勢を保持し得るような形で統一政府を造る。ただし、米国の利益のために中国における好ましい政府を造り得る唯一の人物として蒋介石は「中国最大の財宝」である。その際、同時に中共軍を統合してその独立性を奪うことが肝要である。<sup>(6)</sup>

しかし、このような政策に根ざした米国の対中国政策は一九四五年一二月に開催されたモスクワ三国外相会議においてソ連から非難された。

周知のように、第二次大戦直後行われた国共間の相剋は、まず日本占領地域区および日本軍の武器の回収をめぐる展開された。ところで、この膨大な日本勢力を大陸から除き去り、同時に、国府の中共に対する優勢を確保せしめるため、米軍は自ら「国府軍の兵力を運搬、装備し、給与することを助け、それによって彼らは華北と満州の大部分に彼らの支配を拡げていった」<sup>(7)</sup>のである。そればかりでなく、在華米軍約五万人が華北に進出して国府の支配権を保護した。米国の戦後直後に生じた「力の空白」を埋めようとする努力の一環がこのように軍事力の行使として現われ

たのであり、それに対して、ソ連は内戦干渉であるとして米国を非難したのである。と同時に、ソ連はロシア革命後シベリア出兵という歴史的な体験と記憶を持つだけに米国からの恐怖を強く感じていたと言つてよからう。

つぎに、米・ソ両国は日本との戦後処理問題を審議するために設置した「極東委員会」においても対立していた。その最も著しい例は賠償問題の審議過程で現われた。つまり、日本から取り立てる賠償財産に、米国は日本の本土の外に存在するすべての日本財産、特に満州地域とソ連占領下に置かれている日本の北方領土に存在した財産までを含めることにしたのに対し、ソ連は日本の外にある財産を除き、日本領土内にある財産に限るべきであると主張して対立した。<sup>(8)</sup>

ところで、このように米・ソ両国が戦後の国際政治の上で、グローバルな規模で対立、相剋しているなかで、戦後において、特に強力に勃興し始めた新興ナショナリズムはどのような性格をもち、またそれは朝鮮問題についてどのような影響力を及ぼし得たのであろうか。ここでは、後述する朝鮮問題の国連政治過程を理解するための前提として、戦後の新興諸国ナショナリズムの勃興とその性格を米・ソとの関連で必要な限り論じておこう。

第二次大戦後に生じた重要な国際政治上の特質の一つは、アジア、アラブおよびラテン・アメリカ諸国において、帝国主義列強の植民地的支配に反対する強力なナショナリズム運動が展開されると共に、それが国際政治や国連政治において著しく高い比重を占めたことである。<sup>(9)</sup>

ところが、新興諸国のナショナリズムの勃興は、「前近代的」要因が新たに国際政治に織り込まれることになったという点では注目に値する。

周知のように、戦後の米・ソ相剋を軸とする国際政治において、多くの新興独立国家が台頭することになった。たとえば、一九四五年から一九五〇年までのアジアではインド、パキスタン、ビルマなどがあいついで独立し、アラブ

地域においては第二次大戦中のエジプトの独立をはじめとして、一九四六年シリア、レバノンの独立が成しとげられた。これらの国家はそれぞれの主体的および客観的条件が異なり、したがって、その独立の過程も相違していたが、これらすべての独立国家は「前近代的」社会を抱えて、独立以後に社会革命という共通課題を解決しなければならなかった。こうして、戦後の新興諸国のナショナリズムは単に政治的独立だけでなく、ラテン・アメリカのように、多少とも社会革命を行わざるを得なかったのである。<sup>(10)</sup>

このように戦後において、アジア、アラブやラテン・アメリカ地域において強烈に勃興したこれらの新興諸国のナショナリズムのインパクトが、米・ソの双方で敏感に受容され、またそれをよく受容すること自体が東西の競争だということになれば、朝鮮問題の解決のための新興諸国の役割は極めて有効になったであろう。しかし、現実の政治の世界はその逆に動いた。その原因に対する答えを出すために、新興諸国が、国連における朝鮮問題の審議をめぐる米・ソ相剋のなかで、どのような機能を果たしたかについて分析することが必須的になって来るのである。

第二次大戦後の米・ソ両国の朝鮮問題をめぐる対立との関連で、新興諸国を大きく「緊張緩和型」と「緊張激化型」に分けることが一応可能であろう。<sup>(11)</sup>

たとえば、一方はインドを代表例としてアラブ諸国を含む「緊張緩和型」であり、これらの国は朝鮮をめぐる米・ソ間の対立相剋を緩和する機能を果そうとしたグループであった。他方、フィリピン、中国、パキスタンなどのアジア諸国とエル・サルヴァドル、ボリビア、チリ、ブラジルなどのラテン・アメリカの国々は「緊張激化型」の国々であったといつてよい。

この二つの機能は極めて対照的であるが、どちらの機能を営むかは全くこれら新興諸国内外の与件によることである。その分れ目を決定するものとしては三つの要因が考えられる。第一に、植民地統治の遺産を含

めて新興独立国の国内の諸条件が体制の安定と発展にとつてどのような機能を持つのかという契機であり、第二には、外庄、特に東西からどんな働きかけが行われるのかという契機であり、そして第三に、この二つの組み合わせの中でどのような政治的リーダーシップが存在するか、ということである。

アジア国家との関連で、第一の契機から考察してみると、アジア国家は二つの類型に分けることができる。その一つは、独立後においても英連邦を構成していた国家と、それ以外の国家とである。前者に属した国家はオーストラリア、インド、パキスタンで、後者に属した国家はフィリピン、中国であった。

まず第一に、英連邦に属する国家はイギリス支配から独立したという側面からも分るように、「反植民地主義」の立場が強力であり、外交の遂行の上でも「独立性」を維持していた。それにも拘わらず、長期間の植民地的従属経済のもとに置かれていた故に、それぞれの国内経済構造はイギリスとの緊密な関係の継続的維持を必要として、独立後すぐ自主的な国民経済に編成替えをすることは不可能であった。

しかし、インドの場合には、独立直後国民会議派が共産党の支持の下で政権を掌握していた関係もあって、当時のネール (Jawaharlal Nehru) 外交が米・ソの対立の中で消極的中立主義の政策をとつてはいたが、しかし、インドは全体としては英連邦の一員として、基本的にはイギリス外交に従っていたのであり、西側にコミットしていた。インド外交に比してパキスタンの場合には、英連邦に属しながらも次の二つの理由によつて親米政策をとつた。その一つは、カシミール (Kashmir) をめぐるインドとの国境紛争でインド側に味方しがちなイギリスに反発したことであり、宗教の差から常に反インドの傾向をとつていた。第二は、パキスタンは国内市場の狭隘さと遅れた農業構造を技術面から改善して近代化の土台にしようとした関係から、かえつて外国、特に米国に依存することになった。<sup>(13)</sup>

これに対し、フィリピンは一八九八年から米国により支配されたが一九四六年七月に独立し四八年間の米国の植民

統治を終息させた。しかし、フィリピンでは独立後においても、国内の政治、経済的条件が不安定であった。特に、国内政治面での不安定の一例としては、独立政府は中部ルソン島に拠点を置いていたフクバラハップ<sup>(14)</sup>(HUKBALAHAP)と対立していた。このフクバラハップはフィリピンの独立以前には他のゲリラ組織同様に、米国から武器援助を受けしており、共産主義者タルク(Luis Taruc)によって指導されていた。独立以降は組織を拡大し、東ルソン島の中央及び農村地域を支配し政府と対立していた。

また、対外関係では、第二次大戦後のフィリピン・ナシヨナリズムは反日的傾向を帯びていた。フィリピン・ナシヨナリズムがこうした傾向を帯びていた理由は、第二次大戦の過程においてフィリピンが日本の侵略による大きな被害を受けており、その上に国民党政府系華僑が多く居住していたからであった。<sup>(15)</sup>

また、米・ソとの関係から考察してみると、独自の政策を追求しながらも米国の政策にコミットした。その理由の一つは、経済的依存関係があげられる。つまり、フィリピンは独立までに経済的側面で、植民地経済の構造になっており、またフィリピン・ナシヨナリズムの指導力である民族資本が米国の植民地主義者をバックボーンとして発達してきたので、これが反米ナシヨナリズムのブレーキになって来た。<sup>(16)</sup>さらに、独立後においても、国内市場の狭隘さ、および主に一次産品を中心とした国民経済は米国市場に大きく依存せざるを得なかった。<sup>(17)</sup>こうした事情はフィリピン外相ロムロ(Carlos P. Romulo)が一九四七年一月に開催された国際問題に関するクリヴランド会議(Cleveland Council)の席上で、同国の安全保障に対する脅威を経済的封建性と結びつけた後、それを根本的に解決する対策として米国の財政的援助が不可避である、<sup>(18)</sup>と述べたことからも分る。

さらに、リーダーシップの側面から考察すると、フィリピンでは、米国が植民統治を行って以来、「フィリピン人のアメリカ化」が強く行われたため、政治的リーダーは心情的に反米の感情が弱かった。同時に、独立以後フィリピン

の大統領になったのは、第二次大戦中の抗日ゲリラ闘争で日本軍に逮捕され転向したロハス(Manuel Roxas)であり、戦後マッカーサーの支援の下で大統領になった関係から強固な親米外交政策を採った。<sup>(19)</sup>

他方、中国の国民党政府は米・ソとの関係において、親米政策の傾向を採りながらも、なお独自の政策を追求していた。国民党政府の独立政策は、ソ連の極東進出を警戒して行った駐米中国大使顧維鈞(Welington Koo)の発言からも分る。つまり、彼はソ連が第二次大戦後、千島列島(Kurile Islands)、および北朝鮮の占領、満鉄の管理をすることになったのはソ連の極東地域での地位を強化させる結果をもたらした、という立場を採った。ところが、彼によれば、こうしたソ連のアジアにおける地域の強化は、満州に関する決定を行ったヤルタ会議(Yalta conference)の結果であり、同会議に中国代表が出席していないことから「極東地域における安定(stability)と安全保障について米国は特別な責任を負わねばならない、<sup>(21)</sup>という立場を採っていた。こうした国民党政府の立場は極東委員会においても示された。たとえば、その例としては、日本に対する略奪品の請求開始を確定するに際し、中国は米国の立場に反対し、ソ連の立場に同調した。<sup>(22)</sup>

ところで、第二次大戦後アラブ地域においてもナシヨナリズムが昂揚した。この地域は一九四五年後においても、多くの地域がイギリス、フランスの支配下におかれていたのであり、当時までの主権国家は伝統的に君主国家であったサウジアラビアとイエメンだけであった。モロッコからイラクに至るアラブ地域は前世紀にイギリス、フランス帝国土主義の侵略を受けている。こうして、伝統的に西欧諸国に支配されていた関係から、アラブ諸国のナシヨナリズムは反西欧的な性格をもつものになった。<sup>(23)</sup>したがって、第二次大戦後におけるアラブ諸国の国際環境に対する姿勢を規定したのも、アラブ諸国が直面した歴史的要因と結びついていると言つて過言ではない。

周知のように、アラブ諸国は第二次大戦が終了するまでヨーロッパ国家によって支配されていたが、その支配の歴

史はナポレオン時代にまで遡る。<sup>(24)</sup> エジプトについて考察する場合に、一九世紀末（一八八二年）のイギリスの軍事的占領は、強力でミリタントなエジプトのナシヨナリズムを生起させ、それはイギリスの占領を排除しようという運動に昇華した。このようなエジプトのナシヨナリズムは、そもそも「反イギリス的」な性格をおびるものであったが、その傾向をさらに強化したのは、フランスがエジプトにおける自国の権益拡大を図るために、エジプト・ナシヨナリズムを支持したからである。

しかし、一九〇四年に締結された英・仏条約（Anglo-French Entente Cordiale）によって、フランスがエジプトにおけるイギリスの独占的権益を承認するや、その反動として、エジプト・ナシヨナリズムは「反イギリス」的なものから「反欧州」（Anti-European）的な性格を持つものに転化したのである。また、シリア、レバノンも長期間に亘り、ヨーロッパ国家であるフランスに支配されてきた。元来、シリア、レバノンは国際連盟の委任によって、「独立国家としての漸進的發展を促進させるために」三年間委任統治を行うことになっていた。しかし、フランスが統治を開始すると共に、シリアを五つの区域に分割してしまった。<sup>(25)</sup>

このようなフランスの植民地政策は、一九二〇、一九二七、一九四五年にそれぞれシリアにおいて反乱を誘発したが、その反乱に対しフランスは武力的弾圧を行った。<sup>(26)</sup>

既述したことから分るように、アラブ諸国は第二次大戦まで全体的にみて「反欧州」的な立場を採っていたが、戦後においても、パレスチナ問題、エジプトにおけるイギリス軍駐屯問題、シリア、レバノンにおける英・仏軍駐屯問題をめぐって、根強く残っていたアラブ諸国の「反欧州」的ナシヨナリズムの性格はさして変わっていない、と言ってよいだろう。

それでは、このようなヨーロッパ諸国に対するアラブ諸国のナシヨナリズムは、戦後米・ソを軸とした国際政治に

おいてどの様な形で現われたのであろうか。<sup>(27)</sup>米・ソの対立・相剋を中心とする朝鮮問題の理解のために必要な限りにおいて少々ふれておこう。

ここでは、さしあたり、アラブ・ナシヨナリズムとソ連との関係に限ってみると、ソ連にはいくつかの点で有利な状況があったといえる。<sup>(28)</sup>

まず第一に、地理的立地条件から、いかなるアラブ国家もソ連と国境を接していなかったもので、ソ連を恐れる必要がなかった。

第二にあげられる点は、いかなるアラブ国家も、ソ連による植民地的支配を体験したことがなかったことである。ソ連は伝統的に植民地支配国家 (colonial power) でなかったし、過去において中東地域にそれほど関心がなかったもので、中東問題に関与していなかった。また、戦後の民族主義的リーダーはソ連を同盟国としては見てなかったものの、アラブナシヨナリズムに対する、潜在的な支持国家として見做してきた。それに加えて、独立後、社会経済的發展のために、社会変革に直面していたアラブ諸国リーダーは、反西欧的立場からソ連が潜在的支援国家になり得ると期待<sup>(29)</sup>をかけていたとも言えよう。

第三に、一九二〇年代以来、アラブ各国において共産主義思想が浸透し、その影響でこの地域に強く存在していた「反欧州」感情は「親ソ連勢力」として発展し、この勢力が植民地主義反対運動の中核になった。それに比べて、戦後において、米国はアラブ諸国のナシヨナリズムにとって、アラブ諸国を支配してきた欧州諸国のイメージと重ね合わせて映じたのである。

いうまでもなく、戦後における米国は基本的に植民地主義に反対し、民族自決の原則を支援して来た。<sup>(30)</sup>このような米国の基本的な立場は、国連においては植民地国家の独立運動の支援となつてあらわれ、イギリス、フランス、ベル

ギーなどの植民地主義国家の立場を困惑させた。にも拘わらず、米国は中東・アラブ地域における政策目的としてソ連の進出阻止を優先させたために、現地中東・アラブ地域においては、イギリス、フランスの立場を弱体化させようとしなかった。したがって、米国は経済発展や地域的安全保障に関する共同政策を作成する際に、中東・アラブ地域でのイギリスとフランスのリーダー・シップを承認した<sup>(31)</sup>。

このような米国の政策は、その反動として、本来的に「反欧州」の立場を採っていたアラブ民族主義者にとり、ヨーロッパ諸国のアラブに対する植民地主義政策が米国のそれとして映ったのであり、国連におけるパレスチナ問題解決に際し、イスラエル国家樹立の阻止に失敗したのはイスラエルの支持国である米国のためである、という立場を採った。

また、「国連総会」や「安全保障理事会」の審議において、米・ソは基本的に植民地であつたアラブ領土の「政治的自由」という原則について支持を表明したが、米国は旧植民地に対する主権承認は支配国との合意の下で行われるべきであると主張したのに反して、ソ連は植民地支配国との合意なしに、即時に主権を承認すべきである、と主張した。しかし、ソ連は一般に戦後の一〇年間は西欧諸国の帝国主義に反対するに際して、ナショナル・ブルジョアジーの果す役割を過小評価して、中東に帝国主義の危機があるとみていなかった<sup>(32)</sup>ので、中東に関する政治的関心は高くなかつた。また他方においては、ソ連がソ連国内においてモスLEM (Muslim) に強硬政策をとったことなどから、アラブ諸国との関係が悪化していた<sup>(33)</sup>。

他方、米国もアラブ地域にはアラブ・ナシヨナリズムの目ざめと伝統的な反植民地主義的態度という二重の圧力のもとで外交関係が良好に発展していたとは言えなかつた<sup>(34)</sup>。こうした状況の下で、アラブ諸国は共産主義の拡大をいかなる代価を払っても阻止しようとする米国と、アラブに進出しようとするソ連を対置させて、自らの国家利益を得よ

うとした。

アジア、アラブに加えて、第三に、中南米のナシヨナリズムがある。中南米諸国ナシヨナリズムは、第二次大戦までに、すでに政治的に独立していた点もあって、「経済的ナシヨナリズム」をその中核としている。中南米二〇カ国の経済は全般に後進性を帯びていた。これは、主として、これら諸国の経済構造が旧大陸に結びつけられ、植民地的従属経済の性格を脱しえなかつたためである。しかし、第一次大戦と第二次大戦を経る過程、特に、世界恐慌以降において、中南米地域においては植民地経済から脱却し、中南米の経済的自主性を確立しようという動向が見られるようになった。

この様な動向をさらに強化させたのは、第二次大戦の影響である。つまり、第二次世界大戦は、一方において、海外から中南米諸国に対する工業加工品を途絶させたので、第一次大戦以来根強く内在していた国内産業の発展の必要性を強化させた。<sup>35</sup>他方において、そうした中南米諸国の経済的ナシヨナリズムを裏づけるものとして、第二次大戦の遂行が中南米の自然的資源の莫大な需要を必要としたため、その輸出の増大が中南米諸国の国際収支を著しく好転させた。

では、こうした経済的ナシヨナリズムを志向していた中南米諸国と、朝鮮問題をめぐって対立していた米・ソとはどのような関係におかれていたのであろうか。

その場合に、まず第一に、考慮しなければならない点は、第二次大戦の終結前後から一九四七年までに亘って、中南米諸国では政治指導者の多くの交替がみられたという点である。つまり、第二次大戦開始までの中南米諸国においては、一般的に保守的な軍部独裁政権が半数以上を占めていた。

これらの政権は戦時の緊急事態を理由に社会・経済的改革運動を非合法化し、自らの独裁政権を合法化することに

よって、既存の保守体制を固定化させようとした。<sup>(36)</sup>

しかし、他面において、既述した状況にも拘わらず、中南米諸国の指導者の現状維持政策の遂行を困難にするいくつかの要因があった。

その一つは、欧州におけるファシズム勢力との戦争が激化されることによって、欧米からの工業加工品と食料品の輸入が著しく困難になった点である。

その二つは、戦時における労働力と施設の不足にも拘わらず、中南米の産業が大きく成長した点である。

その三つは、現状打破を意図していた政治指導者を若い軍将校が支持した点である。この結果、一九四三年から一九四七年に亘って中南米諸国においては、ヴェネズエラのベタンクール (Ronaldo Betancourt) のような改革主義的指導者、およびアルゼンチンのペロン (Juan Perón) のような若手軍将校が政権を掌握するようになり、右傾的な政権を維持していた国家は小国であるパラグワイ、ニクワラグワ、ドミニカ共和国、ハイチ、およびホンジュラスの五ヶ国<sup>(38)</sup>だけであった。

このような中南米諸国の政治状況のなかで、「国連臨時朝鮮委員会」(第三章)の構成国であったエル・サルヴァドルはやや異った状況にあった。すなわち、同国では一九四四年、若手将校がマルティネス (General Maximiliano Martínez) 政権を転覆したが、その後行われた権力闘争において保守的なカスタネダ・カストロ (Sarvador Castañeda Castro) 将軍が政権を掌握し、従来の保守政治が持続されていた。

それでは、このような中南米諸国は、米国といかなる関係にあったのか。

第一に、米国は戦時中、中南米地域の戦略的重要性に、その第一次的な考慮を払っていた。その結果、中南米諸国の政治的安定を確保するために、米国に協調していた保守政権を支持し、軍事・経済援助を行った。<sup>(39)</sup>

以上のような背景から、第二次大戦終結前後から一九四七年まで中南米諸国を支配していた改革的政治指導者は米  
国と対立関係に立っていたと言つてよい。

第二に、米国と中南米諸国との対立関係をさらに悪化させたのは、双方に存在する歴史的体験と記憶であった。す  
なわち、中南米諸国は従来から米国の軍事的干渉を体験していたために、米国の内政干渉を最も警戒していた。たと  
えば、これらの国は一八二三年の「モンロー主義」についても、米州大陸における米国の単なる帝国主義的欲望の表  
現にすぎないものとして、受けとめたのである。<sup>(40)</sup> このような中南米諸国の米国に対する警戒心は、今世紀に入つてか  
らさらに増幅された。それは、カリブ海に対するそれまでの米国の政策によるところが多い。<sup>(41)</sup>

たとえば、米国はハイチを傀儡政権を通じて支配していたが、一九三三年、ローズヴェルト (Franklin D. Roosevelt)  
大統領の命令で海軍が撤退し始め、完全に撤退したのは一九四一年であった。その後一九四四年にはエステイメ (Du-  
marsais Estimé) 黒人大統領が就任したが、彼は「米帝国主義」を激しく攻撃した。また、ペロン・アルゼンチン大統  
領はボリビアのビラロエル (Gualberto Villarroel) と共に、ハイチ、ドミニカ共和国、ニクワラグワにおける米海軍の  
長期駐屯を非難した。

以上のように、中南米諸国は共産主義からの脅威よりも、米国による内政干渉をより一層警戒していたのであり、  
共産主義は主に、架空の脅威 (abstract danger) であり、焦眉の脅威ではないと認識していた。<sup>(42)</sup>

第三に、中南米諸国は米州大陸の防衛体制に対する米国の姿勢に対して不信感を抱いていた。第二次大戦の勃発と  
共に、ヨーロッパからの武器輸入が停止されるや、一九三八年以来、米国は中南米諸国に対し、武器援助を開始した。  
中南米諸国に対するこうした武器援助努力は、戦後においてもトルーマン政府によってなされた。しかし、行政府の  
中南米諸国の軍隊の現代化に対する計画は一九四七年においても議会によって阻止されていた。<sup>(43)</sup>

その結果、武器貸与法 (the Lend-Lease Act) 終了以後、中南米各国は自国の軍装備のために、ヨーロッパから軍隊の装備を求めざるを得なかつた。<sup>(44)</sup>

第四に、経済的側面においても対立した。中南米諸国は第二次大戦後、自らの産業を保護するために、輸入制限、輸入税の引きあげなどの保護貿易政策をとり、自由貿易政策をとっていた米国と対立した。また、一次産品をめぐっても反米感情を強く抱いていた。それは中南米の多くの一次産品が米国の独占資本に支配されていたためであり、一次産品の生産においても、米国内における装備された技術による生産費の低下は、中南米の一次産品の価格に大きく影響することになった。そのことは、アルゼンチンのペロン大統領がボリビアのピラロエルと共に、他の南米諸国に対し「反米運動」を訴え、キューバの砂糖、ボリビアの錫、チリの銅、中南米のバナナを米国が独占しようとしていると非難した<sup>(45)</sup>ことにも現われている。

このような反米的傾向は、社会主義思想の伝播とソ連の中南米政策によって強化された。第一に、中南米の社会主義勢力の進出は、一九二〇年代以降から展開されたが、特に、第二次大戦中に著しいものがあつた。その背景としては、当時米・ソが対ファシズム戦争を遂行するために協力していた時期であつたことや、さらにナチ・ドイツの勢力を中南米から駆逐するために、ソ連を同盟国として位置づける宣伝が行なわれたことがあつた。こうして、中南米諸国に拡散していた社会主義勢力は、民衆の反米感情と矛盾なしにその勢力を強固にすることができたのである。<sup>(46)</sup>

第二に、こうした背景のなかで、ソ連は中南米諸国の「経済的ナシヨナリズム」を支持することによって、同地域における米国の優越的地位を切り崩そうとした。そのために、ソ連は「ヤンキー反対」(anti-Yankee) のスローガンをさらに強化・拡大しようとしたのであり、米国を伝統的社会秩序や略奪的軍事独裁政権の支持者として同一化 (ideality) しやうとした。

しかし、中南米諸国のこのような反米ナシヨナリズムは、必ずしも反米政策を追求したことを意味しない。むしろ一方では、国内経済開発のための米国の投資を誘致することを考慮したのであり、他方では、朝鮮問題のような国家利益に直接につながる問題との関連で、米・ソの対立のいずれかの側にコミットすることを回避<sup>(47)</sup>し、国連憲章が掲げている普遍的価値を支持したにすぎなかったと言えよう。

## 第二節 朝鮮問題をめぐる米・ソ両国間の相剋

### ——国際信託統治案と国連審議案を中心に——

第二次大戦後、ヨーロッパ、中国を中心として相剋していた米・ソ両国は、朝鮮において朝鮮の独立・統一問題をめぐっても対立することになった。

周知のように、朝鮮問題が第二次大戦中、最初に連合国によって討議されたのは米、英、中の三国首脳によるカイロ会谈であった。一九四三年二月一日発表されたカイロ宣言で、ローズヴェルト、チャーチル (Winston Churchill) と蒋介石は、朝鮮が「適当な時期」<sup>(1)</sup> (in due course) を経て独立すべきであると決定した。このような決定が行われた背景については、米国の対朝鮮政策との関連で理解ができればよい。

朝鮮におけるソ連の脅威は、第二次大戦終結時における樺太、千島の領有はもとより、満州、北朝鮮の「解放」によっても具体化して行くが、朝鮮での共產主義の浸透や優越的な地位を阻止しようとする米国の対朝鮮政策は大戦中から行われていたといつてよい。<sup>(2)</sup> 米国は上述のような朝鮮における政策目標を達成するために、自らが信託統治を行う主要構成国になることを前提とした朝鮮の国際信託統治案を構想したのである。この米国の構想を裏づけるものとしては、カイロ会谈に先立って一九四三年三月末ワシントンを訪問したイーデン (Anthony Eden) に米国がソ連と英

国をあげずに、米国と中国を中心とした、あるいはその他の一ヶ国または二ヶ国の参加による朝鮮の国際信託統治案を提出したことがあげられる。さらに、「適当な時期」を経て、朝鮮を独立させるというカイロ会談の共同コミュニケを発表するに際しても、その共同コミュニケの発表からソ連を除外することが必要であると認識していた。<sup>3)</sup>

このような米国の、朝鮮におけるソ連のとりうる行動の評価が、一九四四年、特に三月半ば頃の時期に対朝鮮政策を形成する上で決定的な要因となった。こうして、米國務省専門家は「軍政期間において有資格の朝鮮人行政要員が利用不可能である場合には有資格の日本人を雇用する」<sup>4)</sup>ことを勧告したのである。ところが、このような米国の対朝鮮政策を、日本の朝鮮に対する長期統治の下で朝鮮人が経営管理面と行政面において二次的役割しか果たしていない点と関連させてみると、米国の前述したような対朝鮮政策は、解放された朝鮮に日本の植民地統治の経済的、行政的側面をそのまま温存するものにほかならなかった。

ともあれ、一九四四年五月に米國務省は、戦後の朝鮮に中央集権的政府樹立を内容とした四大国信託統治を実施するという戦後の対朝鮮政策の構想を作成した。<sup>5)</sup>この戦後の対朝鮮政策案は一九四五年二月四日、ヤルタにおける米、英、ソ三国首脳会談に提出されたが、この米国の対朝鮮政策構想がソ連に提出されたのはこの時が最初であった。<sup>6)</sup>

一方、ソ連側ではこの段階において、米国を意識した明確な対朝鮮政策が樹立されてなかったようであり、それよりむしろ日本を意識して対朝鮮政策を遂行していたように思われる。そのことを裏づける事実としては、一九四五年五月にホプキンス (Harry Hopkins) がスターリン (Joseph Stalin) と会談したときにスターリンは朝鮮に対する米国の構想を受諾し、第二次大戦後においても米国の対朝鮮政策構想を自由に追求することを了承した<sup>7)</sup>ことがあげられる。こうして、スターリンは朝鮮での信託統治の実施に関する明確な構想をもたなかった米国の政策構想の形成を容易にした。このことは、戦後の朝鮮において、ソ連の拡張政策の阻止に関する米国の政策構想の形成を容易にした。

しかし、第一節で述べたように、戦争中のヨーロッパにおける西側諸国の行動はソ連の西側に対する不信感を増幅させたのであり、その不信感は米国の朝鮮信託統治構想についても表明された。つまり、一九四五年七月初め、モロトフとスターリンは中国外相宋子文に対し、ソ連側は「国際信託統治が実施される以前に、信託統治について解決すべき多くの問題点があるばかりでなく、いかなる場合においても、朝鮮に外国軍隊が駐屯することは望ましくない」と伝えて来ていた。これは、ロシア革命後、米国による内政干渉を体験したソ連の米国に対する不信感の表明であると共に、朝鮮における米国信託統治案の基本的な前提を拒否することにほかならなかった。

このようなソ連の姿勢に対し、米陸軍省の最初の反応は、日本が敗北した際には、「でき得る限り、北で日本の降伏を受理する<sup>(8)</sup>」ということであつたし、そうすることによって、ソ連だけによって朝鮮の解放が成し遂げられる事態を阻止しようとした。こうして統合参謀本部は、一九四五年七月に、日本が降伏した際には、まず上海を占領した後、ついで釜山を占領することを計画したが、八月現在においては、朝鮮を占領する準備は整つていなかった。<sup>(9)</sup>

米国の全朝鮮の共産化阻止政策は、日本の敗北後の米軍の朝鮮占領過程でも示されている。つまり、米軍の朝鮮占領はマッカーサーの「一般命令一号」に基づいて展開されたが、共産化阻止政策は日本総督府の米占領軍への権力移譲を規定したところからも分る。特に、日本総督府が当時すでに開始していた朝鮮人への権力移譲を中止させた事實は、朝鮮の左派による政権掌握の阻止を目的としていたことを明白に示している。<sup>(10)</sup> その間の状況を知る手がかりとして、阿部信行朝鮮総督とマッカーサー司令部間の往復書簡をみてみよう。

八月二八日に阿部朝鮮総督は、マッカーサー宛に「共産主義者と独立煽動者が、情勢を利用して平和と秩序を紊乱しようと企図している<sup>(11)</sup>」と打電した。これについて、マッカーサー司令部は米国が共産主義や独立煽動者の両者を否定しているところから、この電文に対して「三八度以南において、米軍が責任を取るまでは、日本軍司令官が秩序を

維持すること」<sup>(12)</sup>を命じた。その後、朝鮮人は米占領軍の布告文によって、日本による現在の秩序維持を尊重することや即時独立を求める集会を含めた一切のデモに参加することが禁止されたのである。

このような米国の対朝鮮政策は、解放朝鮮内の多くの政治勢力からの抵抗に直面したが、<sup>(13)</sup>それにも拘わらず、トルーマン米大統領は朝鮮民衆が自治能力に欠けているという声明を発表して、米国の政策を合理化しようとした。トルーマンは、米占領軍の日本人雇用について、「朝鮮自らによる国家機能と責任の遂行は、時間と忍耐を必要としよう」と<sup>(14)</sup>声明を発表し、「時間と忍耐」を必要とする理由は朝鮮人が自治政府を運用した経験がないからであるということであった。<sup>(15)</sup>

こうした米国の対朝鮮政策は主にソ連の共産主義膨張を阻止しようという観点から行われた。その理由は戦後において、一方では、極東における日本の軍事力が解体し、それに代って巨大な「力の空白」が生じると共に、他方において、朝鮮国内においても左派ナショナリズムが激烈に台頭したからである。このような状況において、米国に対して唯一の潜在的脅威になったのはソ連であった。では、朝鮮の独立と密接に関連していた朝鮮の国際信託統治案は、戦後状況のなかでどのように展開されて行ったのであろうか。米・ソ関係史の発展に沿って考察してみよう。

日本の敗戦以降三八度線を境目として朝鮮の南北をそれぞれ占領した米・ソ両国は、一九四五年二月モスクワで開催された米・英・ソ三国外相会議において朝鮮問題に関し討議した。

この会談においては朝鮮で国際信託統治を行うという基本線に関して米・ソ双方の見解に大きな相違がなく双方は一致し、一九四五年二月二十八日の共同声明のなかに朝鮮問題処理条項が含まれた。その内容はつぎの通りである。

「(一) 朝鮮を独立国として再建させ、民主主義的諸原則による発展や長期間に亘る日本統治の有害な諸結果を迅速

に清算するための諸条件をつくりあげる目的をもって、朝鮮民主主義臨時政府が樹立される。臨時政府は朝鮮の産業、運輸、農業および朝鮮民衆の民族文化のために必要なあらゆる方策を講ずる。

(二) 朝鮮臨時政府の組織を助けるために、そして、それに適応する諸方策を予め作成するために、南朝鮮のアメリカ軍代表と北朝鮮のソビエト軍代表とをもって合同委員会を構成する。委員会がその提案を作成する場合に、朝鮮の民主主義的諸政党や社会諸団体と協議しなければならない。委員会が作成した勧告書は、合同委員会に代表されている両国政府によって、最終的に決定される前に、ソ、中、英、米諸国政府の審議を経なければならない。

(三) 合同委員会の他の任務は、朝鮮民主主義臨時政府や民主主義的諸団体を参加させて、朝鮮民衆の政治的、経済的、社会的進歩と、民主主義的自治の発展と、朝鮮の国家的独立の確立とを援助協力(信託統治筆者による加筆)する諸方策を作成することである。

合同委員会の提案は、朝鮮臨時政府と協議の後、五ヶ年を期限とする朝鮮信託統治協定を作成するために、米、ソ、英、中諸国政府の審議をうけなければならない。

(四) 南北朝鮮に関する緊急な諸問題を審議するため、また南朝鮮のアメリカ軍司令部と北朝鮮のソビエト軍司令部との間の行政、経済部門における恒久的調整を確立する諸方策をつくりあげるために、朝鮮に駐屯する米、ソ軍司令部代表による会議は二週間以内に招集される。<sup>(16)</sup>

第一次「米・ソ合同委員会」は一九四六年三月二〇日から開催されることになったが、それに先立って、モスクワ三国外相会議の朝鮮に関する決定第三条第四項にしたがって一月一六日から米軍政庁第一会議室において「米・ソ予

「備会談」が開始されていた。<sup>(18)</sup>

この会議においてホッジ (Gen. John R. Hodge) 米占領軍司令官は「三六年間日本の虐政の下で、朝鮮が受けた政治的、経済的苦痛は今回の会議によって終ることを期待する…。またわれわれはこの会談によって朝鮮民族の緊急な諸問題が解決されるものと信じる<sup>(19)</sup>」と述べたのであり、ソ連占領軍代表シュチコフ (Col. Gen. T. F. Shchykov) は「今回の会談において、朝鮮の緊急な諸問題の調整が確立され、正常な経済生活が発展するよう諸方策が展開されるものと信じる」と述べ、さらに「私とアーノルド (Maj. Gen. A. V. Arnold) 将軍の会談が朝鮮問題解決に最も重大な意義を持つものとして確信しており、偉大な両国の努力によって、朝鮮のすべての当面の課題が解決される<sup>(20)</sup>」と表明した。

このように米・ソ両国占領軍代表はそれぞれ朝鮮の諸緊急問題の解決がこの会談によって解決されることを期待していた。しかし、その後の会議の進展過程はそのような期待に反したのであった。

つまり一九四六年一月三〇日の第一次共同声明で発表した個別問題を審議する分科委員会の設置<sup>(21)</sup>、および一九四六年二月六日に発表した第二次共同声明で米・ソ合同委員会の構成および同委員会の「朝鮮臨時民主主義政府の樹立を一ヶ月以内に着手する<sup>(22)</sup>」という一般的な方針については意見の一致を見た。そしてさらに、二月八日の米・ソ共同声明は、南北朝鮮両地域間の交通、旅行、郵便、放送、政治経済上の協力に関する緊急問題解決と、南北朝鮮間の貨物交易、電力問題の意見交換などを行うことに合意したと発表した。これらの問題を討議する過程において、米国代表は鉄道、電力輸送および南北間の単一財政政策などの広範な問題を審議することを求めたと言われている。<sup>(23)</sup>

これに対して、ソ連代表は特定の問題、たとえば北朝鮮から南朝鮮への送電、特定商品の交換、鉄道や交通などの問題に限定して討議することを求めた。このようなソ連側の態度は米国側に対する警戒心からとられていたことは明白であり、またソ連占領軍側は三八度線以北におけるソ連占領軍の絶対的権威を維持しようとしたので、米・ソ占

領軍代表者間の会議は郵便物の交換、鉄道、交通、および米・ソ占領軍司令部間の連絡問題に関する合意に達したにすぎなかった。しかし、この合意も実施面においては実質的な効果はなかった。

以上のような米・ソ占領軍代表者会議の手づまりがあるにも拘わらず、曲折を経ながら一九四六年三月二〇日には第一次米・ソ合同委員会が開催された。しかし、これも五月六日には米・ソ両国代表間の対立によって無期休会に入ってしまった。

ここではしばらく、第一次米・ソ合同委員会の経過をたどりながら米・ソ両国代表の対立を浮彫にし、米・ソ間の問題点を考察してみることにした。

米・ソ両国を代表してそれぞれ五名によって構成された「米・ソ合同委員会」の会談は三月二〇日ホッジ米占領軍司令官の開会の辞によって開催された。

朝鮮の運命を決定するこの開会の辞に答えた形で行われたシュチコフ・ソ連首席代表の演説は会議の進行を占う重大な内容を示すものであった。少々長いが米・ソ両国代表の演説内容をそれぞれ紹介しておこう。

ホッジは「世界の二大強国が圧迫と虐殺を打破して得た勝利を善用して適切な努力を行うか否か、あるいは不幸でかつ長い圧迫を受けた国を自由列国のなかの一つの独立国として、回復させる能力があるか否かは、この合同委員会の結果が証明するであろう。この委員会が成功して成果を得れば、これは朝鮮の将来と世界の平和と幸福に恒久的な成果を残すであろう」と述べて、朝鮮問題の解決を期待していた。

それに対して、ソ連代表シュチコフは朝鮮で「過去の日本統治の残滓を一掃し、国内の反動分子および反民主主義的政党と競争的闘争ができ、かつ朝鮮が未来に、ソ連を侵略するのに必要な要塞地と根拠地にならないようにするために、民主主義社会団体を網羅した大衆的基盤の上に政府を樹立しなければならない」(傍点筆者)と(25)言って、米・

ソ合同委員会に臨むソ連側が、朝鮮政府樹立をソ連侵略の防壁として考えているという見解を端的に示した。三月三〇日、「米・ソ合同委員会」は第三号共同声明を発表した。これは朝鮮臨時政府樹立に関する具体的な問題に関する発表であった点から朝鮮民衆に期待を懐かせた。

第三号声明によれば、米・ソ両国はモスクワ三国外相会議で決定された第三条（朝鮮問題）の二項と三項を実行に移す方法として二つの段階を踏むことを決定している。その第一段階においては、つぎのような諸問題が含まれていた。

- 「(一) 民主主義諸政党および社会团体と協議する条件と順序。
- (二) 朝鮮民主主義臨時政府の機構と組織原則および臨時憲章によって組織される各機関に対する提案の準備討議。
- (三) 将来の朝鮮民主主義臨時政府の政綱および適当な法規に関する準備討議。
- (四) 朝鮮民主主義臨時政府の閣員に関する提案についての討議」<sup>26)</sup>

以上の四つに関する問題を審議するために三つの分科委員会を設置することを決定した。つまり、第一分科委員会とはソ連側の特命大使ツアルプキン (S. K. Tsarokin) と米国側代表セイアー (C. W. Thayer) が共同議長になり前述した第(一)の問題をとりあげることとした。第二分科委員会はソ連代表レベデフ (Maj. General N. G. Lebedeff) 少将と米国代表ブリトン (Col. F. H. Britton) 大佐が共同議長になり、朝鮮民主主義臨時政府の機構および組織原則と臨時政府憲章によって組織される各機関に対する提案について討議することになった。第三分科委員会ではバラサノフ (G. M. Balasanov) ソ連代表とバンス (A. C. Bunce) 米国代表が共同議長になり、将来の朝鮮民主主義臨時政府の政綱お

よび適当な法規問題に関する準備を討議することになった。<sup>(27)</sup>

このような声明は、朝鮮民衆に米・ソ両国間の協調精神に基づく朝鮮臨時政府樹立のための、「米・ソ合同委員会」の活動の進展であるようなイメージを与えたが、具体的な政府樹立までには相当の曲折と難関が横たわっていた。つまり、第一段階においては、臨時政府の閣僚問題の決定に先立って国内の民主的な政党、および社会团体との協議条件と順序、およびその実践に関する問題を討議することになっており、それが決定された後には諸政党、社会团体が分科委員会で決定された順序にしたがって招請され、第一分科委員会の協議条件に対する意見を提示することになっていた。

しかし、この第三号声明以後、「米・ソ合同委員会」における協議は米・ソ間の対立によって進展がなかった。それには二つの要因が考えられる。

第一は、モスクワ三国外相会議で決定された「朝鮮の民主的政党および社会团体との協議」に関する規定をどのようにに解決するのか、という問題をめぐる米・ソ代表間の見解の相違である。<sup>(28)</sup>

モスクワ三国外相会議での朝鮮の国際信託統治決定以降、当時、朝鮮国内においては、信託統治実施をめぐる賛否の政治論争が沸騰していた。こうした政治状況のなかで、ソ連代表は朝鮮の信託統治の実施に賛成する政党や社会团体だけを「米・ソ合同委員会」が協議の対象にすべきであると主張したのに反して、米国代表は信託統治に反対する団体であっても、「言論の自由」という民主的権利を行使すべきであり、これらに反対する政党や社会团体であっても協議対象から除外すべきではない、という見解をとっていた。

米・ソ両国の、こうした相反する立場の表明は、当時、米国の支持する朝鮮の保守政治勢力が朝鮮の国際信託統治に反対しており、ソ連の支持する左派諸政治勢力が朝鮮の国際信託統治に賛成していたという状況を考えれば、米・

ソ両国はいずれもが朝鮮臨時政府の樹立に際して自国に有利な形で解決しようとした思惑の表現にほかならなかった。このような米・ソ両国代表の相互不信が生んだ協議対象に関する解決の相違も、四月一八日、「米・ソ合同委員会」が「目的と方法の点において、真に民主主義的」でかつ、「モスクワでの決定の目的を支持する政党と社会団体と協議する」ということを決定することによって一応は解決された。この第五号声明に基づく協議対象はあくまでもモスクワ三国外相会議の目的である国際信託統治の実施に賛成する政党や社会団体に限られることになった。

それにも拘わらず、ホッジ米占領軍司令官は、四月二八日に、第五号声明に関する補足的声明を発表し、朝鮮信託についての賛否に拘わらず、意見発表の自由を与えることについてアーノルド米国側首席代表と見解が一致したと説明している。

ホッジ將軍の補足声明との関連で解釈すれば、右派政党及び社会団体が「朝鮮民主主義臨時政府組織に関するモスクワ三国外相会議決議文第三条第二節の実現に関する米・ソ合同委員会の決議を守る」ことを求める第五号声明の内容の遵守を誓約することは、「米・ソ合同委員会」との協議対象になるための、一時的な便宜手段にすぎないことになる。

このようなホッジの補足声明に対して、ソ連側は態度を硬化化させ、再びモスクワ三国外相会議の決定を支持する政党と社会団体だけを協議対象にすることを主張し、朝鮮の信託統治に反対する政党や社会団体との協議を一切拒否したのであった。

これに対して、米国代表も、朝鮮の信託統治に反対する政党や社会団体を協議対象から除外することは、モスクワ三国外相会議の決定に一致するものでもなく、また「言論の自由」という民主主義原則にも反するということで、ソ連側主張を拒否し、米・ソ両国代表の見解はその後も対立し悪循環に陥った。

「米・ソ合同委員会」を難関に直面させたもう一つの要因は、米占領軍司令部の強固な反ソ姿勢があげられよう。たとえば、「米・ソ合同委員会」の米側代表として参加していたブラウン (General Albert Brown) 将軍は、ソ連との戦争が切迫していると考えていたのであり、「米・ソ合同委員会」における彼の信念をそのまま反映したものであったと言われている。このような雰囲気について、ホッジ米占領軍司令官の顧問ジェイコブス (Joseph E. Jacobs) も「ソ連との紛争が不可避である」と信じていたと述懐している。<sup>(31)</sup>

さらに、米・軍政長官ラーチ (General Archer Litch) の政治顧問グッドフェロウ (Preston Goodfellow) も、イランでソ連に政治的圧力を加えたように、朝鮮においても圧力を加えることによって朝鮮からソ連を逐出することが可能であると信じて、ソ連との会議において強硬な態度を採るように、勧告したと言われている。<sup>(32)</sup>

「米・ソ合同委員会」における米・ソ間の不信に根ざした行動の悪循環は、朝鮮臨時政府樹立のための「米・ソ合同委員会」を無期休会に導いた。しかし、その後、米・ソ占領軍司令官は書簡を交換し両国の見解の調整を試みた。<sup>(33)</sup>

そして、ホッジ米占領軍司令官は一九四六年二月二四日に、ソ連占領軍司令官チスチャコフ (Col-Gen Ivan Chistakov) 宛に書簡を送り、つぎのような提案を行った。

「(一) 米・ソ合同委員会はモスクワの決定を全面的に支持する民主的政党・社会団体と協議しなければならない。一九四六年四月一八日の「米・ソ合同委員会」の決定に含まれている宣言書に署名するものは、協議対象の資格があるものと解釈する。

(二) いかなる政党と社会団体であっても、代表として自党の見解を代表するのに最も相応しい人物を選任すべきである。しかし、もしこの代表がモスクワ三国外相会議の決定の履行に反対し、連合国の一方に敵対するとす

れば、「米・ソ合同委員会」は両側代表との合意によって、その政党にかわりのスポークスマンの選任を求めることができる。

(三) 協議対象として招請された個人、党、社会团体は誓約書に署名した後は、「米・ソ合同委員会」、あるいはモスクワでの連合国の決定の履行に反対する行動をし、かつ煽動することはできない。もし、このようなルールに個人、党、社会团体が違反すれば、「米・ソ合同委員会」の合意によって協議対象から除外されるべきである。<sup>(34)</sup>

このホッジの提案について、北朝鮮ソ連占領軍司令官からの速やかな反応はなかった。そして、最初の反応が出されたのは、一九四七年五月七日のモロトフソ連外相のマーシャル米國務長官宛の覚書のなかであった。ホッジ米占領軍司令官の提案から五ヶ月も経過して、突然に、その提案に反応を示したことについては、ソ連側の資料がない現在としては明確な裏づけが不可能であるが、一説によれば米国の南朝鮮における単独政府樹立の可能性をソ連が恐れたからである<sup>(35)</sup>とされている。

ともあれ、米・ソ合同委員会は曲折を経ながら一九四七年五月一二日、ソウルで再び開催されるとともに、一九四七年六月二三日に行われた米・ソ両国首席代表の会談においては、六月三〇日から七月三日に亘って、「米・ソ合同会議」を平壤で開催することが合意された。<sup>(36)</sup>しかし、米・ソ両国間には、当時世界的な規模において展開されていた潜在的対立・相剋が顕在化していた。つまり、ヨーロッパではギリシャ、トルコ問題をめぐって鋭く対立しており、アジアにおいては国共内戦において中共の勝利の可能性が予想されるという状況のなかで、トルーマン宣言が発表されていた。このような状況のなかで、「米・ソ合同委員会」が失敗することは十分予想されていた。「米・ソ合同委員会」

は六月一二日に協議方法に関する輪郭を発表したが、早くも七月一〇日には「米・ソ合同委員会」の決裂の兆が見えはじめた。

一九四七年六月一二日以降、協議対象政治団体の登録が開始され、参加政治勢力の予備会談が開始されたが、米占領軍が支配していた南朝鮮における参加政治団体は、政党が三九、社会团体が三八六であり、ソ連占領軍が支配していた北朝鮮では政党三、社会团体三五が申請していた。<sup>(38)</sup>しかし、このなかで、南朝鮮における共産党は精版社事件<sup>(39)</sup>以来、すでに非合法化されていたので、左派系の政治勢力として参加できたのは「民主主義民族戦線」だけであった。

このような状況では、当然ソ連代表からの抗議が予想されたが、七月一〇日にソ連代表は、南朝鮮における政党や社会团体は偽装されたものであると主張して、その数の削減を主張すると共に、特に一九四五年一二月に保守的リーダーによって設置された「託治反対国民総動員委員会」に属していた人物や団体を排除することを求めた。

たしかに、保守的リーダーによって構成された「託治反対国民総動員委員会」の活動は一九四六年一月当時に、モスクワ会議に基づき、朝鮮の国際信託統治を履行しようとする米国にとって困惑極まるものであった。しかし、それ以上に重要な点は、この「託治反対国民総動員委員会」を構成している中心人物が主に「反共」主義者であった点であり、したがって、米側もソ連の提案を受け入れるわけにはいかなかったと言っても決して過言ではない。

米国代表は南朝鮮における政党数の削減を求めるソ連の立場が、朝鮮人政治団体の「表現の自由」を拒むものであり、モスクワ三国外相会議の決定やマーシャル・モロトフ決定に違反するものであるという立場を採った。

このような困難を打開するために、米国代表は七月二九日に、米・ソそれぞれの代表が南・北朝鮮それぞれの占領地域において朝鮮政治団体と協議することを提案したが、それに対してソ連側の反応はなかった。さらに米国代表は一九四七年八月一二日に直接協議を中止し、書簡による協議を行うことや、全朝鮮臨時政府の輪郭を作り、立法部や

行政部官吏選出のための自由選挙を実施することを提案した。

これに対して、ソ連政府は直接協議の中止を求める米国家案に賛成すると共に、モスクワ三国外相会議の決定を全面的に支持する南朝鮮の政党と北朝鮮の政党から選出された同数の代表（傍点筆者）によって「臨時議会」を設置することを求めた。このようなソ連の提案は米国代表にとって受け入れられないものであった。その理由は、南朝鮮の人口が全朝鮮人口の三分の二である実情を考慮して、全朝鮮に「自由」な総選挙を実施し、人口比例による議会を構成して、ソ連より有利な形で朝鮮問題を解決しようとした米国にとっては、南・北朝鮮政党の同数による議会の構成が米国に不利で、ソ連に有利であるからである。すなわち、南朝鮮出身の共産主義者の一票は「臨時議会」における共産主義者の多数を意味するからにはかならない。

このような悪循環を辿る「米・ソ共同委員会」においては、朝鮮臨時政府樹立のための意見一致は、もはや不可能になったといっても失当ではないであろう。そして、一九四七年八月以降は朝鮮臨時政府樹立に関する問題解決を国連で行うというコースが米国によって具体的にとられる。その歴史過程をたどってみよう。

米國務長官マーシャルは一九四七年八月一日にソ連外相モロトフ宛の書簡で、モスクワ三国外相会議の決定、すなわち朝鮮統一政府樹立という目的を達成するために、米・ソ両国政府が国連での審議をも含めて、いかなる有効な措置を取り得るかについて、米・ソ合同委員会で八月二一日までに報告させることを提案した。<sup>40</sup>

これに対する返書において、モロトフ・ソ連外相は、「米・ソ合同委員会」の失敗の責任は米国側にあると非難しながらも、既述したようなマーシャル米國務長官の提案に同意した。しかし、米・ソ両国の朝鮮問題に関する「提案」と「反対提案」は、すでに米・ソ両国がそれぞれ「米・ソ合同委員会」の失敗の責任を転嫁するためになされていたように思われる。その結果、米・ソ両国代表は両国の意見の不一致によって共同報告の作成は不可能であると発表した。

他方において、ラヴェット (Robert Lovett) 米国務次官は一九四七年八月二六日にソ連、英国、中国政府に書簡を送り、モスクワ協定署名国が同協定をどのように早急に履行するかについて審議するための会談を開催することを求めた。

この書簡にはつぎのような提案が含まれていた。

- 「(一) 早期選挙を実施し、南北それぞれの地域においてそれぞれの臨時立法院の代表を選出すること。
- 「(二) 南・北の占領地域立法院によって、両地域の人口比例によって、「全朝鮮の立法院」を構成するために、代表を選任すること。
- 「(三) 全朝鮮臨時立法院のソウル会議を開催し、朝鮮の臨時統一政府を樹立すること。
- 「(四) 朝鮮臨時政府とモスクワ協定署名四大国代表による会議を開催し、朝鮮の独立政府に確固たる経済的・政治的基盤を確立させるために、必要な援助と助力を与えることについて審議すること。
- 「(五) 国連へのオブザーバーとして招請する問題。
- 「(六) 占領軍撤退の時期に関する朝鮮臨時政府と占領国間の協定について検討すること。
- 「(七) 臨時地域立法院によって暫定的憲法を作成し、全朝鮮の臨時立法院の基礎として用いることに関する検討。
- 「(八) 朝鮮の統一、独立の達成のために国連と朝鮮で適当であると思われる公式、非公式機関による接触の可能性<sup>(4)</sup>に関して検討すること。」(傍点筆者)

このような問題を審議するために、四大国会議を開催しようとするラヴェット書翰は英国と中国政府によって受け

入れられたが、ソ連によって全く受け入れられないことは明らかであった。もちろん、ソ連政府は、「米・ソ合同委員会」は継続活動の余地がある、という立場から国連の審議を主張する米国案を拒否したが、拒否の理由は、それよりもむしろ一九四五年一二月、モスクワ三国外相会議決定以来、悪化一路にあった米・ソ両国関係の悪循環によるところが大きい。

米国政府は、朝鮮での戦後のソ連の政策が基本的に日本の侵略を恐れた現状維持政策であった場合でも、全朝鮮の共産化を求める拡大政策である、というように解釈したのであり、最終的には、朝鮮だけでなくいたる所で行われる拡大政策とみなしたのである。米国のこのような対応もまた、バルカン地域や中東地域におけるソ連の政策や極東委員会などでの戦後処理問題と国連における諸問題の交渉過程におけるソ連の態度によるところも多い。

ともあれ、ラヴェット案に対するモロトフの拒否は朝鮮問題をめぐる米・ソ両国間の二国家間の外交交渉チャンネルを断ってしまった。こうして「米・ソ合同委員会」による朝鮮問題の解決は失敗し、国連の場に持ち込まれることになった。

## 第二章 国連総会審議過程における米・ソ両国間の相剋と新興諸国の対応 ——朝鮮問題を中心に——

この章では、国際政治レヴェル、殊に、国連政治のレヴェルにおいて、朝鮮問題がどのように処理されたかを考察したい。

朝鮮問題に関する国連での争点は三つに要約できる。その第一は、朝鮮問題を国連の議題として取り扱うべきかど

うかの問題であり、第二は、朝鮮民衆の国連への招請問題であり、第三は、米・ソ占領軍の撤退問題である。

第一の争点である朝鮮問題の議題としての採択の可否問題は、朝鮮問題の「米・ソ合同委員会」による解決が難関に直面するという政治的状況のなかで、米国の提案によって一般委員会および第一委員会によって審議された。

第二の争点である朝鮮民衆の国連への招請問題と第三の争点である米・ソ占領軍の撤退問題は、一般委員会で朝鮮問題が議題として採択された後、米国代表が提出した決議案に対抗するためにソ連代表によって提案された。

つまり、第一委員会における朝鮮議題の審議過程で米国代表は、朝鮮問題の解決方法として、「(イ) 米・ソ占領軍が南・北朝鮮それぞれの占領地域において、国民議会とナショナル政府を形成する選挙を国連の監視の下で実施する。(ロ) ナショナル政府は樹立後即時国防軍を創設し、米・ソ占領軍の早期・完全撤退問題を占領当局と協議する。(ハ) 以上の目的を実現するために、国連臨時朝鮮委員会を設置する」という決議案を提出した。

もともと、ソ連代表は朝鮮問題に関する国連審議は国連の権限外であるという立場からその審議に反対していた。しかし、米国の決議案に対し、ソ連も自らの決議案として、朝鮮民衆代表の国連への招請に関する決議案と米・ソ占領軍の撤退に関する決議案を提出し、米国家案に対抗した。

第一節では、一方で、朝鮮問題の審議をめぐって米・ソの立場が真向から対立するに至った点をめぐって考察するとともに、他方では、米・ソ両国と異った立場を採った国連加盟諸国の立場を分析する。

つまり、米国はその国連内での強力な政治的影響力を背景に、朝鮮問題の国連の審議を通じて自国に有利に解決しようとした。

それに反して、ソ連は国連内での政治的影響力が微弱であったので、朝鮮問題の審議に反対した。

こうした米・ソそれぞれの立場に対し、国連加盟諸国のなかでは、二つの立場があった。すなわち、イギリス、フ

ランスなどの西欧諸国とオーストラリア、ニュージーランドは米・ソの対立に巻き込まれることを回避するため、国連の枠の外で、即ち、アジア太平洋連合国会議において朝鮮問題を審議することを求めた。

それに反して、新興諸国は国連の枠の内、朝鮮問題の審議を行うことを主張した。

さらに、こうした立場の相異が、朝鮮民衆代表の招請案と占領軍の撤退案についてどのように現われたかを分析したのがそれぞれ、第二、第三節を構成している。

### 第一節 朝鮮問題の国連審議をめぐる米・ソ両国間の相剋と国連加盟諸国の対応

国連総会における朝鮮議題の審議は一九四七年九月一七日、第二回国連総会第八二回本会議において米国代表が書面<sup>(1)</sup>によって提案することによって開始された。

ここでは朝鮮問題に関する国連の政治過程を具体的に考察する前に、その前提条件として、朝鮮の問題を国連で審議することについての米・ソ両国の対立と加盟諸国の対応とを考察しておきたい。

米国は朝鮮半島のソ連による共産化を阻止するための政策を採ったのであり、そのことは、朝鮮の信託統治の実施および臨時中央政府の樹立のために行われて来た「米・ソ合同委員会」の交渉過程において余すことなく顕現していた。米国のこのような政策を最も端的に表わしたのは、当時の米國務次官ラヴェットの書翰である。ラヴェット書翰は米・ソ合同委員会の行き詰まりを打開しようとした政策の一環として、米國務次官ラヴェットがソ連政府に送ったものであった。<sup>(2)</sup>

しかし、その主な内容が朝鮮の共産化を防止することを目的にして作成されていることは明らかである。それは朝鮮の選挙を人口比例によって行うことを規定しており、それによって議會を構成し中央政府を樹立することになって

いる。この原則にしたがって朝鮮問題を解決するとすれば、当時、南朝鮮の人口が圧倒的に多かつた点を考慮してみると、ソ連に不利で米國に有利なラヴェット案がソ連側に受け入れられないことは明白であった。

にも拘らず、米國側はこのラヴェット提案がソ連政府によって受け入れられない場合に、その代案として考えていたのが朝鮮問題の国連審議であった。

ラヴェット提案がソ連政府によって拒否された後、米國の国連首席代表マーシャルは国連総会において「朝鮮問題を審議することができるのは国連だけである」という立場を採っていたが、その理由として二つあげた。

その一つは、「朝鮮独立問題が一九四三年、カイロ宣言以降からモスクワ三国外相会議に基づく「米・ソ合同委員会」までになお未解決の問題として残っている」<sup>(3)</sup>ということであり、もう一つは「現在進行している米・ソ合同委員会による朝鮮問題の解決方式を今後においても継続することは朝鮮の独立・統一を遅延させる以外のなにもものでもない」という立場を米國が採っていたことである。<sup>(4)</sup>

しかし、米國の国連による朝鮮問題の解決を目的としたこの提案は、朝鮮の統一・独立の遅延を早急な時日（期間）内において解決しようとしたことよりも、むしろ南朝鮮のソ連による共產化の防止にその重要な焦点があつたように思われる。そのことはトルーマン米大統領の指示によって作成されたウエデマイヤー（General Albert C. Wedemeyer）報告書<sup>(5)</sup>にも明瞭に現われている。

ウエデマイヤー將軍は一九四七年七月一六日から九月一八日までに中国と朝鮮の状況を調査報告したが、彼は米國が朝鮮における苦境から抜け出るために朝鮮の国連信託統治を勧告しており、<sup>(6)</sup>トルーマン米大統領はこの報告に基づいて、当時国連に参席していたマーシャル米國務長官に朝鮮問題の国連審議要請を行うよう訓令した。<sup>(7)</sup>

米國がこうした態度を採ったのは、一方では従来から持っていた反ソ的な「国連による信託統治構想」を具体化さ

せて、朝鮮に対するソ連の独占的支配を阻止すると共に、他方においては国連総会における米国の強力な影響力を利用し朝鮮問題を解決、あるいは国際世論によるソ連の孤立化を試図していたからであった。

こうした米国の立場に対し、真向から反対したのはソ連であった。そのことはソ連の国際連合に対する姿勢と国内におけるソ連の占める比重に関連していたと言つてよからう。

第二次大戦後、国際問題の処理に際してソ連は、第一に、国連を国家利益のために最大限に利用しようとしたのであり、国家利益に反する場合においては国連の枠の外で交渉するというのがその基本的姿勢であった。<sup>(8)</sup>

第二に、ソ連は国連内において、米・ソが対立する議題を審議する場合には少数派に属することが多かった。

このような二つの理由を考慮した上で、ソ連は朝鮮問題の国連審議に反対した。つまり、一方では、当時、米国の国内の影響力は極めて強力であったので、国連による朝鮮問題の審議は少数派であったソ連に不利であった。他方において、占領軍の撤退および外圧のない自主・独立政府の樹立を求める朝鮮ナシヨナリズムを考慮した場合に、朝鮮内で審議することがソ連に有利であった。

そして、仮に「米・ソ合同委員会」において朝鮮問題を審議することによって、朝鮮問題の解決が行き詰つたとしても、南・北朝鮮の現状を固定化することは米国に対し恐怖感を持っているソ連としては、安全保障上から国家利益に合致するものであった。

このような立場からソ連代表は、米国が朝鮮問題を国連で審議することは「モスクワ協定に違反する」ものであり、「国連内の圧倒的な影響力」と「国連総会の権威の名の下で欺こうとする」と非難した。

またソ連代表は、米国が朝鮮問題を国連で審議しようとすることは「米・ソ合同委員会」における朝鮮問題解決失敗の責任をソ連政府に転嫁しようとするものであると受けとめており、「米・ソ合同委員会」による朝鮮問題の解決の

失敗は米国政府の責任であり、したがって、米国の態度如何によっては「米・ソ合同委員会」に成功の余地はあると主張した。

このようにソ連が朝鮮問題の国家審議に反対したのは、一方においては、朝鮮問題を国連で審議する場合に、米国の強力な影響力によって形成される「虚構の国際世論」からする道徳的非難を回避しようとしたためであった。他方において、ソ連にとって朝鮮問題について最も強力で有効な影響力を行使し得るのは、圧倒的な劣勢の立場におかれている国連総会ではなく、モスクワ協定に基づく対等の立場に立つ米・ソが合同委員会で朝鮮問題を解決する方法であったからであろう。

さらに朝鮮問題を国連総会で審議するよりもモスクワ三国外相会議の決定に基づき「米・ソ合同委員会」で審議することは、審議そのものを朝鮮で行うこと<sup>(9)</sup>によって朝鮮の政治的現実との関連で、ソ連に有利な形で展開される可能性があったからである。

当時、朝鮮においては、一九四六年五月六日以降中止されていた「米・ソ合同委員会」が開催されていた。

また、右派を除く諸政治団体、つまり左派や中間派が「米・ソ合同委員会」で推進している信託統治を支持しており、右派のなかにおいても、その中心的役割を果していた張徳秀<sup>10)</sup>のような人は信託統治の実施に賛成していった。

このような右派勢力内の分裂と左派および中間諸派の信託統治実施の賛成という朝鮮の政治的現実<sup>(11)</sup>は朝鮮臨時政府樹立の際には左派が全朝鮮を容易に支配することができ、米国が恐れていたソ連による「朝鮮の共産化」の可能性を極めて大きくするものと考えられた。

このような朝鮮内の政治的現実が、ソ連をして朝鮮問題のモスクワ協定に基づく解決を主張させた核心を成したのであり、他方、米国が朝鮮問題を「米・ソ合同委員会」でなく、米国に有利な形で展開することのできる国連審議を

求めた理由でもある。

以上のように、朝鮮問題の国連審議について米・ソ両国の立場は全く相反していたが、米・ソ両国の立場と相違した第三の立場があった。それはオーストラリア、イギリスなどを中心とした、英連邦諸国および欧州諸国を中心とした加盟諸国の立場である。

これらの国家は、朝鮮問題の解決がモスクワ三国外相会議に基づく米・ソ合同会議で失敗したならば、朝鮮問題の審議は、第一次的には、国連において審議するよりも、むしろ太平洋地域の連合国によって審議されるべきであると主張した。すなわち、これらの国家は国連の朝鮮問題を審議する機能については基本的に肯定していたものの、朝鮮問題を国連総会で審議する以前に、対日平和条約締結の一環としてアジアおよび南太平洋全般の政治的安定の回復との関連で解決すべきであるという立場を採った。

朝鮮問題をアジアおよび太平洋全般の問題として太平洋地域の連合国会議で解決することを最も強く主張した国家はオーストラリア、ニュージーランド代表であり、それに対して英国、フランス、その他、欧州諸国が支持を与えた。これらの国家がこのような立場をとっていた主な理由は、それらの国々の戦後の国際政治観に根ざしていた。例えば、オーストラリア、ニュージーランドが太平洋地域連合国会議召集を主張した理由は、戦後のアジア地域における安全保障上の脅威が必ずしもソ連から生じるという認識は持たず、むしろ第二次大戦中の体験と記憶から日本からする脅威をより一層恐れていたためである。<sup>12)</sup>

第二次大戦後、早くから米国はアジアにおける安全保障に対する脅威を「ソ連からの脅威」と結びつけて考えたのに反して、オーストラリアは第二次大戦中からオーストラリア本土と東南アジアを日本から直接的に侵略され被害を受けた体験と記憶を持っている。したがって、「ソ連からの脅威」よりも潜在的に日露戦争以来持っていた「日本から

の脅威」により大きな恐怖を感じていた。<sup>(13)</sup> このことは当然ながら、日本からの再度の侵略を回避・対処するためにはソ連との同盟関係を戦後においても持続させることはオーストラリアにとつても国家利益につながるものであった。このような観点から、オーストラリアは自国の国家利益と直接的な係わりのない朝鮮問題をめぐって、ソ連と対立する必要はなかったし、むしろ友好関係の維持がオーストラリアの安全保障上に必要であった。

また、オーストラリアの朝鮮問題に関する立場を考察するにあたって考えるべき第二の点は、第二次大戦中に形成されたオーストラリアの対米国不信感であろう。その一つは、第二次大戦中に、オーストラリアは米国と同盟して日本と戦争を行ったが、米国がアジアよりも「ヒトラー打倒優先政策」(Beat Hitler First Policy)をとつたことに由来する。これに対してオーストラリアは、同国に軍事援助を強化することはヒトラー打倒優先政策と矛盾するものでないという観点から米国のアジア軽視政策を批判した。<sup>(14)</sup> 米国に対する不信感の第三の要因は、オーストラリアとニュージーランド両国がカイロ会談の開催に際して米国から全く協議の対象とみなされなかったことであつた。つまり、オーストラリアは、第二次大戦の遂行過程において中小国の果たした役割が大きかったと考えており、特にアジア地域においてはオーストラリアとニュージーランドの特別な国家利益が係わっているにも拘らず、カイロ会談の際に両国との協議がなされなかつたので、オーストラリアは戦後の諸問題の処理、解決においても米・ソ両国のみによって決定されることを恐れていたのである。<sup>(15)</sup>

このようにして、オーストラリア代表エヴァットは朝鮮問題の解決をアジア・太平洋連合国会議において解決すべきである<sup>(16)</sup>と主張したが、この主張は戦後の国際問題が米・ソ両国によって決定されることを恐れていたニュージーランド代表によって支持された。

ニュージーランド代表があげた理由の一つは、戦争および平和条約の締結は基本的に少数の強大国、特に軍事的に

最も貢献した国家が中心になし得るが、しかし、「戦時」に妥当な協定は必ずしも「平和時」に適当なものではないし、また戦時に必要な資源の調達に貢献した国家とは協議がなされるべきである、という立場を採った。そして、朝鮮問題については、第一次的に米・ソ両国の直接交渉によって解決すべき問題であるが、「米・ソ合同委員会」を通じて解決する可能性が全くない現段階においては、米・ソを含めて朝鮮問題の解決に直接的な関連のある国家が参加する連合会議」によって解決すべきである」と主張したオーストラリア代表の朝鮮問題解決の構想を支持したのである。

さらに、オーストラリア、ニュージーランドは、朝鮮問題を国連で審議するよりも、アジア・太平洋地域の利害関係のある連合国一ヶ国会議によって審議することによって、米・ソ両国に自らの影響力を及ぼすことができる立場にあった。こうした影響力を及ぼす現実的可能性については、当時、日本に関する戦後処理問題を審議するために連合国一ヶ国によって構成されていた「極東委員会」について米・ソ両国が少数派に属していたことを想起するだけで足るのである。

このようなオーストラリア、ニュージーランド代表の朝鮮問題解決構想に対して、イギリス、カナダなどの英連邦諸国が同調し、さらに、植民地問題をかかえていたベルギー、オランダ、フランスがそれに加わった。<sup>(19)</sup>

これらの国家が自国の国家利益と直接の関係もなく、しかも米・ソが対立している朝鮮問題に巻き込まれることを回避しようとしたのは、第一に、戦後における米・ソの対立は一時的なものであり、したがって米・ソ両国の関係は第二次大戦中の米・ソ間の関係のように、同盟友好関係を持続するものと看做していたからであった。特に、イギリスを中心とした英連邦諸国やフランスを中心とした欧州諸国は戦後の国際政治を考える場合に、ヨーロッパ大陸に主たる関心を置く国際政治像を持っていた。したがって、英連邦諸国は一方においてはイギリスを中心として結束し、ヨーロッパ国家、特に、ドイツからの脅威に対処しようとしたのであり、他方において、イギリスなどは、アジア地

域において自国に直接的な係わりのない問題についてはオーストラリア、ニュージーランドの立場を支持していた。

また、フランスを中心としたヨーロッパ諸国についてみても、これらの諸国家は伝統的にドイツから侵略された体験と記憶によって、ドイツの脅威を感じており、第二次大戦後の米軍のヨーロッパからの撤退という状況の中で、ドイツの侵略を阻止するためにはソ連からの協力を期待せざるを得なかった。したがってヨーロッパ諸国は自国の国家利益に関わりのない朝鮮問題をめぐる米・ソ両国間の対立と相剋に巻き込まれることを回避しようとしたのである。

このようにして、ヨーロッパ諸国代表は朝鮮問題について自国の立場を積極的に主張するよりは、むしろアジア地域の問題である朝鮮問題についてはアジア地域に詳しいオーストラリア代表の見解に従う立場を採ったのである。

また、イギリスとフランスについては、米・ソ対立のなかで、米・ソに影響力行使するためのフリー・ハンドを保持しようとしていた。これは戦後の国際政治において、イギリス・フランスと米・ソとの間に存在していた国家利益の相違から生じる当然の帰結であったと言えよう。<sup>(22)</sup>たとえば、その一例として、第二次大戦後において、米国と英国、フランス、オランダは植民地問題をめぐって対立していた。つまり、ローズヴェルトの戦後の平和維持の構想の中には反植民地主義が強く出て、イギリス、フランス、オランダの植民地主義にははっきりとした反対の言明を行っていた。チャーチルがイギリス連邦、チャーチル流に言えば「英帝国」(British Empire)の護持ということを固執しているときに、植民地解放ということが、戦後の平和確立の前提条件であることを見通しており、その点における国連の役割を重視し、植民地問題に関する国家審議では反植民地主義の立場を採った。さらに、この反植民地主義ということは、古い型の帝国主義の遺産を背負っているイギリス、フランスには実際においても心理的にも打撃であるにせよ、新植民地主義をとる米国にとっては困らないことであった。その上、心理的にも植民地解放のチャンピオンになれるし、また実質的にもいわば既存のナワバリの解体による米国勢力の浸透という結果をもたらすことも計算され

ていたことが考えられる。<sup>(23)</sup>

さらに、イギリスは戦後世界において、必然的に米国のパートナーにならざるを得ないので、第一に、妥協の可能性があるにも拘らず、イギリスを戦争に巻き込まざるを得ない決定を行うことを抑制しようとしたのであり、

第二に、イギリスは自国の国家利益に直接的な係わりのない問題でソ連と対立する紛争に巻き込まれる決定を米国が行うことを抑制しようとした。<sup>(24)</sup>

また、米国とオランダとの関係について考察してみても、両国はインドネシア独立問題や「極東委員会」において、アジアのオランダ領から日本軍によって搬出された錫の所有権をめぐる鋭く対立していた。<sup>(25)</sup>

北欧三国も朝鮮問題をアジア・太平洋洋連合国会議で解決しようとする第三の立場を支持したが、そのような立場はノルウェーによって鮮明に示された。

ノルウェー代表は、第一に、「朝鮮問題が基本的に第二次大戦中の敵国との講和条約の一部を形成する問題であり、かつ、戦争に積極的に参与した国家間の問題であるので、国連で取り扱われるような性質のものではない」、<sup>(26)</sup>第二に、たとえ「米・ソ両国が朝鮮問題について、直接交渉による解決ができず、国連で審議せざるを得ない場合を想定しても、朝鮮問題の審議要請が九月一七日に提出されたので、朝鮮の独立という重要な問題を検討する時間的余裕がなかった」として、朝鮮問題をめぐる米・ソ対立に巻き込まれることを回避しようとした。

以上のように、ノルウェー代表が朝鮮問題の国連審議を回避しようとしたのは、一方では、朝鮮問題がアジア地域に属する問題としてノルウェーの国家利益に係わりのない問題であったからであり、他方においては、ノルウェーも他の北欧三国同様に戦後においてもドイツやソ連から行われ得る潜在的侵略を警戒しており、それにもまして、第二次大戦中に、ドイツから侵略を受けた体験によってソ連から協力を期待していたからであったと言ってよい。

このように朝鮮問題の国連審議については三つの立場があったが審議の具体的過程についても少し考察したい。まず、米国は朝鮮半島の共産化を恐れていたのであり、また朝鮮の共産化を阻止するための政策を採って来たことは「米・ソ合同委員会」の審議過程で明らかであった。国連総会の一般政策演説でマーシャル米國務長官は朝鮮問題を国連総会に提出する意向を明確にしたが、その理由として、第一に、「朝鮮の独立達成に関する問題は一九四五年以降、その解決のためいかなる成果もなかったということ」、第二には、「米国がモスクワ三国外相協定の内容を実現するために、朝鮮独立に係わる関係諸国の外相会議の開催を要請したにも拘らずソ連側が反対したこと」をあげた。<sup>(28)</sup>

このような米国政府の立場は、国連総会第九〇回本会議において、オースティン (Warren R. Austin) 米国代表によっても示された。彼は、米・ソ両国の和解を求める国連加盟諸国代表に対して、朝鮮問題をめぐってソ連側と対立したために、朝鮮問題を国連総会に提出したというイメージを払拭しようとした。このため、「朝鮮問題の国連審議の問題とは米・ソ両国の『ど・ち・ら・が・正・し・い・か』、と・い・う・こ・と・を・決・定・す・る・問・題・で・は・な・く、『な・に・が・正・し・い・か』を審議する問題である<sup>(29)</sup>」と説明した。したがって、彼は、国連加盟諸国代表が、「米・ソ合同委員会の開催以来、米・ソ両国が主張して来たいずれかの立場を、朝鮮独立達成の遅延原因として選択する必要はない」のであり、「第二次大戦以降に新興諸国が国連で強く求めていた民族自決と主権平等の原則に基づいて国家間の友好関係の発展および世界平和強化のために、適切な措置をとるために、必要な行動をとれば足りる。特に、総会は朝鮮問題との関連で、憲章の精神と小国の立場を確保するために、国連の能力を示すべきである」(傍点筆者)と主張した。このように米国は朝鮮問題をめぐる米・ソ間の対立という次元から「国連の利益」や「小国の利益」というシンボルを朝鮮問題に結びつけて、朝鮮問題に関する米国の立場を有利に持つて行こうとしたのである。<sup>(30)</sup>

これに対抗して、ソ連代表は、米国代表によって展開された提案説明、つまり「米・ソ合同委員会」による朝鮮問

題の解決の失敗責任がソ連にある<sup>(31)</sup>という解釈を否定すると共に、「朝鮮の独立・統一問題に関する国際的協定であるモスクワ協定が現に存在しているにも拘らず、朝鮮問題を国連総会に提出し総会に審議を要請することは不法である<sup>(32)</sup>」と主張した。また、ソ連側が国連総会で朝鮮問題の審議を回避しようとしたのは、米国代表が朝鮮問題を国連に提出した理由の一つとして、「米・ソ合同委員会」におけるソ連側代表の態度が朝鮮問題解決失敗の直接的な原因であると規定している以上、そのような米国側の論理はソ連側としては受け入れられないものであったと思われる。

このように、ソ連は朝鮮問題を国連で審議し、解決することは朝鮮政府樹立についてのソ連の影響力行使の上で極めて不利であったし、他方において、国連総会に朝鮮問題を提出している現段階において、米国が応じることはないだろうと予想してソ連は対抗提案を行った。すなわち、ソ連は、従来米国が提出してソ連が反対して来たところの四大国会議の開催を主張した。つまり、朝鮮問題は国連で取扱われるべき問題ではなく、米国は朝鮮問題をモスクワ三国外相会議の決定にしたがって、ソ連、イギリス、中国といった関係三大国政府に提出されるべきであるという立場を採った<sup>(33)</sup>。

また、米・ソ両国は一ヶ国によって構成される連合国会議で朝鮮問題の審議を拒絶したが、それは極東委員会において両国が少数派の地位にあったからであった<sup>(34)</sup>。

朝鮮の統一・独立に関し、米・ソ両国がそれぞれ自国に有利な形で解決しようとして対立相剋しているなかで、国連の加盟諸国は具体的にいかなる立場を採り、その理由はなんであったろうか。この点について、国際政治的側面と国連政治の内在的側面に焦点をおいて分析してみたい。

まず第一に、米国の立場を支持したのは中国とフィリピンであった。中国代表が朝鮮問題の国連総会での審議を主張する米国見解を支持したのは、中国の内政上の考慮が作用した面が強い。

中国では、国・共両政治勢力の対決と闘争が第二次大戦中から展開されていたが、第二次大戦の終了と共に激化した。特に、一九四七年初までに、国民党政府に有利に展開されていた戦況も次第に彼らに不利になって行ったのであり、それに伴って、中国において共産化を阻止しようとする米国の蒋介石政権に対する軍事的援助も一九四七年春以来は激増した。<sup>(35)</sup>

このように、中国の内政問題をめぐって、国民党政府と米国は密接な関係を持っていた。そこで、米国が朝鮮問題を国連に提出し審議を求めにしたがい、中国代表は、第一に、「一九四五年二月モスクワ三国外相会談以来、「米・ソ合同委員会」による朝鮮問題の解決という方式が、一八ヶ月もたった今日においても明確な成果がない」ままであり、第二に、「中国政府としては、一九四七年四月、米国、英国、ソ連に対しモスクワ協定調印国会議の召集を求めたが、この覚書は米政府には受諾されたが、ソ連政府には拒否された」という、二つの理由を根拠に、朝鮮の統一・独立に関する唯一の解決方法は国連による解決方法以外にはないと主張した。<sup>(36)</sup>

しかし、それにも拘らず、中国はソ連との関係についても決定的な対立に至る行動を回避するために朝鮮問題のモスクワ三国外相会談に基づく解決方式の有効性を全く否定してはいなかった。その理由の一つは、当時、国民党政府には満州地域に対する中国共産党支配を、ソ連の援助の下で自らの手に回復しようとする内政上の考慮があったためと思われる。<sup>(37)</sup>

もう一つは、第二次大戦に至るまでの歴史過程において、中国には日本から侵略された体験があり、これに対する危機意識を抱き日本を恐れていたため、日本の将来にあり得る侵略可能生を阻止するためにも、ソ連と真向から対立することは好ましくないという配慮からであった。

このような点から分るように、中国は、ソ連との外交関係を考慮して、朝鮮問題の解決に際し「モスクワ協定が拘

束力を持っている」という立場をとりながらも、米国との直接的な物質的援助関係を考慮して、「四大国がカイロ宣言とモスクワ三国外相会議の決定に基づき意見の一致をみない限り、朝鮮問題の国連総会における審議を行うことが必要であり、そのような審議は、四大国の立場についていかなる影響をも及ぼすものでもない」という立場を採った。<sup>(38)</sup>また、中国代表はオーストラリア、ニュージーランドを中心とした英連邦諸国と欧州諸国家が主張していた見解、つまり朝鮮問題は国連総会で審議するよりも、むしろ日本との平和条約締結の一環として処理すべきである、という立場に反対した。

そのような立場を採った一つの理由は、「朝鮮が連合国の敵国でなかったばかりでなく、むしろ日本の侵略によって犠牲にされた国家」であった点であり、もう一つは、「日本との平和条約締結という問題は、今後においても、なお長期間にわたり解決すべき課題であるのに反して、朝鮮の独立問題は無期限に延期させることのできない問題である」という立場を採ったからである。しかし、このような中国代表の主張は、米国の立場を支持する上で、中国代表の見解を正当化させるための有効な建前上の理由ではあっても、米・ソが対立している現実を考慮した場合においては、必ずしも有効なものであるとは言えなかった。

次に、朝鮮問題の国連審議を最も強く支持したのは、長期にわたって米国の統治を受けて、一九四六年七月に米国から独立したばかりのフィリピンであった。

フィリピン代表ロムロは、朝鮮問題を国連で審議することは、一方においては、朝鮮問題をめぐる米・ソ両国の妥協の基盤を作りあげることができる反面、他方においては、米・ソ間の分裂と政治的・経済的混乱によって生じる可能性のある戦争の勃発を阻止し、朝鮮の独立および北アジアにおける平和を促進することができると主張した。したがって、フィリピン代表はオーストラリア、ニュージーランド、イギリスを中心とした英連邦諸国家やヨーロッパ諸

国家の立場には反対した。

フィリピン代表が反対した第一の理由は、朝鮮問題は国際政治的要因によって極めて難しい政治問題となっているので、国際社会一般に関連する問題として審議すべきであるということであり、第二には、もし朝鮮問題を日本との講和条約の一部分として取り扱うことになれば、朝鮮問題が関係諸国の国家利益によって処理される可能性が多いという立場を採ったためである。<sup>(39)</sup>

しかし、フィリピンが朝鮮問題の国連審議を主張する米国案を支持したのは、何よりも米国との関係を考慮したものであったと言つてよい。<sup>(41)</sup> フィリピンは一九四六年七月に、米国から政治的独立だけは獲得したものの、経済的・軍事的には依然として米国に大きく依存していた事実を忘れることはできない。

ところで、朝鮮問題の国連審議に反対の立場を採つたのは、共産陣営に属していたポーランド、ウクライナ、チェコスロヴァキア、白ロシア、ユーゴスラヴィア代表であった。これらの国家代表はソ連代表が主張するように、朝鮮問題は米・ソ両国の直接交渉によって解決すべきであると主張した。

ポーランド代表は、国連がある特定の問題を審議するに際しては、まず「平和維持に関連する問題と戦争処理に関する問題は区別すべきであり、また国連審議の対象となるのは平和に関連する問題だけに限るべきである」と主張し<sup>(42)</sup>、「戦後処理に関連する問題は関係各国の外相によって構成される平和会議によって取り扱われるべきであり、特に、朝鮮問題は米・ソ両国間の直接交渉によって解決すべき問題である」という立場を採つた。<sup>(43)</sup>

また、ウクライナ代表とチェコスロヴァキア代表は「平和条約とその執行」との関連で生じる問題が国連の権限外に属するといふことは、サンフランシスコ (San Francisco) 会議によって決定されていること<sup>(44)</sup>で、朝鮮問題の国連審議はこの精神に反すると非難した。

このように共産陣営に属する国家は、ソ連の立場を支持して、朝鮮問題の国連審議に対して反対の立場を採ったが、他方においては、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした英連邦諸国と欧州諸国が採っていたアジア・太平洋連合国会議における朝鮮問題の審議に対しても反対した。

そのような見解を最もはっきり示したのはウクライナ代表であり、同代表は「オーストラリアのエヴァット (E. V. Evatt) 代表の『日本との平和会議で日本を敵として闘った連合国によって朝鮮問題を審議する』という提案は、朝鮮問題の解決をさらに複雑化させるだけである」として反対した。<sup>(45)</sup>

これはいうまでもなく、アジア・太平洋連合国会議において朝鮮問題を審議する場合には、英連邦国家が多数派になるため、米・ソ両国は少数派に転じてしまうからであったと言つてよい。

以上で考察した如く、朝鮮問題の国連審議については米・ソのように相互間に真向から対立する立場があった反面、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、欧州諸国のように、アジア・太平洋連合国会議の開催を主張する見解があった。

しかし、朝鮮問題を国連で審議することを提案した米国の立場にとつて有利な状況も存在した。その一つは、オーストラリア、イギリスなどの英連邦諸国や、フランスなどの欧州諸国が朝鮮問題に関するアジア・太平洋会議の開催を主張したにも拘らず、これら諸国は朝鮮問題の国連審議そのものの排除を意図して、全面的に反対していたわけではなかったからである。当時、オーストラリア、ニュージーランド、カナダなどの中級国家は戦後の国際政治における権力政治 (Power politics) を強力に否定し、国際政治における道義的要因 (morality) を重視しており、また国際政治行動の基礎として民主的原則の確立を期待しており、その活動の舞台として、国連を考えて国連重視の外交政策を採っていた。またフランスを中心とした欧州諸国は対ドイツ、ソ連への考慮から、あるいは中南米諸国は対米国との

関係を考慮して、建前においては、あくまでも国連重視の外交政策を打ち出して、国連を利用しようとした。朝鮮問題の国連審議を提案した米国の立場に有利な状況を構成したもう一つの要因は、戦後に勃興しはじめた新興諸国が、国連を自国の国家利益の達成のための舞台として考えていた点である。

まず、中南米諸国では戦後において、ナシヨナリズムが昂揚しており、それらの国のリーダーシップは国内的には改革的志向を帯びていた。また、対外的には自主独立路線を打ち出していた。こうして、中南米諸国の戦後ナシヨナリズムは、一方では、米国の伝統的経済的支配から独立を求めており、他方、米・ソの対立に巻き込まれないように努めた。こうして、国連では、国連を梃子にし米・ソ両国へ影響力を及ぼし自らの国家利益を達しようとした。このような脈絡から、朝鮮問題を米・ソ両国によってではなく、国連で審議することは、中南米諸国にとっては反対する理由がなかった。しかし、これは国連で朝鮮問題を審議しようとする米国の立場と一致する結果をもたらした。

さらに、インドやアラブ諸国も朝鮮問題の国連審議に賛成した。<sup>(46)</sup>インド代表は国連憲章第一〇七条を根拠にして朝鮮問題の国連審議を支持した。インドは長期間にわたる独立運動の末に、一九四六年に独立を達成したのであるが、そのようなインド自らの被支配民族としての体験と記憶により、朝鮮が早急に独立を達成することを期待したのである。さらに、インドは英連邦に属していたにも拘らず、英連邦諸国が主張しているアジア・太平洋連合国会議による朝鮮問題の解決に反対し、「朝鮮問題を日本との平和条約の一環として処理する方式は朝鮮の迅速な独立を無制限に遅延する以外のなものでもない」という立場を採った。<sup>(47)</sup>

アラブ諸国も朝鮮問題の国連審議を支持していたが、その理由は戦後においてアラブ諸国にナシヨナリズムが昂揚したという事実から、「民族の独立」に基づく朝鮮問題の解決を期待していたということよりも、むしろアラブ地域に関する問題が国連で取り扱われていた点との関連で説明するのがより有効であろう。

アラブ地域は伝統的にヨーロッパ諸国、特に、イギリス、フランスによって支配され「反西欧」的ナショナリズムが強力であった。それにも拘らず、戦後において前述のようにイギリス、フランス軍はシリア、レバノンに駐屯しており、エジプトにおいてはイギリス軍がスエズ運河に駐屯していた。<sup>(48)</sup> そのような状況において、アラブ諸国はこの問題を国連に提出し国際世論によってアラブ地域からヨーロッパ勢力を駆逐しようとした。

このようにアラブ諸国は、一方においては、民族独立原則に基づき、他方においては、自らの問題を国連で審議している立場から、朝鮮問題の国連審議を賛成したと思われる。

以上で考察したように、朝鮮問題の国連審議を求める米国の立場には、二つの有利な条件があったが、さらにソ連の対応の仕方によっても米国の立場は有利に展開された。

オーストラリア、イギリスなどの英連邦諸国と欧州諸国がアジア・太平洋連合国会議を主張していたことは前述した通りである。それにも拘らず、これらの国家は建前において、国連重視の外交政策を採っていたために、朝鮮問題の国連審議そのものをあくまでも排除しようとする意向はなかった。

このような状況において、ソ連は国連での朝鮮問題の審議を阻止するためには、積極的なイニシャチヴを採り、別の提案をなさねばならなかった。しかし、ソ連側は朝鮮問題の国連審議の反対という一点に執着するという硬直した行動を採ることによって、朝鮮問題を国連で審議して、自国の立場を有利に展開しようとする米国の提案を阻止するのに失敗したのであった。

## 第二節 朝鮮民衆代表の国連総会への招請案

## ——ソ連決議案を中心に——

朝鮮民衆代表の国連招請問題は、朝鮮問題に関する国連審議が一般委員会で採択された後、朝鮮問題の審議過程で米国代表が提案した決議案に対応するために、ソ連代表から提案されたものである。前述したように、ソ連は国連総会が当時、圧倒的に米国の影響力の下におかれており、朝鮮問題の国連審議が朝鮮で自国の影響力を確保する上で不利であったので、朝鮮問題に関する国連総会での審議という米国案に強く反対していたのである。

しかし、朝鮮問題の審議が「一般委員会」で採択された後、一九四七年一〇月二八日、第一委員会の第八七回会議において朝鮮問題に関する米国決議案が審議されるに至って、ソ連も独自の決議案を提出し米国決議案に対抗せざるを得なくなった。ここでは、関連加盟諸国の立場を考察する前に、さしあたり、米・ソ両国の朝鮮民衆代表の国連招請に関する基本的な構想について考察しておきたい。

まず、米国は朝鮮占領にあたって、南朝鮮の共産化を阻止する政策を採って来た。そのようなことは「米・ソ合同委員会」の過程、およびラヴェット書翰において明確にされていたが、朝鮮代表の国連招請についても同じことが言えるであろう。米国の決議案においても明確に示されているように、米国は国連に朝鮮代表を招請するに先立って、以下のことを求めた。

第一に、米・ソ占領軍が南・北朝鮮のそれぞれの占領地域において選挙を実施することを望んでおり、それもできるだけ早く、できれば一九四八年三月三十一日以前に実施すること。

第二には、選挙によって選出された代表によって朝鮮の国民議会を構成し、その後、両地域を代表する中央政府を

形成すること。

第三に、中央政府は両地域の軍事統帥権を掌握するが、占領軍の「同時撤退」以前に、国防軍を創設すること。<sup>(1)</sup>

以上のようなことから分るように、朝鮮代表を国連に招請する前に、まず、選挙の実施によって中央政府を樹立し、国防軍を創設した後、朝鮮代表の国連への招請という構想を考えていた。

このような立場は、次節(第二章第三節)で叙述するように、南朝鮮における共産主義政権の樹立を阻止しようとする米国の対朝鮮政策の具体化、つまり、ソ連の主張する占領軍の「同時撤退」に対する対抗措置の一環であった。しかし、この米国の構想によれば、選挙の実施や国民議会の構成を南・北の人口比例によって行うことになっており、その代表選出の比率は南北がそれぞれ一九・一〇になっていた。<sup>(2)</sup>このような米国の構想をソ連が全朝鮮における親米政権の樹立として受け止めたのはいうまでもない。こうしたソ連の態度は既にラヴェット書簡に対して示されていた通りである。

したがって、このような内容の提案をソ連側が受け入れないことは明白であった。ソ連は米国代表の立場に反対し、「朝鮮問題を審議することが国連総会の権限ではなく、朝鮮問題に係わりのある関係諸国家間で決定すべき問題である」<sup>(3)</sup>、という従来のソ連の立場を再確認した。

しかし、ソ連政府は米国によって提案された朝鮮問題の国連審議という決議案が基本的に「総会の権限外」に属する問題であるという立場を採ったにも拘らず、米国決議案に対処するために二つの決議案<sup>(4)</sup>を提出した。

その一つは南・北朝鮮民衆代表の国連招請案であった。ソ連代表が提出したこの決議案は、「朝鮮の独立・統一問題は朝鮮民衆の代表が総会の審議に参加しない形では、公正に解決されることができないので」第一委員会が朝鮮問題

の審議に参加すべき南・北朝鮮の選ばれた代表を招請する<sup>(5)</sup>」ことを求めたのである。以上のソ連代表の発言から考えられることは、第一に、ソ連は米国側が朝鮮の共産化を阻止するために人口比例による総選挙の実施を主張したことを、「全朝鮮の米国化」として受けとめていた可能性が大きいと思われる。このような米国の意図を阻止するために、ソ連は南・北朝鮮のそれぞれの代表を国連に招請し、朝鮮問題の審議に参加させようとする主張をしたと思われる。第二にソ連側は、自国の安全保障のために朝鮮問題を現状固定という形にとどめておくためであったと思われる。このような解釈が可能であるのは、全朝鮮代表の国連招請を米・ソ両国が共に主張していないことから推測されるよう。朝鮮問題の現状固定化という側面から見ると、それは米国側についても言えよう。それは、ソ連の南・北朝鮮民衆代表の国連招請案について米国が提出したソ連決議案修正案に最も明確に示された。

米国のソ連案に対する修正案には、ソ連の原案に「朝鮮民衆代表」の参加を容易にし促進するため、かつその代表が真に朝鮮民衆によつて選出され、単に朝鮮における軍占領当局の任命によるものではないことを確認するために、全朝鮮を旅行、監視し協議する権利を持つ国連臨時朝鮮委員会を設置する<sup>(6)</sup>」という内容の修正を求めていた。以上のことは米・ソ両国が自国占領軍の主導の下で選挙を実施し、それによつて、ナシヨナリズムが強力であった戦後の朝鮮<sup>(7)</sup>で、それぞれ有利な地盤を構築しようと思図したものにはかならなかつた。

しかし、このような米・ソ両国の意図は他の国連加盟諸国の態度によつて大きく変更させられたのである。では、米・ソ両国の立場に対して、国連加盟諸国はいかなる立場を採つたのであろうか。

まず第一に、ソ連が提案した決議案に対して支持を表明した国家はポーランド、チェコスロヴァキア、白ロシア、ウクライナ、ユーゴスラヴィア代表であつた。これらの共産圏国家代表は朝鮮の独立・統一問題に関する広範な、かつ客観的な審議のためには朝鮮民衆の真の代表の参加なくしては不可能であるという立場をとつていたのである。

これらの共産圏五ヶ国は、当時ソ連と密接な関係にあったので、朝鮮問題に関しては、ソ連の立場を支持したのであると思われるが、ソ連の決議案を支持し、米国の立場に反対した根拠としては、「民族自決の原則」や国連内の先例を挙げて自己の立場を正当化しようとした。すなわち、ウクライナ代表、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア代表は、朝鮮問題を朝鮮民衆との協力なしに国連で審議することは「朝鮮独立」を遅延させようとする陰謀であり、朝鮮民衆との協力なくして朝鮮の国内問題に介入することは、国連による不当な介入であると述べた。

また、朝鮮の代表を国連の朝鮮問題審議に参加させなければならない国連の先例としてあげられたのは、パレスチナ問題の審議の際に、アラブ高等委員会<sup>(8)</sup>とユダヤ民族機関<sup>(9)</sup>がそれぞれ第一委員会に招請されたことがあり、さらに、安保理においても、国連加盟国でなかったインドネシア共和国代表が長期間の審議に参加した先例があると指摘し、朝鮮問題の審議においても、そのような先例に従うべきであると主張した。共産圏の中でも、チェコスロヴァキア代表とユーゴスラヴィア代表は、朝鮮の「真の代表」の参加なくして国連で朝鮮問題の審議を行うべきではないし、このような見解は紛争当事者の立場を聴聞した「パレスチナ問題」のような先例にも合致するものであると主張したのである。特に、ユーゴスラヴィア代表は、国連が朝鮮問題に関するなんらかの決定を行うまえに朝鮮民衆代表を招請し、聴聞することを強く主張した。それは当時のチェコスロヴァキアやユーゴスラヴィアがソ連と密接な関係を持っていたからであると思われる。

しかし、他方において、チェコスロヴァキアと自主的闘争によって独立を争取したユーゴスラヴィア政府は、当時、ソ連の内政干渉を恐れていたともいえよう。

このため、チェコスロヴァキア代表やユーゴスラヴィア代表は、それぞれ自国の内政に対するソ連の介入を阻止するためにも、朝鮮の独立問題については、朝鮮の代表の国連招請という「民族自決」の原則や「民主主義の基本的な

原則」に合致する形で、朝鮮問題を解決することを望んでいたのであろう。

また、ユーゴスラヴィアは、当時、ギリシャ問題をめぐって西側、特に米国、イギリス、ギリシャなどと安全保障理事会と国連総会において対立していたので、朝鮮問題についてはソ連を支持することによって、ギリシャ問題の審議で、ソ連をはじめ東側諸国の支持を得ようとしたと考えられる。

また、チエコスロヴァキア代表セカニノヴァ (Mrs. Gertruda Sekaninova) は、朝鮮問題がパレスチナ問題と基本的に異なる問題であるという理由から、朝鮮代表の招請に反対する立場について、以下のように反論した。つまり、彼は、ソ連代表グロムイコが「非加盟国家に関する問題を審議する場合には、それらの国家の民衆代表から聴聞すべきである」と主張した点については、それは国連が既に認めていることであり、パレスチナ問題については、「国連総会がパレスチナ民衆の非政府代表から聴聞することを、圧倒的多数によって決定したのであり、そのような点については、朝鮮問題審議の場合もそれと全く同じである」と主張したのである。

さらに、彼はインドネシア共和国代表の安保理への招請問題をめぐって行われた審議を例にして、「特定国家に独立を与える」という問題の審議については常にある国家群が：問題になっている国家の人民代表から聴聞することに反対して来た<sup>(15)</sup>」として、西欧諸国を非難したのである。

これに対し、南・北朝鮮の民衆代表を国連に招請することに反対したのは、イギリスを中心とした英連邦諸国およびオランダ、ベルギーなどであった。これらの国家の代表は、朝鮮民衆代表が国連の朝鮮問題の審議に招請されることが国連憲章の精神に合致する、<sup>(16)</sup>という点については異義がなかった。

しかし、第一に、既に第一節で述べたように、これらの国家の代表は、朝鮮問題は基本的に、日本と締結する平和条約の一部を形成する問題としてみていたので、朝鮮問題は、米・ソ両国の直接交渉、あるいは、アジア・太平洋国

家による特別会議によって解決されるべき問題であると考えていた。こうして「朝鮮民衆代表の国連招請」は、必ずしも必要なものであるとは考えなかった。

第二に、これらの国家の代表は、第一委員会の朝鮮問題の審議に、朝鮮の選ばれた代表を招請することは、米・ソが対立している状況の下では現実的でないという認識をもっていた。このため、これらの国家の代表は、朝鮮民衆代表の招請に関する米・ソ両国の立場について批判的な立場を採るようになった。

これらの国家の代表は、ウクライナ代表マヌイルスキーが主張したこと、つまり、特定組織からの代表の参加を第一委員会が受け入れれば、その団体（代表）が持つ信任状をめぐる対立によって、朝鮮問題解決の「長期的遅延」を招くおそれがあるとして、ソ連の立場に反対した。

これに比較して、オーストラリアのエヴァットは、米国決議案が朝鮮における「主権の確立」という点との関連で若干の措置を規定しているので、ソ連案よりは、より好ましい案であるという立場を採った。<sup>(17)</sup>しかし、米国案を認めているわけではなかった。すなわち、米国は当時、朝鮮で、共産化の防止を達成するために、米国の決議案においては、南・北それぞれの地域における選挙の実施を主張し、その過程において樹立された代表を、国連に招請することを期待していた。それに対し、オーストラリアは、朝鮮問題に対する国連介入の前提条件を明確に述べ、「朝鮮に樹立されるべき政府の性格は、南・北朝鮮を結合したものであり、朝鮮における選挙過程においても、特定の政党だけの参加が容認されるべきではない」と主張した。<sup>(18)</sup>

このようなオーストラリアの主張は、イギリスによって支持された。イギリス代表も、オーストラリアと同様に、朝鮮民衆代表の国連招請は、必ずしも必要でないという立場を採ったのである。イギリス代表も、朝鮮民衆代表の国連参席なくして、朝鮮独立の問題を解決することは不相当であり、不公正であると考えなかったわけではない。

しかし、そのような朝鮮民衆代表の国連参加が原則的に正しいとしても、米・ソが対立する状況の下で、今回の国連総会の朝鮮問題の審議に朝鮮民衆の「真の代表」が参加することは、<sup>(19)</sup> 実質的に不可能であるという立場を採っていた。イギリス代表は、朝鮮問題の解決を阻害する主な理由は、他でもなく、米・ソ間の対立であり、朝鮮民衆の「真の代表」をめぐる対立であるので、朝鮮の「真の代表」が国連に参席することは、<sup>(20)</sup> 実質的に不可能であり、また、米・ソが朝鮮の独立について賛成している限り、朝鮮民衆代表の国連参加は、必ずしも必要なものでない<sup>(20)</sup>と主張した。

このような立場は、カナダによっても支持されていた。カナダ代表も、「特定国家の将来に関する審議に、関連当事国家の民衆代表が参加することは、最良の原則であるが、しかし、朝鮮問題のように、米・ソ両国が、朝鮮民衆の『真の代表』をめぐる対立している特殊な状況を下では、朝鮮民衆の代表を招請することは可能ではない<sup>(21)</sup>」、という立場を採った。そしてイギリス代表と同様に、「米・ソ両国が朝鮮に独立を与えるという点について、見解が一致している以上、国連における朝鮮民衆代表の公聴は、必ずしも必要なものではない<sup>(22)</sup>」と言って、イギリスの立場に同調した。

以上で考察したように、「共産主義」に対する脅威の面で、米国と異なる認識をもったオーストラリアは、日本からの脅威に対処するために、米・ソ間の対立に巻き込まれることを回避したのであり、そのために朝鮮問題の解決を国連の枠の外で解決することを測ったのである。このようなオーストラリアの朝鮮問題に関する基本的な立場は、朝鮮民衆代表の国連招請についても、一貫して反対の立場を表明して、同じく朝鮮問題に対する、米・ソ間の対立にコミットすることを回避し、かつ米・ソに圧力を加えようとするイギリスを中心とした英連邦諸国の支持を得たのである。

このように、国連加盟国の多くは、朝鮮代表の国連参席が原則的に妥当であるという立場を採っているにも拘らず、米・ソ両国の立場について批判的であった。しかし、これらの国家はソ連決議案に対する米国修正案のなかに含まれている「国連臨時朝鮮委員会」の設置との関連で行動の制約を受けざるを得なくなった。つまり、一九四七年一〇月

二九日提出された米国の修正案には、「南・北朝鮮の選ばれた代表の招請」の外に「国連臨時朝鮮委員会の設置」を規定していた。

「さらに、(朝鮮民衆代表)の参加を容易にし促進するため、かつその代表が真の民衆によって選出され、単に朝鮮における軍占領当局の任命によるものではないことを確認するために、全朝鮮を旅行、監視し協議する権利を持つ国連臨時朝鮮委員会を設置すること(23)を勧告する。」

米国代表は、以上のような修正案を提出して、自国の修正案が、ソ連決議案で規定している「朝鮮民衆との協議」を、より早急に実現するために意図されたものであると主張した。(24)つまり、米国代表は、一方では、南・北朝鮮代表の国連招請というソ連の立場には反対しながら、他方では、オーストラリア、イギリスなどの立場を採り入れて、南・北朝鮮代表を国連に招請するのではなく、国連臨時朝鮮委員会を構成し、現地である朝鮮で聴聞するという形で、「朝鮮民衆との協議」を行うという立場を採った。米国がこのような立場を採ったのは、一つには、朝鮮の共産化を阻止するため、あくまでも、米軍占領下の南での選挙を通じて、南朝鮮の共産化を阻止しようとしたためである。(25)

二つには、「国連臨時朝鮮委員会」による選挙の監視という規定を加えることによって、国連重視の外交政策を標榜するイギリス、オーストラリアを中心とした第三の見解をとっている国家の支持を確保しようとしたのである。

また、第三には、当時の国連総会の状況からして、「国連臨時朝鮮委員会」の構成は、米国に有利な形で構成することができたからであろう。

第四には、ソ連の政治的宣伝を阻止しなければならなかったからであった。つまり、ソ連は「朝鮮民衆代表の国連

への招請」という手続事項を提出したが、これについては米国も反対できない立場に直面した。もしこれに反対した場合には、ソ連に「米国は朝鮮民衆と行ういかなる協議にも反対した」という宣伝の口実を与えることになるからであった。<sup>(26)</sup>したがって、米国はソ連の決議案に反対が可能で、しかも国連加盟国の反対の困難な「国連臨時朝鮮委員会」の設置を以って、ソ連決議案に対処したのであった。

既述したことから明らかなように、ソ連側は、朝鮮民衆代表の招請決議案を提出して、そのことが朝鮮問題の審議以前に行われるべきであると主張し、それによって朝鮮問題の国連審議を空洞化しようとした。それに反して、米国代表は、朝鮮民衆代表の国連招請を行うまえに、まず第一に、「国連臨時朝鮮委員会」を設置し、第二に、国連臨時朝鮮委員会の監視の下で選挙を実施し、第三に、選挙によって選出された朝鮮民衆代表が、現地である朝鮮で協議を行うという構想をもっていた。このような(ソ連案に対する)米国の修正案に規定されていた朝鮮民衆代表の招請構想について、ソ連を中心とした共産圏諸国が反対したのは言うまでもない。

ここで、共産圏の立場を考察しておこう。例えば、ポーランド代表が米国修正案に反対した一つの理由は、「米国修正案が朝鮮民衆の自決権を否定しようとしている」<sup>(27)</sup>からである、というものであった。第二に、ソ連が提出した決議案がいかに技術的な面で困難であるにしても、米国案は「民主的な原則」を無視したものであると述べた。そして、「朝鮮民衆の代表なくして、朝鮮問題を審議しようとするのは、少数の植民地国家である」と非難した。<sup>(28)</sup>第三の理由は、米国の修正案が、フランス代表も指摘しているように、「手続事項」に「実質事項」を加えたものであり、これは端的に言って、「国連臨時朝鮮委員会」の設置によって、「朝鮮民衆との協議による国連総会での審議」を否定しようとするものであると強調した。

さらに、ウクライナ代表マヌイルスキーのあげた第一の理由は、南朝鮮はともかく、北朝鮮では、朝鮮民衆によつ

て選出された機関がすでに存在しているので、選挙は必要ではない<sup>(29)</sup>ということであり、第二に、国連臨時朝鮮委員会の設置ということは、ソ連の決議案に含まれていないので、米国修正案を一つの「独自の決議案」として、看做すべきである<sup>(30)</sup>ということであった。また、現在展開されている国連総会での朝鮮に関する混乱は、一九四五年二月二七日の決定にしたがって、「米・ソ合同委員会」で審議を継続したならば回避できたものであり、まさに、「米国の国連での審議要請によって生じたものである」として、米国側を非難した。また、朝鮮問題に関する国連臨時朝鮮委員会設置についても、ソ連代表が、南・北朝鮮の「朝鮮民衆代表の招請」を提案するや、米国側は南・北朝鮮民衆代表の招請を回避するために、「国連臨時朝鮮委員会の設置を提案した<sup>(31)</sup>」と主張した。

このような共産圏諸国の立場に対して、オーストラリア、イギリス・カナダを中心とした英連邦諸国などのいわゆる第三の立場を支持していた国家の代表は、米国修正案に賛成するようになった。英連邦諸国家は、南・北朝鮮民衆代表を国連に招請することによって生じる米・ソの対立に巻き込まれないために、朝鮮問題を国連の枠の外で審議することを求めていた。したがって、南・北朝鮮民衆の国連招請という案についても、国連重視の外交政策の建前から原則的には賛成していたが、実質的には反対していた。しかし、「国連臨時朝鮮委員会」という国連委員会を設置して、それが現地である朝鮮で、朝鮮民衆代表と協議するということは、オーストラリアやイギリス等の立場とも矛盾しなかった<sup>(32)</sup>ので、それらの国は米国案を支持することになった。

オーストラリア代表エヴァットは、ソ連案に対する米国修正案が、「手続事項」に「実質事項」を添加したものであるという東側代表の認識に同調していた<sup>(32)</sup>。しかし、もともと朝鮮民衆との協議を必要なものと考えていたオーストラリアとしては、米国修正案が、「国連臨時朝鮮委員会」を設置して、朝鮮人民との協議を規定していたので、それは、国連憲章の精神とも合致するものとして受け取ったのであり、手続き事項に実質事項を添加したということは、朝鮮

問題を、巨視的に解決するという立場からみれば、些細な問題にすぎない<sup>(33)</sup>と主張した。このようなオーストラリアの立場は、ニュージーランド代表によっても支持された。ニュージーランド代表は、米国修正案が、真の意味でのソ連案の修正案としては考えられないが、米・ソが対立する状況の下では、朝鮮代表を国連に招請することは不可能であるので、「国連臨時朝鮮委員会」を構成し、朝鮮民衆代表と協議することによって、朝鮮問題を解決しようとする<sup>(34)</sup>ことは有益である、という立場を採った。また、イギリス代表も、米国修正案を支持した。イギリス代表は、朝鮮民衆代表を国連に招請することについて、米・ソ両国の立場が異なるのではなく、米・ソ両国が異なる点は、招請の方法であると受けとめていた。そして、ソ連案を適用することになれば、朝鮮民衆の国連招請が一年も遅れることになるし、米国修正案のように、「国連臨時朝鮮委員会」を設置して、選挙によって選ばれた代表と協議する方法は、ソ連側の主張する方法よりも有効であるという立場を採った。さらに、米国修正案に規定されている内容は、イギリスの議会制度の慣行にも一致している<sup>(35)</sup>という<sup>(35)</sup>ことで米国修正案を支持したのである。

既述した理由から、イギリスを中心とした英連邦各国は、米国の修正案を支持した。当時、イギリスは米国を支持していたが、英連邦諸国が、主にイギリスの態度に同調していたのは、英連邦の中心であるイギリスとの関係で理解できよう。つまり、イギリスは、当時、ヨーロッパ大陸で経済問題、原子力開発、植民地問題などで、米国の国家利益と対立していたものの、国益とイデオロギーの両面において対立していたソ連とは、より一層対立していた。そして、国連においては、ソ連と鋭く対立していたスエズ問題、インドネシアなどの植民地問題の処理においては、米国の支持を得る必要にせまられていた。

こうして、朝鮮議題のように、イギリスの国家利益に最も関係の薄い問題について、米国の立場を支持することになったのであるが、イギリスを中核とした国際政治イメージを抱いていた英連邦諸国は、イギリスの見解にしたがっ

て行動していた。

同じことは、ベネルックス三国についても言えよう。当時、国連において、ソ連を中心とした共産国家（東側諸国）は、植民地主義について、鋭い非難の矢を向けていた。<sup>(36)</sup> 植民地問題との関連では、特に、インドネシア問題が取り上げられていたのであり、その点でベネルックス三国は、植民地帝国としてのイギリスと連帯意識を持っていたと考えられる。そして、植民地問題を自国に有利に解決するためには、イギリスと共に、共同歩調をとらざるを得なかった。こうして、朝鮮問題については、米国の立場を支持し、植民地問題については、米国の支持を得なければならなかったと思われる。

そのような状況の下で、ベルギー代表は、米国修正案を、第一に、ソ連決議案と同じく「朝鮮代表の参加なくしては、朝鮮問題は公正に処理できない」という認識に立って、作成されたものとして受けとめていた。

また、第二に、米国修正案に規定されている「国連臨時朝鮮委員会」の設置は、朝鮮民衆代表の国連への招請を促進、容易にすることを目的としているので、ソ連決議案の修正案として看做すことができるという立場を採り、米国修正案を支持した。イギリスを中心とした英連邦諸国とベネルックス三国は米国修正案を支持したのであるが、それにも拘らず、米国案を無批判的に支持したのではなかった。そのような立場は、カナダ代表によって、最もよく示された。

周知のように、米国は、朝鮮の共産化を阻止するために、全力を果して来た。これに対し、「朝鮮の米国化」を恐れていたソ連代表は、朝鮮民衆の代表招請を求めた決議案で、「南・北朝鮮代表」の招請を規定することによって、南北朝鮮代表の国連招請を期待していた。

また、ソ連決議案に対する米国修正案において、ソ連側が規定している「南・北朝鮮代表」の国連招請が依然とし

て規定されていることから分るように、米国も南北朝鮮代表の国連招請に反対したのではなく、米・ソ両国とも朝鮮の現状固定を望んでいたように考えられる。(傍点筆者)

しかし、こうした米ソ両国の決議案に対し、カナダ代表は、朝鮮を二つの分断された政治単位として取り扱うべきでないと述べた。

カナダ代表は、ソ連案と米国修正案が規定しているところの「南・北朝鮮代表」の国連招請に反対したのであり、後述するように、中国代表の主張するような「全朝鮮」からの代表招請に賛成したのである。(38)

当時、中国は、内戦を有利に展開させるために、ソ連との対決を避けて来た故に、朝鮮民衆代表の国連招請という点については、建前としては、ソ連とポーランドとの見解と一致していた。(39) それにも拘らず、中国は内戦を遂行する過程で、米国の援助に大きく依存している点もあって、中国代表は、国連に招請されるべき朝鮮民衆の代表選出方法については、米国修正案を支持したのである。(40) しかし、その場合においても、中国代表は、米国修正案を無批判的に支持したのではない。

つまり、中国代表が考えていた国連総会への招請されるべき朝鮮代表は、「全朝鮮」を真に代表する者を意味したのであり、国連が最も重視すべきことは、第一委員会では、朝鮮の相互に対立する党派の立場の見解を聴聞してはならないという点であった。このような見解に立つて、中国代表は、米国修正案に対する再修正案を提出した。(41) この中国修正案は、米国代表によって、そのまま受け入れられた。また、中国代表は、米・ソが対立して、朝鮮が分断されている状況の下でも、「全朝鮮」の代表選出は国連の助力によって可能であると考えており、そのために「国連朝鮮委員会」の朝鮮派遣は有効なものであると考えた。(42)

さらに、インド代表は、「国連朝鮮委員会」の設置という点については、米国修正案について支持しながらも、米・

ソ両国案について批判的であった。

インド代表は、他の英連邦に属する諸国家とは異なり、国連における朝鮮問題の審議については賛成した。<sup>(43)</sup>ところが、朝鮮代表の招請を行う方法については、基本的に米・ソ両国の主張に反対であった。つまり、インド代表がソ連案に反対したのは、「ソ連代表によって提案された決議案は、『原則』の面においては妥当であるが、選出された代表の国連総会への出席は、総選挙を前提としており、それを実施するとすれば、今回の総会において朝鮮代表の参加の下で朝鮮問題を審議するのは、不可能であり、一年間延期せざるを得ない」<sup>(44)</sup>からであった。

他方、インド代表は米国修正案についても、不十分さがあると主張した。つまり、米国の修正案の規定するように、『朝鮮民衆代表が、『国連委員会』に出席し、国連朝鮮委員会と協議した後、国連朝鮮委員会が国連中間委員会に報告した場合においては、ソ連代表が中間委員会の朝鮮問題の審議に出席しない』<sup>(45)</sup>状況に直面するので、ソ連代表の出席のない中間委員会での審議と決定は、その権能の有効性が疑問視されるという立場を採ったからである。このように、インド代表は、「朝鮮独立の遅延につながるソ連案に反対」の立場を採っており、「米国案も不十分である」ということで棄権の立場を採った。<sup>(46)</sup>

こうした中立的立場を貫徹しようとしたインド代表の態度を理解するためには、つぎのような背景を想起する必要がある。

第一は、インドが持つ歴史的背景である。インドは英国の長期的統治と支配を受けた体験と記憶から対外的な問題について、基本的に「現状維持」(Status quo)政策に反対した。このことは、インドが一九世紀の中国と欧米・日本との不平等条約や英国・インドとの関係について批判的な態度をとることになり、<sup>(47)</sup>ひいては戦後の朝鮮の米・ソによる分断の固定化にも反対することになった。

第二に、米・ソ両国に対するインドの立場であるが、これはインド臨時政府首相ネルルによつて最もよく示されている。彼は一九四六年九月インドのリーダーの集会において、新しいインド政府の基本方針として、「自主的政策 (independent policy) の採用と、「あるブロック」 (one groups) に反対するための「他のブロック (the other groups) にコミットすることをしないという路線を明確にしている。こうして、インドはソ連を中心とした共産主義陣営のすべてが「悪」で、米国を中心とした西欧の資本主義諸国が「善」である、という立場は採らなかつた。アジア・アフリカに対する西欧諸国の支配は、東ヨーロッパにおけるソ連の支配と同様に、インド政府の批判的であつた。<sup>(49)</sup>

しかし、第三に、朝鮮問題に関するインドの立場の決定に、最もインパクトを与えたのは、当時、国連内で審議していた国境問題をめぐるパキスタンとの対立であつたと言える。

前述した三つの要因が三重映しになつて、インドはソ連案に反対し、米国側に好意を示しながら、米国案に棄権をすることによつて、ソ連側にも好意を示し、国境問題をめぐる対立について、ソ連の反インドの立場を最大に喰ひめておこうとしたと思われる。

また、フランスも、米・ソ両国案中に中立的立場を採り、アメリカ修正案については棄権した。つまり、一方では、「ソ連代表が主張している南・北朝鮮民衆代表の国連招請が『原則』である」という点では同調し、しかもそれが「国連の前例や憲章の精神に適合する」と認めた。ところが、「朝鮮にナショナル政府がない現段階において、国連が聴聞する『真の代表』を第一委員会が招請することは、極めて難しい」と述べた。<sup>(50)</sup> 他方、「国連朝鮮委員会」の設置、および朝鮮への派遣については、原則的に賛成するにしても、それも朝鮮問題に関する「国連総会」の聴聞を遅延させる面がある<sup>(51)</sup>という理由で反対した。

また、フランス代表は、「国連に招請されるべき朝鮮代表は、『全朝鮮』の民衆代表であるべきである<sup>(52)</sup>」との立場を

採っていた。そして、米・ソ両国が、国連に招請されるべき代表を「南・北朝鮮代表」として、それぞれ意図しているのかも知れないが、そのようなことを考えるならば、朝鮮問題を、特に国連で審議する必要はなく、米・ソが直接交渉によって、朝鮮問題を解決するのがより有効であると強調した。<sup>(53)</sup>

このような立場に対し、北欧三国代表は、「朝鮮独立問題は、基本的に第二次大戦中の敵国との講和条約の一部を構成する問題であり、かつ戦争に積極的に参与した国家の問題である」という立場を採っており、第二に、「朝鮮問題に直接に関係ある米・ソ両国が合意に達することができず、国連で審議する場合であっても、朝鮮独立という重要な問題を検討する時間的余裕がない」という理由で、朝鮮代表招請問題をめぐる米・ソの対立に巻き込まれることを避け、ソ連案に棄権したのである。

それに対し、中南米諸国は、朝鮮問題に関する直接的関心が少なく、また地理的にも遠く離れている点もあって、最も小国でかつ、米国と密接な関係のあるハイチ、エル・サルヴァドル、パナマとメキシコなど以外の発言はなかった。これらの国家は、アメリカ修正案に含まれている「国連臨時朝鮮委員会」の設置は、朝鮮問題の解決に有効な役割を果たすという立場から米国の修正案に賛成した。

たとえば、メキシコ代表は、「国連加盟国の多数は、朝鮮に関する情報が極めて乏しいし、かつ朝鮮問題の公正な審議のためには、第一委員会がすべての事実に関する完全な情報を持つ必要がある」<sup>(56)</sup>ので、朝鮮に派遣する「国連臨時朝鮮委員会」の設置は必要であり、また「国連臨時朝鮮委員会」によって、国連が協議すべき朝鮮民衆の「真の代表」<sup>(57)</sup>を確認することは可能であるという立場を採った。

また、エル・サルヴァドルとドミニカ共和国代表は、「国連臨時朝鮮委員会」の朝鮮派遣は、朝鮮の「独立」を迅速に促進するものであり、その意味で妥当であり、朝鮮民衆の国連招請を短時日内に実現させるものであるという立場

を採つて、米国修正案を支持した。<sup>(58)</sup>

こうして、「南・北朝鮮」民衆代表の招請を求めた当初のソ連案は否決されたが、米国の修正案は採択された。<sup>(59)</sup>しかし、この米国修正案にしても、オーストラリア、インド、フランス代表の主張や中国修正案の内容をとり入れることによって、米・ソ両国の決議案に規定されていた「南・北朝鮮代表」から「南北」という文字が削除された。

このように、ソ連決議案が否決されることになるや、ソ連代表は、「国連総会の朝鮮問題の審議過程で、朝鮮民衆の代表なしに、朝鮮問題が審議されることは考えられないことであり、また、もしそのような形で、『国連臨時朝鮮委員会』が設置されるならば、ソ連代表としては、『国連臨時朝鮮委員会』の活動に参加できない」と宣言すると共に、新たな決議案を提出し、「朝鮮問題の国連審議を延期する」ことを求めた。<sup>(61)</sup>しかし、一九四七年一〇月三〇日、この新たなソ連決議案も反対三三票、賛成六票、棄権一二票によって否決されてしまったのである。

### 第三節 米・ソ占領軍の撤退案

——ソ連決議案を中心に——

朝鮮からの占領軍撤退に関する論議は、朝鮮国内においては、諸政治勢力間の主要な争点になっていたが、米・ソ両国にとっては占領開始以降、公式的な政治的争点として取り上げられたことがなかった。

しかし、朝鮮問題が国連総会の「第一委員会」で、本格的に審議され、特に、米国の決議案が提出されるや、ソ連政府がそれに対抗する手段として占領軍の撤退に関する決議案を提出することによって公式的に取り上げられるようになった。

ソ連政府は朝鮮から米・ソ両国の占領軍が完全に撤退するまでは朝鮮が自らの政府を自由に樹立することはできな

いと主張した。したがって、ソ連は「総会が米・ソ両国政府に対して、一九四八年一月一日まで南・北朝鮮から米・ソ占領軍それぞれの軍隊を『即時・同時撤退』することを勧告し、朝鮮の中央政府の樹立を朝鮮人自らに委ねる」ことを求めたのである。

ソ連がこのような決議案を提出したのは、二つの理由があった。その一つは、ソ連は北朝鮮占領以来、北朝鮮軍を訓練させて一九四七年末には相当の北朝鮮軍兵力を保有するようになったからであった。もう一つは、ギリシャに駐屯していたイギリス軍に対する不信任が考えられる<sup>(1)</sup>。ソ連は、そのイギリス軍の役割がギリシャの内政干渉にあると考えていたのであり、また、イギリスの撤退にしたがい、イギリスの肩代りをする米国は、最終的に、ギリシャの経済と政治を米国に隷属化させようとするであろうと受け止めていた<sup>(2)</sup>。そのような観点が朝鮮についても適用されたのである。

このような、ソ連の主張する占領軍の「即時・同時撤退」の立場に対して、米国は反対したが、それは南朝鮮の共産化を恐れたからにほかならない。このような米国の立場は、南朝鮮米占領軍の米陸軍省 (Department of War) への勧告案 (recommendations) でもっとも端的に示されている。

占領軍の「同時撤退」が米・ソ間において政治的争点になったのは一九四七年九月以降であったことは、既述した通りである。しかし、ホッジ米占領軍司令官は、既に一九四七年四月一〇日から、米陸軍省の指令に基づき、ソ連政府が米国に対し、米・ソ占領軍の「同時撤退」を要求する場合を想定し、現地占領軍が取り得る対応策を検討させていた<sup>(3)</sup>。そして、四月二八日勧告案として作成された対応策としては、三つの方法を考えていた。

〔①〕、モスクワ三国外相会議の決定による解決。

- ②、現状の継続。  
 ③、撤退に対する一方的決定<sup>(4)</sup>」

この三つの措置のなかで、第三案は米占領軍の権限外に属するものであるが、この案を採る場合において生じる必然的結果は、ソ連による朝鮮の共産化であるが故に支持できないし、米・ソ合同委員会によって、第一案の実現が不可能な状況の下では、第二案の現状維持を継続する方法以外にはない、と報告している<sup>(5)</sup>。そして、現状維持を行う手段として、第一に、ソ連政府が米・ソ占領軍の「同時撤退」を主張することはモスクワ三国外相会議の決定に違反することになるので、米・ソ・英・中の署名四ヶ国会議を開催すること、第二に、四ヶ国会議においては、占領軍が撤退する以前に朝鮮の中央政府樹立の基本的原則を打ち出すべきであり、また、朝鮮の中央政府を樹立するためには、南・北朝鮮の人口比例に基づく議會議員の選出と四ヶ国監視下の総選挙を含めるべきであると外交交渉過程で主張することを勧告していた<sup>(6)</sup>。

以上から分るように、米国は米・ソ占領軍が同時撤退し、朝鮮人に自らの政府を組織させることは共産主義の拡張につながり、ソ連による南朝鮮の制御を意味するという立場から、占領軍の同時撤退に反対した。

こうして、米国は国連におけるソ連の占領軍撤退案に対抗するために、「国連機関の監視の下で選挙を実施し、中央政府および国防軍を設置した後に、軍隊の撤退を行う」という構想を打ち出したのであり、それを実施するために、朝鮮で選挙実施を監視する「国連臨時朝鮮委員会」の設置は、占領軍の撤退に先行すべきであると主張した。

では、米・ソ両国のこのような立場に対し、国連加盟諸国はいかなる反応を示したのであろうか。

まず第一に、米国の決議案を支持した国家は、カナダ、イギリス、オランダ、フィリピン、中国、エルサルヴァ

ドル、メキシコなどであった。米国の立場を支持した見解を要約すると、朝鮮民衆が自らの政府を譲り受ける時間的余裕を持つ以前に、「すべての占領軍が朝鮮から撤退することは朝鮮に政治的・軍事的空白状態」を作り出し「混乱と分裂」に導くことになるというものであった。<sup>(7)</sup> また、これらの国家の代表は、外国軍隊の占領の下では、「自由選挙」が不可能であるというソ連代表の主張は、妥当でないという立場を採ったばかりでなく、「国連朝鮮委員会」の朝鮮駐在は朝鮮での選挙が自由に実施されることを保障する条件になるとともに、「朝鮮人が自らの国防軍 (Security forces) を組織するまでの秩序維持のために必要である」、<sup>(8)</sup> という立場を採った。そして、占領軍の単なる撤退によって統一・独立した朝鮮政府の樹立が導かれるとは考えなかった。したがって、ソ連側が提出した決議案を採択することは、朝鮮の完全な独立の保障に関する責任履行を妨げるものであるという立場を採った。

それでは、具体的にこれらの国家がどのような立場を採ったかを少々考察してみたい。

たとえば、カナダ代表は、朝鮮の中央政府樹立以前に占領軍を撤退させることは、第一に、朝鮮に「混乱と分裂」を招くことになる<sup>(9)</sup>とみており、第二に、すでに米国の決議案によって規定されている「国連臨時朝鮮委員会」という「管理委員会」(supervisory commission) が設置されるとい<sup>(10)</sup>うことを考慮すれば、「占領軍が自由選挙を妨害する」ということで米国案に反対することは正当な論理ではない、と述べた。

また、ニュージーランド代表とオーストラリア代表もアメリカの立場を支持した。ニュージーランド代表は、朝鮮からの占領軍の即時撤退および非管理 (non-supervision) 下に選挙が実施されれば、それは朝鮮に混乱を招く恐れがあると指摘し、朝鮮で選挙を実施するとすれば国連の朝鮮委員会の監視 (Observation) の下で行うべきであり、オーストラリア代表と共に、占領軍の撤退よりも朝鮮の中央政府の樹立を優先させるとい<sup>(11)</sup>う立場を採ったのである。

ベネルックス三国の一つであるオランダ代表も米国案を支持し、同代表は「朝鮮の国内秩序を維持する唯一合法的

現存団体 (existing body) は米・ソ両占領当局のみである」という点を考慮して、朝鮮の中央政府が樹立されるまで占領軍が朝鮮に駐屯すべきであると述べた。<sup>(12)</sup> さらに、「北朝鮮においては一〇万の最精鋭の北朝鮮軍が存在し、それは占領軍が撤退した状況の下では、南朝鮮地域の民衆に対し圧力として作用する可能性がある」と述べ朝鮮の中央政府樹立以前に、占領軍の「即時・同時撤退」を求めるソ連案に反対したのである。<sup>(13)</sup>

フランスは、朝鮮民衆代表の国連招請に関するソ連決議案の米国修正案についてはかなり批判的で棄権にとどまっていたが、朝鮮からの占領軍の撤退については反対し、「国連臨時朝鮮委員会」の設置を規定する米国の立場については賛成したのである。特に、朝鮮の場合には四〇年以上も自らの政府を所有した経験がなく、また過度期間において、朝鮮の行政権を掌握する当局がないので、朝鮮における自由選挙の保障を確保する「国連臨時朝鮮委員会」を設置する必要がある<sup>(14)</sup> という立場を採った。

これに対して、ユーゴスラヴィア、チェコスロヴァキア、ウクライナ、白ロシア、ポーランド代表は、ソ連の立場を支持し、すべての占領軍の即時撤退を主張するとともに、米国決議案に反対した。

ソ連の立場を支持したこれらの国家の代表は、外国軍隊の駐屯の下では自由選挙の実施が不可能であり、米国は現に朝鮮において占領軍による「反動政策」を永久化するために、<sup>(15)</sup> 占領軍の駐屯により自由選挙を妨げ米国支配下におかれる「傀儡政権」を作ろうと企図していると非難した。また、東側の国家代表は、モスクワ協定に基づく朝鮮問題の解決の失敗および朝鮮国内における政治的混乱は米国側の責任であると述べ、その裏づけとして南・北朝鮮の政治的状況を比較したのである。<sup>(16)</sup>

さらに、米国決議案に規定されているところの、選挙を監視する「国連臨時朝鮮委員会」の設置は、朝鮮民衆の国内問題に対する不当な「内政干渉」であり、自由かつ公正な選挙を保障する唯一の方法は、ソ連代表が提案したよう

な「すべての占領軍の撤退である」<sup>(17)</sup>と主張した。そして占領軍の撤退の下で朝鮮民衆の民主的な基盤に基づいて自らの政府を樹立することが許されるべきであると述べた。

これら東側に属する国家の占領軍撤退に関する対応をもう少し具体的に考察してみよう。

まず最初に、ギリシャ議題をめぐって安保理で米国と尖鋭な対立をしていたユーゴスラヴィア代表の立場である。

ユーゴスラヴィア代表は「朝鮮民衆が自らの政体を自由に決める唯一の方法は、占領軍の撤退によってのみ可能である」<sup>(18)</sup>と述べた。そして占領軍の朝鮮駐屯、特に、米国占領軍の朝鮮駐屯がいかなる形で「朝鮮独立」と「中央政府形成」を阻害して来たかを論じた。<sup>(19)</sup>彼があげた第一の点は、米国がギリシャにおいて展開したのと同じように、朝鮮においても反動政策を実施しているということであった。つまり米国は第二次大戦終了後の朝鮮占領以来、朝鮮人口の八〇パーセントを占める農民および人民委員会が民主的諸改革を求めた時にそれを弾圧したと指摘した。

また、南朝鮮の、いわゆる「過度立法院」なるものは、その半数が米国占領当局の任命によって選出されており、残りの半数が「暴力的手段」で選ばれているため、ユーゴスラヴィアとしては、そのような南朝鮮政府を「民主的」な政府として看做し得ないという立場を採った。

当時、ユーゴスラヴィアは安全保障理事会でギリシャ問題をめぐって、西側諸国と鋭く対立していた。また、安全保障理事会において、ソ連が「拒否権」を継続的に行使することによりギリシャ問題の解決が不可能になった。したがって、ギリシャ代表は一九四七年七月二五日、第一委員会の第六〇回会議において、総会が「特別委員会」を創設してギリシャ問題に対するユーゴスラヴィアの介入を調査することを求めていた。

これに対して、ユーゴスラヴィア代表は、ギリシャにはイギリス軍隊の援助によって、ナチ協力者によるファッショ政権が樹立されており、イギリス政府がそのような政府を積極的に支持しており、米国の介入によって、さらにギリ

シヤの状況が悪化していると述べた。また、ギリシヤ北部地方における内戦については、イギリス、米国、ギリシヤにそれぞれ責任があるとし、米・英がギリシヤ反動政権の侵略政策に協力していたと非難していた。と同時に、ギリシヤ問題を正しく解決するためには、ギリシヤ駐屯の「外国軍隊」と「軍事使節国」の撤退が前提条件になるという立場を採っていた。このような関係から、ユーゴスラヴィアは、朝鮮問題についても、ギリシヤ問題をめぐる米国、英国のギリシヤ内政介入に関するイメージの延長線から論じたということが充分考えられよう。

第二に、ユーゴスラヴィア代表があげた理由は、米国が「朝鮮分断」を永久化するために、あらゆる陰謀を行っていることであつた。その例として、一九四六年一月に米国を訪問した李承晩が一月一三日に、ニューヨーク・タイムズ紙とのインタビューで「朝鮮で米国軍は駐留すべきであり、ソ連軍は撤退すべきである」と述べたこと<sup>(20)</sup>や、また、帰国してから「南朝鮮の単独政府樹立に対する米国の承認を得た」と述べていることをあげている。

第三にあげた理由は、米国側が南朝鮮国内でテロ分子や反動分子を保護する反面、朝鮮の民主的指導者に対する弾圧を行っているという点であつた。そしてその例として、一九四七年七月一九日に暗殺された呂運亨の事件とその他の多くの政治家および民主的傾向の新聞が米国占領当局によつて弾圧されていることを指摘した。そして、このような米国占領軍当局の南朝鮮での非合法的な行動は「米・ソ合同委員会」の機能を阻害しようとする米国政府の意図の表現であり、また占領軍の撤退よりも先に、「国連臨時朝鮮委員会」の設置を主張する理由も同様な目的から行われるものであると述べた。また、これは国連のギリシヤ議題との関連で、安全保障理事会で構成された「国連調査委員会」(Commission of Investigation)と同じように、内政干渉の役割を果たすことになるという立場を採った。そして、占領軍撤退だけが朝鮮独立のための最善の道であると述べた。

また、チェコスロヴァキア代表は、ソ連案が採択されれば、一九四八年中に、朝鮮に「自由な政府」(Free Govern-

men)が樹立される可能性があるが、米国案が採択されることになれば、今後、二、三年内に朝鮮の独立政府が樹立される可能性がない、という立場から占領軍の撤退を求めるソ連決議案を支持した。<sup>(23)</sup>そして、占領軍の朝鮮駐屯は、第一に、「朝鮮問題の解決を複雑化するだけでなく遅延させることになる。そのことを裏づけるものとしては過去二年間の占領軍の朝鮮駐屯期間中に米・ソ両国の間でいかなる協力の基盤をも作れなかったことよって明確である」と述べた。<sup>(24)</sup>したがって、占領軍の早急な撤退は選挙実施を促進し、米・ソ両国間の不必要な疑惑を除去するのに必要不可欠な措置である<sup>(25)</sup>という立場を採った。

第二に、占領軍の撤退が朝鮮の「政治的混乱」に導く恐れがあるという米国案支持派の主張に対しても反論した。つまり、米国の立場を支持するそのような主張は、朝鮮民衆が「政治的成熟度を欠如している」という点を根拠としているが、「もしそのようなことが事実であると仮定すれば、選挙実施以後においても、そのような政治的成熟度はそれほど変わるものではない」ので、そのような見解には同調できないという立場を採ったのである。<sup>(26)</sup>

また、米国決議案が占領軍撤退以前に、「国連臨時朝鮮委員会」を設置することを主張したのに対し、「国連臨時朝鮮委員会」の機能が「外国による干渉から朝鮮を保護するものではなく、むしろ内政への干渉、およびその干渉を永久化する可能性があり、そのようなことは国連憲章の原則に反する」ものであると強調した。<sup>(27)</sup>チェコスロヴァキア代表の主張に端的に示されているように、東側諸国が「国連臨時朝鮮委員会」が内政への干渉とその永久化につながるという立場を採ったのはギリシャ問題の処理過程で設置された「国連調査委員会」の多数派提案と関連がある。

ギリシャ問題が発生した当初、安全保障理事会における「国連調査委員会」の設置については米、ソ連、ポーランドを中心とした安全保障理事国構成各国はそれぞれ賛成したのであった。ところが、一九四七年六月二五日に発表された「国連調査委員会」の報告書では、米国を中心とした多数派と、ソ連、ポーランドの少数派の見解が全く異なっ

たのであり、その後、第二回国連総会で米国代表がギリシヤ問題との関連で「特別委員会」の設置を主張したのに対して、ソ連を中心とした東側諸国はギリシヤに関する調査委員会の前例からみて、関係国の内政に対する外国の干渉を招く結果に過ぎないとして反対した。

さらに、ウクライナ代表は朝鮮占領軍撤退を一九四八年一月一日までに求めるソ連案を、つぎのような理由で支持した。<sup>(28)</sup>

その一つは、モスクワ三国外相会議の決定に基づく「米・ソ合同委員会」の活動は、同委員会の米国代表の妨害活動によって失敗したという点であった。

その二は、占領軍の継続的駐屯は朝鮮独立について規定しているモスクワ協定の内容の遂行を妨害することになるという点であった。

ウクライナ代表は、「占領軍の撤退だけが朝鮮問題を解決する唯一の方法であり、外国軍隊の駐屯および虚構の「国連臨時朝鮮委員会」の管轄の下では、米国代表が主張するような『自由選挙』の実施は不可能であり、外国軍隊の撤退のみが真の意味での『民主的自決権』(democratic self-determination)を朝鮮民衆に保障することになる」と述べた。<sup>(29)</sup>そして、「米国代表がソ連決議案に積極的に反対することは朝鮮の将来に対してなんらかの秘密計画 (secret plans) を持っているからである」と主張した。つまり、「米占領軍の駐屯の下で選挙を実施し、国防軍を創設することは、全朝鮮に『満州国』と類似した傀儡政権を樹立するものである」という立場を採った。<sup>(30)</sup>

他方において、ウクライナ代表は、ソ連決議案を遂行することは朝鮮の主権を回復するものであり、朝鮮から全外国軍隊を撤退する計画は、朝鮮の民主的政党および社会団体に外国の干渉なしに民主的政府と国防軍を創設する機会を与えることになるという立場を採った。

それでは、このような米・ソ両国やその支持国家の立場に対し、アジア、ラテン・アメリカ、アラブ諸国および北欧三国はいかなる立場を採ったのであろうか。

まず第一に、インド代表の立場を考察することしよう。インドはジャムム(Jammu)とカシミール(Kashmir)およびハイドラバード(Hydrabad)問題の解決を自国に有利に展開するために、国連を利用しようとしたことは既に考察した通りである。したがって、インドは朝鮮問題に関しては基本的に米・ソ両国に批判的な立場を採りつつ、米・ソに巻き込まれることを回避しようとした。インド代表は、一方において、ソ連の主張する「占領軍の『即時撤退』を内容とした決議案は朝鮮が行政権を掌握するナショナル政府を持たないので混乱に陥る可能性がある<sup>31)</sup>」という立場を採り、他方においては、「米国が構想している占領軍の撤退、つまり朝鮮のナショナル政府を樹立し、国防軍を編成した後、占領軍の同時撤退を調整するという構想は極めて曖昧である<sup>32)</sup>」として非難した。

このような立場からインド代表は、米・ソ両国が、一つは「国連臨時朝鮮委員会」の制御の下で、米・ソの決議案に規定されたような地域的基盤ではなく、全国的基盤に基づいて選挙を実施し、朝鮮のナショナル政府(national government)を樹立することを求めた。他方では、ナショナル政府樹立後に、すぐ国防軍を組織し、軍事的類似団体を解体するとともに、占領軍の撤退については「一定期間内に撤退することを明確に規定すべきである<sup>33)</sup>」という立場を採った。インド代表が朝鮮問題をめぐる米・ソの対立に巻き込まれないために、中立を守りながらも、朝鮮の占領軍撤退問題については、基本的に明確な撤退期間設定を求めていたのは、一九四七年一〇月二〇日カシミール国境を侵略していたパキスタン軍の撤退を求めていた立場から当然採らざるを得ない態度であった、と思われる。

つぎに米国と密接な関係のあるフィリピンと中国代表は、朝鮮に中央政府が樹立される以前に占領軍が撤退することに反対した。

フイリピン代表は、「すべての占領軍が朝鮮にナショナル政府が樹立される以前に撤退すれば、朝鮮に『政治的空白』が作られ混乱と無秩序になる可能性があり、それはソ連も否認できない点である」<sup>(34)</sup>と述べた。

中国代表は「朝鮮に発生するすべてのことが、中国の北部に直接的影響を及ぼすので、朝鮮における占領軍は、朝鮮の完全な独立、つまり朝鮮の中央政府の樹立および国防軍の創設以後に撤退すべきである」<sup>(35)</sup>と述べた。中国代表がこのような立場を採ったのは中国の国・共内戦の推移と深い関連があると言つてよからう。中国共産党と内戦を行っていた蒋介石は当時、満州地域において、激しい攻防戦を展開していた。当時の情勢は、トルーマン大統領の指示によつて一九四七年七月一六日から九月一八日までに中国実情を調査したウエデマイヤーが中国共産党の満州政府樹立を報告するほど国民党政権に不利であつた。

こうした中国の政治状況のなかで、さらに、朝鮮から米・ソの占領軍、特に、米軍が撤退し、朝鮮が共産化した場合の国民党政府の苦境を考えれば、朝鮮からの占領軍の撤退が満州地域にそのままインパクトを及ぼすということに反対する国民党政府の立場を想像するのは難かしくはない。そして特に「ソ連政府の主張している一九四八年一月一日までの米・ソ占領軍の朝鮮からの撤退はあまりにも現実無視の考えであり、また北朝鮮に、ソ連によつて装備、訓練された一五万名の軍隊があることは、占領軍の撤退をさらに困難にする要因である」<sup>(36)</sup>と強調した。

では、朝鮮からの占領軍撤退に関して、中南米諸国はどのような立場を採つたのであろうか。

第一節で既に若干ふれた如く、戦後における中南米諸国では、対米関係においてナショナルリズムが強力に台頭したが、特に、一九四八年までには中・南米諸国でナショナルリストが政権を掌握していたこともあつて、自国内の外国勢力の排撃の主張が強かった。しかし、これらの国は朝鮮問題のように地政学上からみて自国の国家利益と直接に関連のないばかりでなく、米国に対する政治、経済的考慮から、エル・サルヴァドル、メキシコ、ドミニカ共和国のよう

な親米的小国を除けば、ほとんど無関心で発言もしていない。

伝統的に中・南米諸国は、米国から領土的脅威を受けていた関係からインド代表の占領軍撤退に関する立場にラテン・アメリカ諸国が賛成し、朝鮮から占領軍が早急に撤退することを支持していた。

しかし、エル・サルヴァドル、ドミニカ共和国のような小国とメキシコが米国の立場を支持していた。これらの国々は米国との関係を考慮していたことが考えられよう。

まず第一に、メキシコの場合はそのリーダーシップによって説明できよう。つまり一九四六年の大統領選挙に当選したアレマン (Miguel Alemán) は親米主義者であり、トルーマン米大統領とは個人的に親密な関係であった。このような関係の中で米国とメキシコ間には緊張関係がなかった。

ドミニカ共和国は、一九三〇年から一九六一年までトルヒーヨ (Rafael Trujillo) によって統治されていたが、彼は極端な反共主義者であり、トルヒーヨ体制の批判者はすべて共産主義者であるという名目で適法な裁判もなしに処刑された。

エル・サルヴァドル代表は朝鮮からの占領軍撤退は、第一に、もし占領軍が即時撤退すれば異質的なイデオロギ間の衝突を不可避にするので、それは国内的混乱を招くことになるだろうし、そのような南北間の相剋を回避するために暫定期間の占領軍駐屯が必要であり、特に、ソ連案のような「占領軍の即時撤退は好ましくない」という立場<sup>(37)</sup>を採用した。第二に、同代表は占領軍が朝鮮から撤退する以前に、二つの条件が満たされるべきであると主張した。その一つは、朝鮮の統一、独立は民主的政府樹立によって行われるべきであり、もう一つは、朝鮮の民主的ナショナル政府は国内の治安を維持できる警察を組織すべきであるという点であった。そして、この二つの条件を整える独立過程では占領軍が朝鮮に駐屯する必要があるとして米国の立場を支持した。

エル・サルヴァドルがこのような立場を採った第一の理由は、同国が既成権益と強い紐帯を持っていた保守的なカスタネダ (General Salvador Castañeda Castro) によつて統治されていたことによつてゐる。エル・サルヴァドルでも他の中南米諸国同様、急進勢力が急激に成長し、一九四四年若手将校がマルティネス (General Hernández Martínez) 保守政権を打倒した。しかし、その後に行われた権力闘争によつて、政治権力が再び保守的なカスタネダ将軍に掌握された<sup>(38)</sup>。

その上、第二に、同国は中南米諸国の中で、最も小国であるばかりでなく、主な生産物であるコーヒーと綿を世界市場に輸出して国家財政をまかっていたが、その主たる輸出市場が米国であり、経済的に依存関係にあつたからである。

他方、アラブ諸国は、朝鮮に米・ソ両国の占領軍が駐屯することに対して反対の立場を採つた。これは当時アラブ諸国がエジプトにおけるイギリスの駐屯問題をかかえている関係もあつて、外国占領軍駐屯一般について撤退を求めたのがこれら諸国の基本的な立場であつたのである。アラブ諸国の立場は国連におけるシリア・レバノン問題およびインドネシア問題についても窺うことができるが、こうした立場を最も強く主張したのはエジプトであつた<sup>(39)</sup>。

このように民族自決の原則と主権平等の原則に基づいて外国の占領軍の撤退を主張してきたエジプト代表は、米・ソ両国の占領軍による朝鮮の内政干渉に反対した。

特に、エジプトはエジプトにおける占領軍の撤退について、ややイギリスの立場に同情的であつた米国とは対立関係にあつた。エジプト代表は既述したような立場から朝鮮の早急な独立を望み、朝鮮からの外国軍隊の撤退に賛成した。そして、エジプトからのイギリス軍の即時撤退に支持を表明したソ連が提出した朝鮮からの占領軍撤退を求める案に賛成した。

しかし、イギリスとの関係が極度に悪化したエジプトを除き、アラブ諸国は占領軍撤退に関する表決に際して棄権した。

前述の如く、アラブ諸国の発言と投票との間にはギャップがあったが、その理由は、国連においてアラブ利益に直結するパレスチナ問題の審議に直面していたからである。まさに、この国連のパレスチナ議題は、米・ソが対立していた朝鮮議題の審議において、同問題に関するアラブの態度がパレスチナ問題に関する加盟国の立場にインパクトを与えることを恐れていたアラブ諸国の行動を制約する要因となった。

また北欧三国は占領軍撤退に関しては中立的立場を採り、米国案には棄権の立場を採った。<sup>(40)</sup>

このような状況の中で、米国代表は一九四七年一月四日より多くの政治的支持を取りつけるために、一〇月一七日付で提出した自国の決議案に対する修正案を提出した。<sup>(41)</sup> この修正案は、特に、インドやオラダ代表などの立場を反映したものであった。

米国の修正決議案においては、「占領軍によって、それぞれの地域における選挙を実施することになっていた原案から、「それぞれの地域」という部分が削除され、選挙は地域的単位ではなく全国的単位で実施することになった。

また占領軍の撤退に関する期間設定を求めるインド代表の主張によって、「占領軍はでき得る限り早急に撤退する」という原決議案の曖昧な内容の代わりに「できれば九〇日以内」が添加された。

しかし、米国修正決議案においては、なお朝鮮における選挙の実施は「占領軍によって行う」ことになっていた。したがって、インド代表は、もしそのような措置が取られるようになると、朝鮮で行われる選挙が「地域的基盤」に基づいて行われることになるので、それはインド代表が示唆したような「ナショナルな基盤に基づくものではない」と指摘した。

そこで、インド代表は、一九四七年一月四日米国の修正決議案に対する修正案としてインド案を提出し、「占領軍」という字句を削除することを求めると共に、選挙の実施は「国連臨時朝鮮委員会」に委ねられるべきであると主張した。そしてこのインドの修正案は一月五日に賛成三四票、反対〇票、棄権四票で採択された<sup>(42)</sup>。

そして、「国連臨時朝鮮委員会」の構成国として、米国代表ダレスは、オーストラリア、カナダ、中国、エル・サルヴァドル、フランス、インド、フィリピン、シリア、ウクライナによって構成することを提案し、これが採択されたのであり、また米国修正案に対する修正案を取り入れた改正米国修正案も一月五日賛成四六票、反対〇票、棄権四票によつて第一委員会では採択された<sup>(43)</sup>。

## 注

序 —— 問題の所在 ——

(1) 本稿で用いる「朝鮮」という用語は朝鮮半島全体を指す地理的名称を意味する。また、朝鮮半島の「南」、あるいは「北」を指す時は「南朝鮮」、「北朝鮮」をそれぞれ用いることにする。なお、一九四八年八月南・北政府樹立以降は、必要に応じて、「大韓民国」と「朝鮮民主主義人民共和国」を用いることにした。

(2) フォラム (Forum) としての国連の機能に関する研究文献は、R. W. Gregg & Barkun, *The United Nations System and Its Functions* Selected Reading (New York: Van Nostrand Reinhold Co., 1968) を参照。

(3) 国連の調整的機能については、Oran R. Young, *The Intermediaries: Third Parties in International Crises* (Princeton, Princeton University Press, 1967) を参照。

(4) ローズヴェルト大統領の戦後の平和維持の基本構造は、戦時同盟、殊にイギリス、米国・ソ連の三大国間の協調を戦後にも確保しつてゆくという点であった。したがって、彼はブロックとブロックの対立による均衡という考えに正面から反対したのであった。

Roy A. Medvedev, *Let History Judge: The Origins and Consequences of Stalinism*, (London, The Macmillan Co., 1971) P. 469.

齊藤真『アメリカ外交の論理と現実』東京、東京大学出版、一九六二、八〇、八四頁。

(5) 国連政治過程の特殊性については David A. Kay & Leland M. Goodrich, eds, *International Organization: Politics & Process* (Madison, The University of Wisconsin Press, 1973) 参照。

#### 第一章 戦後国際政治と朝鮮問題

(一) 「緩慢な両極構造」(loose bipolar system) には上記のような特徴がある。(イ) かなりの領域に米・ソ間の一致や共通利益の存在、(ロ) ブロックの弱体化、(ニ) 非同盟国の存在、(三) 国家間の利害の対立を解決するために国際機構が用いられる。それに反して「固い両極構造」(tight bipolar system) においては、ブロックへの非加盟国が極少数になる。また、少数の非加盟国と国際機構の紛争解決の役割はほとんどなげなされる。

Morton A. Kaplan, "Variants on Six Models of the International System", in James N. Rosenau rev. ed., *International politics and Foreign Policy*. (New York: The Free Press, 1969) PP. 296-298.

#### 第一節 戦後米・ソ関係の基本構造と新興諸国ナショナルリズム

(一) Gabriel Kolko, *The Politics of War: The World and United States Foreign Policy, 1943-1945*. (New York: Random House, 1968) PP. 99 頁

(二) 周知のように、東ヨーロッパにおいては一般的に共産党以外に「親ソ的」勢力を求めるのは不可能であった。坂本義和、『核時代の国際政治』岩波書店、一九六七年、一八三頁。

(三) Trygve Lie, *In the Cause of Peace*. (New York: The Macmillan co, 1954) PP. 74f.

駐米イラン大使アラ(Hussein Ala)は、イラン問題を国連安全保障理事会で審議する前に国連の外で審議することがイランにとって有利である」といふ(Trygve Lie) 国連事務総長の勧告を受け入れたが、後に米国の支持の下で国連に提訴した。

(4) *Ibid.*, P. 104.

(5) U. S. Department of State, *United States Relations with China, with special Reference to the Period 1944-1947* (Washington, 1947) P. 77. (以下 China White Paper と記す。)

(6) *Ibid.*, P. 77.

- (7) Ibid. P. Xi.
- (8) ソ連代表ノヴィコフ (Nikolai V. Novikov) は、極東委員会が日本本土以外にある日本の財産について審議する権限がないと主張した。Minutes, 16th FEC. Meeting May 16, 1946, P. 1. あざはらは FEC072.
- (9) もちろん、新興諸国のナショナリズムの昂揚は新しい傾向ではなく、一九二〇年代および一九三〇年代の国際連盟時代にすでに展開されていた。しかし、第二次大戦後において特に激化された。
- (10) 坂本義和「増大する A A グループの発言」『朝日ジャーナル』一九六一年、一月八日号、八一—一六頁。
- (11) ラテン・アメリカ地域においては、アジアやアラブ地域とは事情がやや異なっていた。この地域においては既に一応形式的に政治的独立が達成されてしまったために、かえって純粋な実質的ナショナリズムの成長が遅れてしまい、ナショナリズムが社会革命運動と共に展開されるようになる。また、ラテン・アメリカの場合には、米国の先進資本が大量に進出した結果、ラテン・アメリカ諸国における社会変革運動は当然にアメリカ独占資本に対し構造的インパクトを及ぼすことになる。坂本義和、同上。
- (12) 第一の契機との関連で少々考察してみることしよう。第一の契機は気候、資源といった自然条件から階級構造、とくに土地所有関係、生活水準、教育水準、宗教構造などの各様な要因を含んでいるが、中でも特に重要なのは植民地統治方式と階級構造との組み合わせの結果としての程度まで民族ないし国民意識が成熟しているかという点である。第二の契機では、旧植民地やその資本の既得権益が果す役割も重要であるが、これはたいてい、東西からの働きかけと重なり合っていた。しかし、アジア・アラブ諸国やラテン・アメリカの場合にまさに内政が不安定だからこそそれを安定化するために緊張緩和の政策が選ばれていると言えよう。また、外圧にしても、ラテン・アメリカは米国の地理的に接しているところからその圧力下に置かれていた。したがって、対内的には反米ナショナリズムを打ち出そうと努め、対外的には中立を堅持する道を選ぶようになっていたわけであった。この意味でリーダーシップのいかんによって朝鮮問題に関する態度が決められたと言つてよい。坂本義和、同上。
- (13) 岩波講座、『植民地の独立』現代四、東京、岩波書店、一九六三年、八一—八二頁。
- (14) フクバラハップ (HUKBALAHAP) とは、反日抵抗団体 (Anti-Japanese Resistance Society) の略字で「フク団」とも呼ばれている。「フク団」は一九四九年三月二十九日パンパガ、タルラク、ヌエバ・エシハの三州をつなぐ大森林のなかの開拓地で誕生した。しかし、すでに一九四二年初頭から反日抵抗運動の一環として、戦前から存在していた強力な農民組合、その他の民衆組織を中核として展開されていた中部ルソン島の半日運動にその淵源を持つている。ルイス・タルク、安岡正美訳、フィリピン民族解放闘争史、三

- 一書房、一九五三年、九一—八頁。
- Franz H. Michael and George E. Taylor. *The Far East in the Modern World* (New York, Henry Holt and Co., 1956). Pp. 564-568.
- (15) 稲田繁『東南アジア問題の底辺』東京、日本国際問題研究所、一九六三、二一七頁。
- (16) 同上、一五九頁。
- (17) フイリピン経済は米国と密着していて米国の植民統治下で大きな変化があった。一次産品である砂糖、コブラ(Copra)、ココナツ油(Coconut oil)、タバコなどを中心としたフイリピンの大農場式経済(Plantation economy)は米国市場と密接な関係があった。また、米国は一九四六年の復興法(Rehabilitation Act)に基づいてフイリピンに四〇〇'〇〇〇'〇〇〇ドルを投入したのであり、一九四六年ベトナム商法(Bell Act)を締結した。
- Franz H. Michael and George E. op. cit., Pp. 564-568.
- (18) *Time*, January 20, 1947, P. 26.
- (19) Michael and Taylor, *Ibid.*, P. 568.
- (20) *Time*, January 20, 1947, P. 26.
- (21) *Ibid.*
- (22) FEC-011/8 Appendix, May 14, 1946.
- (23) Walter Z. Laqueur. *The Middle East in Transition*. (London, Routledge & Kegan Paul, 1958) P. 30.
- (24) *The Egyptian Society of International Law, Egypt and the United Nations*. (New York, Manhattan Publishing Co., 1957) P. 4.
- (25) Hisham B. Sharabi, *Nationalism and the Revolution in the Arab World*. (New York, Van Nostrand Reinhold Co., 1966) P. 32.
- (26) フランスがこのような強硬な弾圧政策を追求したのは、フランスが東地中海に進出して自国の立場を強固なものにしようとしたからである。
- (27) イラン問題をめぐる英国・ソ連の対立で象徴的に示されているように、ソ連の中東・アラブ地域進出は、第一次的には英国とソ連の対立であったのであり、米・ソ両国の対立は第二次的で、英・仏というヨーロッパ国家との相剋の延長線にあった。
- (28) J. C. Hurewitz, *Soviet-American Rivalry in the Middle East*. (New York, Frederick A. Praeger, 1969) Pp. 719.
- (29) Walter Z. Laqueur, ed., *the Soviet Union and the Middle East*. (London, Routledge & Kegan Paul, 1959) P. 133.

- (30) 齊藤真『前掲書』八一頁。
- (31) J. C. Hurewitz, *op. cit.*, PP. 7—9.
- (32) *Ibid.*
- (33) Walter Z. Laqueur, *The Soviet Union and the Middle East*, PP. 136—210. 特に二三九頁参照。
- (34) Walter Z. Laqueur, *The Middle East in Transition*, P. 30.
- (35) Edwin Lieuwen, *Arms and Politics in Latin America* (New York, Frederick A. Prager, Inc., 1960) PP. 39, 191—192.
- (36) *Ibid.*, PP. 62—63.
- (37) *Ibid.*
- (38) *Ibid.*, P. 64.
- (39) Alexander T. Edelman, *Latin American Government and Politics*, (Homewood, Illinois, The Dorsey press, 1965) P. 188. Edwin Lieuwen, *op. cit.*, PP. 62—63.
- (40) David Cushman Coyle, *The United Nations and How it Works* rev. ed. (New York, Columbia University press, 1961) P. 128. Dexter Perkins, *The Diplomacy of A New Age. -Major Issues in U. S. Policy Since 1945* (Bloomig and London, Indiana University Press, 1967) P. 125.
- (41) Edwin Lieuwen, *op. cit.*, PP. 75 ff.
- (42) Ronald Steel, *Pax Americana* (New York, The Viking press, 1967) PP. 202—203.
- (43) Edwin Lieuwen, *op. cit.*, P. 197.
- (44) Edwin Lieuwen, *Ibid.*
- (45) Hubert Herring, *A History of Latin America*, (London, Jonathan Cape Ltd., 1968) P. 759. Dexter Perkins, *op. cit.*, P. 125. ヲロン(Juan Peron) は米・ソ対立の中で、共産主義と資本主義間の中途の道を行って来た。そして彼は、わゆる「公正政策」(Justicialismo) を通じて、一九四七年には、米・英・ソ連に平和への道に復帰するよう求めた。
- (46) たゞ今は、ボリヴェリアでは極めて民族主義的色彩が強いグループがあった。つまり、エム・エヌ・マール (Movimiento Nacional Revolucionario) は一九四三年から一九四六年までに社会主義者、共産主義者、およびペロン主義者と協力して親米政権を追放した。

また、親米傾向の強いチリにおいてすら、一九四六年から一九五八年まで支配したヴェイデラ (Gabriel Gonzalez Videla) は共産党の支援の下で当選された後、一九四七年までに三名の共産党を内閣に参加させていた。

Hubert Herring, op. cit., P. 626.

(4) Victor Alba, *The Latin America*. (New York, Frederick A. Prager, 1969) P. 241.

Ronald Steel, *Pax Americana*. (New York, The Viking Press, 1967) P. 203.

## 第二節 朝鮮問題をめぐる米・ソ両国間の相剋

——国際信託統治案と国連審議案を中心に——

(1) 「適当な時期」(in due course) は暫定期間における信託統治を考へていたように思われる。朝鮮問題がカイロで取り上げられた最も大きな理由の一つは、対日戦との考慮から生じたものである。つまり、日本の攻撃以降、米国の極東政策と軍事作戦は主に日本を敗北させ、米国の安全保障という点との関連で太平洋地域において平和と安全を維持することであった。カイロ会談における米国の朝鮮問題に関する介入はこのような脈絡から考へられるべきである。

Leland M. Goodrich, *Korea, A Study of U. S. Policy in the United Nations* (New York, Council on Foreign Relations, Inc., 1956) P. 10.

(2) Gabriel Kolko, *The politics of War, The World and United States Foreign policy, 1943-1945*. P. 601.

(3) U. S. Department of state, *Foreign Relations of the United States* (Washington D. C., 1943) Vol. 3, Pp. 1093-1094. 以下 Foreign Relations of the United States 以下 Foreign Relations 以下 米記 以下。

Foreign Relations, *The Conference of Berlin: The Potsdam Conference, 1945*, vol. 1. (Washington D. C., 1960) P. 309.

Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull*, vol. 2. (New York, The Macmillan co., 1948) P. 1584.

(4) *Foreign Relations* (1944) vol. 2, Pp. 226-28, 1229.

(5) Gabriel Kolko, op. cit., P. 602.

(6) *Ibid.*,

(7) *Ibid.*,

(8) *Ibid.*, P. 603.

(9) 原子爆弾とソ連の戦争介入が日本の降伏をそれほど速めるとは考えなかった。そのような米国の誤算を埋め合わせるために、米国は「一般命令一号」で、三八度線以南の日本軍はソ連軍に降伏することを明示した。もし占領地域によって朝鮮の占領配分がなされたならば、ソ連軍が既に八月一二日に朝鮮に上陸したのに反して、米軍が九月八日までに朝鮮に到着しなかったことから米軍はほとんど朝鮮を占領しなかったであろう。また、スターリンが「一般命令一号」を受け入れた時に、スターリンも彼の部下もそれを拒否しなかったし、米軍がソウル、仁川に到着したときに、ソ連軍は三八度線以南の地域を米軍の占領区域として実質的に認めたのである。

(10) Gabriel Kolko, *Ibid.*, P. 603.

Harold R. Isaacs, *No Peace for Asia* (New York, The Macmillan co., 1947) P. 94.

(11) George M. McCune and Arthur L. Grey, Jr., *Korea Today* (Cambridge, Harvard University Press, 1950) P. 47.

(12) *Ibid.*, Harold Isaacs, *op. cit.*, P. 94.

(13) 第四章を参照。

(14) ハリー・S・トルーマン、加藤俊一、堀江芳孝訳『トルーマン回顧録』、東京、恒文社、一九六六、三二六—七頁。

Gabriel Kolko, *op. cit.*, P. 603.

(15) *Ibid.*

(16) 民族問題研究所編「カイロ宣言文」、「朝鮮戦争史——現代史の再発掘——」、東京、コリア評論社、一九六七年、三五—頁。

(17) 第一回「米・ソ合同委員会」は一九四六年三月二六日午後二時ソウルの徳寿宮で開催された。同会議に出席した米・ソ両国代表は下記の通りであった。

米国側：…アノルチ (Maj.-Gen. A. V. Arnold) (首席代表) 、ラングテン (Minister W. R. Langdon) 、ヤーター (Minister C. W. Thayer) 、ブース (Colonel R. H. Booth) 、ブリットン (Colonel F. H. Britton) 、ソ連側：…シムチロフ (Gen. T. F. Shitikov) (首席代表) 、ツマルプキン (特命全権大使 (Extraordinary Minister S. K. Tsarpkim) 、レベネフ (Maj.-Gen. N. G. Lebedeff) 、バラサノフ (Minister G. M. Balasanov) 、コルクレンコ (Colonel T. I. Korkulenko) 。  
事務局長：…マッカーリスネ (Captain W. McAllister 米国) 、チベチャンコ (Colonel A. K. Zybchenko ソ連)  
その他に補佐官 (Advisors) と技術専門官 (Technical Experts) が参加した。

Minutes, First Meeting of U. S. Soviet Joint Commission, March 20, 1946, Roll 1.

本論文では、U. S. Soviet Joint Commission に関する記録「U. S. - U. S. S. R. Joint Commission」最近「米国の文書館 (The National Archives of the United States)」で出されたマイクロフィルムを使用した。以下 U. S. - U. S. S. R. Joint Commission として表記する。

(18) 米・ソ合同委員会の予備会議に出席した米・ソ両国代表者は以下の通りである。

米国側代表…John R. Hodge, A. V. Arnold, A. L. Lerch, H. W. Benninghoff, R. H. Booth, F. H. Britton, J. C. Underwood, W. J. Herlihy, A. J. Cornelson.

ソ連側代表…T. F. Shirkov, S. K. Tsarpin, G. I. Shanin, A. A. Romanyenko, Balasanov Butuzov (Advisor), A. S. Pol'yanski, A. S. Maslov, Mrs. O. S. Maslova.

(19) 『朝鮮年鑑』一九四七年度版、ソウル、朝鮮通信社、二六頁。

(20) 同上。

(21) 「米・ソ合同委員会」の予備会議は一九四六年一月一六日から開始された。同会議においては、本会議で審議する共通の議題を作成するために、米・ソ両国それぞれ二名を選任し、分科委員会を構成した。こうして、米国側代表としては、ブース (R. H. Booth) と アンダウッド (J. C. Underwood) が、ソ連側代表としてはシャニン (G. I. Shanin) と ブツツフ (Balasanov Butuzov) がそれぞれ出席した。また、会議開催の時間については、全体会議を午後一時、分科委員会を午前中に行なうことを決定した。ところが、この分科委員会では、一四項目に達する議題を全体会議において審議することを決めたが、一九四六年一月一九日に開催された全体会議は経済・交通・行政の三つの分科委員会を組織し、これらの分科委員会はそれぞれ関係する項目を審議することにした。これら審議項目と分科委員会の構成および項目割り当てはつぎの通りであった。

(項目) 一、北朝鮮が南朝鮮に水力電気を供給する条件。

二、南北朝鮮間の米・原料 (raw materials)、燃料 (fuel)、産業用装備、化学 (chemicals) 製品のような商品の交換について。

三、南・北両地域間の鉄道、自動車による交通および沿岸貿易について。

四、南北朝鮮の諸港口の統一 (単一) 規制法について。(一) は筆者)。

五、a) 南・北両地域間で交換される商品に対する支払い方法について。

b) 単一財政体系 (financial system) の確立について。

- 六、北朝鮮地域に残された日本人約一〇〇、〇〇〇人の日本への送還問題 (北朝鮮から)。  
七、南・北両地域間の民間の移動問題について。  
八、南・北両地域間の郵便、小包の移動問題について。  
九、石炭、農産物 (北朝鮮以外の地域、特に満州から米国によって得られたもの：筆者) を北朝鮮地域を通じて南朝鮮に輸送する件について。

一〇、南・北間の電信・電話の再確立の件。

一一、貿易団体間の日常的通信回復について。

一二、南北朝鮮における放送の周波数の回数と長さについて。

一三、三八度辺の地域の部分的修正について。

一四、南北朝鮮に駐屯している米・ソ両国軍の協力問題について。

これらの一四の項目は

(一) 経済分科委員会 (economic sub-committee) (chairmen: Shanin (ソ連) Underwood (米国)) が①②⑤<sup>a</sup>

(二) 交通分科委員会 (Transportation sub-committee) (chairmen: Romanyenko (ソ連) Cornelson (米国)) が③④

(三) 行政分科委員会 (Administrative sub-committee) (chairmen: divisor Balasanov Butazov (ソ連) W. J. Herlity (米国))

が⑥⑦⑧⑩⑫を審議し、残りの⑨⑪⑬⑭は全体会議で審議することにした。なお、交通に関するすべての問題を解決するために、本会議では一九四六年一月三〇日に、合同輸送委員会 (Technical Joint Transportation Commission) を設けた。これは六名によって構成され、米・ソ代表三名がそれぞれ出席することになった。

Minutes, 32 d Meeting of U. S. - U. S. S. R Joint Commission, January 19, 1946 および U. S. - U. S. S. R Joint Commission, January 20, 1946, Roll 1.

(22) 『朝鮮年鑑』一九四七年度版、二六頁。

(23) Leland M. Goodrich, op. cit., P.18

(24) 『朝鮮年鑑』一九四七年度版、二八頁。

- (25) 同上。
- (26) 同上、二八—二九頁。
- (27) 同上、P. 29, Minutes, 7th Meeting of U. S. S. R Joint Commission March 29, 1946, Roll 1.
- (28) Joyce and Gabriel Kolko, *The Limits of Power, The World and United States Foreign Policy, 1945-1954* (New York, Harper and Row, 1972) Pp. 289 f.
- (29) 『朝鮮年鑑』一九四七年度版、三〇—三二頁。
- (30) 同上。
- (31) Joyce and Gabriel Kolko, op. cit. P. 290.
- (32) Richard E. Lauterbach, *Danger from the East* (New York, Harper & Brother, 1947) P. 244.
- (33) U. S. Department of State, *Korea Independence*. (Dept. of State publication 2933, Far Eastern Series 18) Pp. 20-32, Exchange of Letters 参照。以下、U. S. Department of State, *Korea Independence* 以下、*Korea Independence* を引用する。
- (34) Letter of General to General Chistakov, Dec. 24, in *Koreas' Independence*, P. 31.
- (35) Leland M. Goodrich, op. cit. P. 21.
- (36) 一九四七年五月二二日と六月三〇日の米・ソ合同会議はソウルと平壤で開催され、米・ソ両国代表を歓迎する特別会議としての形をとり、
- Welcoming the Soviet Delegation to Seoul, May 21, 1947, in Minutes, Special Meeting of U. S. - U. S. S. R. Joint Commission, Roll 1.
- Welcoming the American Delegation to Pyongyang, June 30, 1947, in Minutes, Special Meeting of U. S. - U. S. S. R. Joint Commission, Roll 1.
- (37) *Koreas' Independence*, Pp. 41-45.

(38) 今までの通説によれば南朝鮮の参加申請団体数は四二五になっていた。しかし、最近発表された資料によると四二三団体になっており、その内訳はつぎの通りである。

南朝鮮	右	一万以下	一万〜一〇〇万	一〇〇万以上	合計
	中	一八五	五九	七	
北朝鮮	左	三〇	四〇	四	三八
	右	六一	四〇	二	
		一〇	二三	五	

U. S. - U. S. R. Joint commission, Roll. 3.

(39) 精版社事件は紙幣偽造事件が朝鮮共産党の指令によって行われた、という理由で、同党の機関紙であった「解放日報」の発行所である精版社ビルを警察当局が搜索した事件である。この事件を契機として、米軍政当局は南朝鮮内の共産党に対し、強硬な対策をとったのであり、その後、南朝鮮における共産党の活動は制約を受けるようになった。

(40) Korea's Independence, P. 51.

(41) Ibid., pp. 53—56.

## 第二章 国連総会審議過程における米・ソ両国間の相剋と新興諸国の対応

### ——朝鮮問題を中心に——

#### 第一節 朝鮮問題の国連審議をめぐる米・ソ両国間の相剋と国連加盟諸国の対応

(1) ヴァイネケ (Harold M. Vinake) によれば、米国は安全保障理事会におけるソ連の拒否権を避けるために国連総会に朝鮮問題を提出したと述べている。

Harold M. Vinake, *The United States and the Far East 1945—1951*. (Stanford, Stanford University press, 1952). P. 63.

(2) ロバート・ラヴェットは朝鮮問題を国連で審議することが妥当であるのは、ギリシャ問題が国連で審議された先例があるからであ

る主張した。

- (3) U. N. Official Records : General Assembly, 2nd Session, Plenary Meetings, 1947, P. 22.
  - (4) *Ibid.*
  - (5) Albert C. Wedemeyer, *Wedemeyer Reports*, (New York, The Devin-Adair Co., 1958), Appendix XI, PP. 472 ff.
  - (6) *Ibid.*, P.477.
  - (7) ハリス・トルーマン、加藤俊一、堀江芳孝訳、前掲書、二二七頁。
  - (8) Alvin Z. Rubinstein, *The Soviets in International Organizations*, (New Jersey, Princeton University Press, 1964), PP. 3, 5.  
ソ連は具体的に国連が欧米資本主義諸国によって支配されており、欧米諸国の影響力の維持に貢献しているというイメージをもっていた。
- もともと、ソ連は自国の国家利益に反するいかなる議題に対しても拒否権を行使することが国連加盟の前提条件であった。したがって、ソ連は拒否権のない国連総会で朝鮮問題を審議することについて反対の立場を採った。
- (9) Joyce and Gabriel Kolko, *op. cit.*, P. 295.
  - (10) 張徳秀は韓民党政治部長と同党の中心的人物であったが信託統治を支持するという発言を行った後暗殺された。
  - (11) Joyce and Gabriel Kolko, *Ibid.*
  - (12) Henry Mayer and ALEN Nelson, eds, *Australian Politics*, (Melborn, Cheshire, 1973), P. 760.  
Paul Hasluck, *Workshop of Security* (Melborn, Cheshire, 1948), PP. 178—180.
  - (13) 特に、戦後のオーストラリアの外交政策と国防政策は、主に日本から侵略を受けた体験をもつ世代によって形成されていたことに注目する必要がある。
- Mayer and Nelson, eds., *op. cit.*, P. 760.
- (14) Hartly Gratran, *The United States and the Southeast Pacific* (Cambridge, Harvard University Press, 1961), P. 71.
  - (15) *Ibid.*, PP. 73, 81.
  - (16) U. N. official Records : General Assembly, 2nd Session, First Committee, 1947, P. 252.

- (17) *Ibid.*, P. 271.
- (18) *Ibid.*, P. 252.
- (19) オランダ、ベルギー、フランスなどは植民地国家として、国連活動において主としてイギリスの立場に共同歩調をとっていた。當時、国連においては、これらの諸国の植民主義に対し、東側諸国から激しい非難が向けられていた。
- (20) Alan Watt, *Ibid.*, pp. 94, 101.
- (21) についての英連邦諸国のなかでは、オーストラリア、ニュージーランドおよびインドを一応除外する。
- (22) F. S. Northedge, *Decent from Power, 1945—73* (London, George Allen & Unwin LTD, 1974), P. 175.
- (23) 齊藤真、前掲書、八〇—八二頁。
- (24) F. S. Northedge, *op. cit.*, pp. 177—178.
- (25) FECC-011/19, oct. 8, 1946. この対立は、米国が日本軍によってオランダ領から日本本土に運搬されたものとして思われる錫を、略奪品に関する極東委員会の決定が確定される以前に米国本土に運搬してしまったことから生じたものであった。
- (26) U. N. Official Records: General Assembly, 2nd Session, Plenary Meetings, 1947, P. 851.
- (27) *Ibid.*.
- (28) 米国の四大国外相会議開催の提案について、イギリス、中国は賛成の意を表明した。しかし、ソ連は朝鮮の独立問題はあくまでもモスクワ協定に基づく米・ソ合同会議における解決事項として受けとめていた。ソ連がこのような立場を採ったのは、米国の立場を支持するイギリス、中国代表をまじえて、四大国外相会議を開催するよりは米・ソ合同委員会で交渉することがソ連にとって有利な状況になると判断したからであると思われる。
- (29) U. N. Official Records: General Assembly, 2nd Session, Plenary Meetings, 1947, P. 286.
- (30) *Ibid.*, P. 287.
- (31) *Ibid.*, P. 275.
- (32) *Ibid.*, P. 276.
- (33) このようなソ連の立場は、国連総会第九〇回本会議において、ヴィシンスキ (Andrei V. Vyshinsky) によって表明された。彼は第一に、米國務長官マーシャルが朝鮮問題の国連審議理由として、「今日までの米・ソ合同委員会の失敗責任はソ連側の態度にあると

いう見解は間違いであり、それはソ連を非難しようとする意図的なものである」と受けとめた。そのようなことを裏づける例として、彼が示したのは「ソ連政府が一九四七年八月二十六日、米国政府に行った建設的な提案が米国政府に受け入れられなかった」ということとであった。そして、ヴィンスキは米・ソ合同委員会における朝鮮問題解決の失敗責任は米国代表が負うべきであると述べた。彼が指摘した第二点は、朝鮮問題の解決方法は国連総会ではなく、一九四五年二月のモスクワ三国外相会議に明確に規定されているということであった。

彼は朝鮮問題の解決方法がモスクワ協定によって明確に規定されているにも拘らず、米国がモスクワ協定に基づく解決を強固に拒否している限り、ソ連としても朝鮮問題に関する特別審議を国連で行う必要がないという立場を採った。第三に、国連憲章に立脚してみても朝鮮問題を国連で審議することは不法であるということとであった。つまり、国連憲章第一〇条、第一条、第三五条二項は国連総会に対し、平和維持と安全に関するいかなる問題についても審議する権限を与えているけれども、米国代表が提案した朝鮮問題については国際的協定が締結されており、このような国際的協定が存在している場合には、国連総会の審議対象から除外されるものであると主張した。

以上のような理由をあげて、ソ連は朝鮮問題の解決において自国に不利な国連総会での審議を回避し、あくまでもモスクワ三国外相会議に基づく米・ソ合同委員会のレヴェルで交渉すること、あるいは米国が既に考慮しようとしぬ朝鮮問題の四大国会議の開催を主張することによって、ソ連に有利な形で解決しようとした。

(34) 米・ソ両国は極東委員会の審議においては常に少数派の立場におかれていた。そのことは、特に賠償問題に関する審議において典型的に示された。

(35) 中国共産党が満州で勝利を収めていた一九四七年六月以降には、蒋介石が米国に派遣した中国の使節団は米国からあらゆる援助を得るためにロビー活動を強化していた。また、現地実情調査団として、中国に派遣されたウェデマイヤーは米国の共産化を阻止するためには、満州を蒋介石の支配から分離して五大強大国の保護、あるいは国連信託統治の下におくことを構想した。

Albert C. Wedemeyer, op. cit., P. 459. Joyce and Gabriel Kolko, op. cit., PP. 534-539. 特に五三八参照。

(36) U. N. Official Records : General Assembly, 2nd Session, First Committee, 1947, P. 253.

(37) そのような動きとして、一九四七年一月に張繼忠將軍は南京のソ連大使館に中国の内戦の仲介を求めた。ソ連側はその提案を承諾したと言われている。

- Gabriel Kolko, op. cit., P. 545.
- (38) U. N. Official Records : General Assembly, 2nd Session, Plenary Meetings, 1947, P. 20.
- (39) U. N. Official Records : General Assembly, 2nd Session, First Committee, 1947, P. 283.
- (40) Ibid.
- (41) 米国はフィリピンに独立を与えるとともに、戦争中に破壊されたフィリピン経済を再建するために援助した。また、フィリピンは一次産品を米国市場に販売しなければならなかったのであり、米国からは消費財を輸入した。
- (42) U. N. Official Records : General Assembly, 2nd Session, First Committee, 1947, P. 253.
- (43) Ibid.
- (44) Ibid., P. 254.
- (45) Ibid.
- (46) Ibid., P. 20.
- (47) Ibid., PP. 269—270.
- (48) United Nations, Yearbook of the United Nations 1946—47, (以下 Yearbook of the United Nations としつて表記する) (New York, Department of Public Information, 1947) PP. 341—343.
- (49) Yearbook of the United Nations 1947—48, PP. 356—362S/410 参照。
- エジプト外相は一九四七年七月八日付国連事務総長宛の書翰で、イギリス軍がエジプト民衆の意思に反してエジプトに駐屯していると訴えた。国連安保理では一九四七年七月一七日、第一五九回会議においてエジプト問題を安保理の議題に含め、一九四七年八月五日から審議した。エジプトがこの問題を安保理事に提訴するまえに、一九四六年にイギリスとエジプト両国間には交渉が行われ、エジプトは同国領土からイギリス軍の無条件完全撤退を求めた。しかし、イギリスは一方においては、エジプトに義務を負う同盟国にしようとしたのであり、他方では一八九九年以来支配していたスーダン (Sudan) の行政権の継続的維持を主張したので決裂した。

## 第二節 朝鮮民衆代表の国連総会への招請案

——ソ連決議案を中心に——

- (1) U. N. Doc. A/C. 1/218.
- (2) John Weckerling Report, U. S. - U. S. S. R. Joint Commission, May 3, 1947, Roll 4.
- (3) U. N. Official Records: General Assembly, 2nd session, Plenary Meetings, 1947, P. 276.
- (4) その一つは、朝鮮民衆の国連への招請案であり、もう一つは、朝鮮から米・ソ占領軍を「同時・即時撤退」させる、という決議案であった。
- (5) U. N. Doc. A/C. 1/229.
- (6) U. N. Doc. A/C. 1/230.
- (7) 当時、朝鮮では米・ソ両国いずれの立場を支持せず、第三の路線を志向する強力な政治勢力が南・北にそれぞれ存在していた。その政治勢力の中心人物として、金奎植、金九がいた。なお、この点については、本稿の第四章を参照されたい。
- (8) アラブ高等委員会 (Arab Higher Committee) はパレスチナ現地機関として、一九三六年エルサレムで、ハイ・アミン・エル・フセイニ (Haj Amin el Hussein) によって組織され、ユダヤ勢力に対抗した。フセイニはアラブ民族解放運動家で、エルサレムの名門の出身である。一九二〇年パレスチナの反ユダヤ運動を指導してイギリス当局に逮捕され死刑の判決を受けたが逃亡した。第二次大戦中はドイツに入り、ドイツ敗戦後フランス当局に逮捕されたが、一九四五年逃亡した。第二次大戦後アラブ連盟から統一国家建設を依頼され、アラブ高等委員会の委員長になった。
- (9) ユダヤ民族機関 (The Jewish Agency) とはシバー (Abba Hillel Silver) 博士を議長とし、アラブ勢力に対抗するユダヤ民族の代表団体である。組織的なシオニスト (Zionist) 運動は一八九七年ウィーンの前作家であったテオドル・ヘルツルがスイスのバーゼルで始めたものであった。その後、一九〇八年にパレスチナ・オフィスが設置された。一九一八年六月、バルフォア宣言以後、世界的なシオニスト運動の指導的人物になったポーランド生れのユダヤ人でマンチェスター大学の化学講師であったワイズマン (Chaim Weizman) 博士によって最初のユダヤ人代表機関であるナショナル・コミッティがパレスチナに設立され、これがさらに、ユダヤ民族機関に発展した。

U. N. Doc. A/C. 1/4 参照。

- (10) インドネシア共和国代表の国連招請のごうびせ、United Nations, Official Records, Security Council, July 31, 1947 の第一七三回会議を参照された。
- (11) パレスチナ問題の審議のごうびせ U. N. Official Records, Ad Hoc Committee, 1947, Pp. 2ff. せせせ U. N. Doc. A/AC. 14/2.
- (12) Yearbook of the United Nations 1947-48, P. 64.
- (13) 朝鮮問題がパレスチナ問題と基本的に異なると主張した代表は、パレスチナ問題の場合には国連での審議以前にすでにアラブとイスラエルを代表する機関があったのに反して、朝鮮ではその機関がなかったことをあげていた。
- (14) U. N. Official Records : General Assembly, 2nd Session, First Committee, 1947, P. 10.
- (15) Ibid., Pp. 259-260.
- U. N. Official Records : Security Council, 1947, Pp. 1616-1620.
- (16) U. N. Official Records : General Assembly, 2nd Session, First Committee, 1947, P. 791.
- (17) Ibid., P. 267.
- (18) Ibid.
- (19) Ibid., P. 257.
- (20) Ibid.
- (21) Ibid., Pp. 258, 263.
- (22) Ibid.
- (23) U. N. Doc. A/C. 1/230.
- (24) U. N. Official Records : General Assembly, 2nd Session, First Committee, 1947, P. 276.
- (25) 米国は、一方で、朝鮮が対ソ戦略からみて重要でないにも拘らず、経費支出が多く、他方では、米軍政に対する南朝鮮側の抵抗が強かったので、共産化を最大限に阻止する政権を樹立して朝鮮から手を引こうとした。朝鮮の戦略的価値については『トルーマン回顧録』、『ウェデマイヤ報告書』また、南朝鮮の米軍政に対する抵抗については『Joyce and Gabriel Kolko, OP. cit., Pp. 290-294.』
- (26) そのような可能性として、ダレス米国代表があげた例は、北朝鮮の対南朝鮮放送が「米国の反動政策」と「ソ連の平和政策」を宣伝している、という点であった。

- (27) U. N. Official Records : General Assembly, 2nd Session, First Committee, 1947, P. 270.
- (28) Ibid..
- (29) Ibid., P. 273.
- (30) Ibid., P. 277. おまひ U. N. Doc. A/C. 1/233. ウナライナ共和国代表は、連決議案に対する修正案を、米国が提出した。U. N. Doc. A/C. 1/218. 此一案に韓議を伴うリクを要請した。
- (31) U. N. Official Records : General Assembly, 2nd Session, First Committee, 1947, P. 273.
- (32) Ibid., PP. 267-268.
- (33) Ibid..
- (34) Ibid., PP. 270-271.
- (35) Ibid., P. 276.
- (36) Ibid., P. 274.
- (37) Ibid., P. 273.
- (38) Ibid., P. 284.
- (39) Ibid., P. 274.
- (40) Ibid., P. 279.
- (41) Ibid., ㄱ-43 U. N. Doc. A/C. 1/231.
- (42) U. N. Official Records : General Assembly, 2nd Session, First Committee, 1947, PP. 264, 279. 中国代表は、朝鮮代表との協議は国連総会だけひなぐ、現地である朝鮮においても行ふ必要がある、といふことと「国連臨時朝鮮委員会」の朝鮮への派遣を支持した。
- (43) Ibid., P. 20.
- (44) Ibid., P. 269.
- (45) Ibid..
- (46) Ibid., P. 285.
- (47) Report of a Study Group Set up by the Indian Council of World Affairs, India and the United Nations (New York, Manhattan Publish-

- ing Co. 1957) P. 5.
- (47) *Ibid.*, pp. 27-28. The Indian Annual Register : July-December 1946. (Calcutta, N. N. Mitra, 1947) pp. 252 f.
- (48) Menon Speech, Jan. 12, 1948. UNTCOK Press, Release No. 5, Jan. 12, 1948. たゞえ<sup>44</sup>。インド代表メノンは一九四八年朝鮮への到着声明で、国連臨時朝鮮委員会が米・ソを除外し、中小国によって構成されてゐる点を強調した。
- (49) U. N. Official Records : General Assembly, 2nd Session, First Committee, 1947, P. 263.
- (50) *Ibid.*
- (51) *Ibid.*
- (52) *Ibid.*, p. 274. フランス代表は国連に招請されるべき代表は「全朝鮮」を代表する代表であるべきである、と主張する中国代表の立場を支持した。
- (53) *Ibid.*, p. 262.
- (54) U. N. Official Records : General Assembly, 2nd Session, Plenary Meeting, 1947, pp. 851, 858.
- (55) *Ibid.*
- (56) U. N. Official Records : General Assembly, 2nd Session, First Committee, 1947, P. 286.
- (57) *Ibid.*
- (58) *Ibid.*, pp. 276, 847.
- (59) 賛成四三票、反対六票、棄権四票。なお、ソ連を中心とした共産は表決に参加しなかった。
- (60) U. N. Official Records : General Assembly, 2nd Session, First Committee, 1947, P. 281.
- (61) U. N. Doc. A/A. 1/235.

### 第三節 米・ソ占領軍の撤退案

——ソ連決議案を中心に——

- (1) ギリシャ問題は安全保障理事会、および国連総会において審議された。安保理におけるギリシャ問題は一九四六年二月三日、国連駐在ギリシャ代表がギリシャ北部地方のゲリラ活動との関連で、その審議を要請した。これに対し、アルバニア、ブルガリア、ユーゴスラヴィア政府はギリシアウ政府によって行われた「内政干渉」についての非難を否定した。

安全保障理事会は一九四六年一月九日、第八七回会議において「調査委員会(Commission of Investigation)」を設置し、同委員会は一九四七年六月二五日報告書を公表した。ところで、同調査委員会の報告書には米・英を中心とした多数派による報告書とソ連・ポーランドの少数派による報告書とがあり、その内容を異にしていた。多数派は報告書の結論として、「(イ)、アルバニア、ブルガリア、特にユーゴスラヴィアはギリシャのゲリラを援助している。(ロ)、ブルガリアとユーゴスラヴィアは、マセドニア(Macedonia)をユーゴスラヴィア連邦に編入させる目的で、ギリシャ内のスラボ・マセドニア(Slavo-Macedonia)人の分離運動を支持している」とした。これに対し、ソ連・ポーランドの少数派は、「(イ)、多数派によって取りあげられた事柄は矛盾している。(ロ)、調査委員会で証言した者はファシスト協力者、および犯罪者であり、あるいは委員会で適当な証言を行わせしめるために、ギリシャ政府によって脅迫、拷問されたり、恐喝されたのである。(ハ)、アルバニア、ユーゴスラヴィア、ブルガリア政府がギリシャのゲリラを援助しているという非難はギリシャ、マセドニア分離運動を支持している、という非難と同様に根拠のないものである。(ニ)、無秩序なギリシャの地方地域だけでなく、中部・南部地域においても内戦が展開されている」と主張した。

このように、米・英とソ連の見解が相違していたが、一九四七年六月二七日、安全保障理事会第一四七回会議で米国代表が多数派結論に基づく決議案を提出した。ソ連もこれに対抗するために、安全保障理事会第一五三回会議で決議案を提出し、ギリシャの国内の政治状況を改善し、民主的ギリシャを樹立する条件を整えるためにギリシャから外国の軍隊を撤退するよう要請した。

U. N. Doc. S/360, U. N. Doc. S/404. ㊦㊧㊨ U. N. Official Records : Security Council, 1947, P22.

(2) Ibid. pp. 20-30.

(3) 米・ソ合同委員会の米国側書記である William H. Edwards は、一九四七年四月一〇日、ホッジ米占領軍司令官の指示として米国側代表であった John Weckerling, Arthur C. Bunce, W. R. Langdon, Clyde B. Sargent, Robert A. Kinney, Eugene E. Prostov 宛に秘密覚書を送り、米占領軍撤退に関する意見を求めた。

U. S. - U. S. S. R. Joint Commission, Roll 4.

(4) この三つの方法は、「米・ソ合同委員会」の米国首席代表ブラウンが「同時撤退」に関する意見をまとめて、一九四七年四月二八日ホッジ占領軍司令官に報告したものである。

(5) 第三案に基づき占領軍が南朝鮮から撤退する場合に、米国は、第一に、米軍の再投入が不可能であり、第二に、ソ連が米国の中南米に対する内政干渉を根拠に、ソ連の朝鮮への介入を正当化する恐れがあると警戒していた。

(6) 「米・ソ合同委員会」に参席していた米國側代表パンスが、一九四七年五月一日、首席代表代理ヴェカリングに提出した意見書。また、ヴェカリングは彼の意見書のなかで、米國務省が朝鮮における共産主義の拡大を阻止するために、強力な政策を発表すべきであると主張した。

U. S. - U. S. S. R. Joint Commission, Roll 4.

- (7) U. N. Official Records : General Assembly, 2nd Session, First Committee, 1947, P. 267, 284, 286.
- (8) Ibid.
- (9) Ibid. P. 284.
- (10) Ibid.
- (11) Ibid. P. 267.
- (12) Ibid. P. 286.
- (13) Ibid.
- (14) Ibid. P. 284.
- (15) 特に、ウクライナ共和国代表がそのような非難を行った。 U. N. Official Records : General Assembly, 2nd Session, First Committee, 1947, P. 292.
- (16) Ibid. P. 289.
- (17) Ibid.
- (18) Ibid.
- (19) Ibid.
- (20) Ibid.
- (21) Ibid.
- (22) Ibid.
- (23) Ibid. P. 290.
- (24) Ibid.

- (25) Ibid.
  - (26) Ibid.
  - (27) Ibid.
  - (28) Ibid., P. 292.
  - (29) Ibid.
  - (30) Ibid., P. 294.
  - (31) Ibid., P. 285.
  - (32) Ibid., P. 286.
  - (33) Ibid.
  - (34) Ibid., P. 283.
  - (35) Ibid., P. 296.
  - (36) Ibid., P. 303.
  - (37) Ibid., P. 276.
  - (38) Edwin Lieuw, op. cit., P. 94.
  - (39) U. N. Official Records: General Assembly, 2nd Session, Plenary Meetings, 1947, P. 858.
  - (40) Ibid., P. 851.
  - (41) U. N. Doc. A/C.1/218/Rev. 1.
  - (42) U. N. Official Records: General Assembly, 2nd Session, First Committee, 1947, P. 305.
  - (43) Ibid., P. 307. および U. N. official Records, General Assembly, Plenary Meetings, 2nd Session, 1947, P. 858.
- 本会議において、第一委員会の勧告案は賛成四六票、反対〇票、棄権六票で採択された。また、ソ連を中心とした共産圏六ヶ国は投票に参加しなかった。